

国立印刷局の平成 30 年度の 業務実績に関する評価書

令和元年 8 月 30 日

財務省理財局

様式 3-1-1 行政執行法人 年度評価 評価の概要

| 1. 評価対象に関する事項 | | |
|---------------|-------------|----------------|
| 法人名 | 独立行政法人国立印刷局 | |
| 評価対象事業年度 | 年度評価 | 平成 30 年度 |
| | 主務省令期間 | 平成 27 年度～令和元年度 |

| 2. 評価の実施者に関する事項 | | | |
|-----------------|------|---------|------------------|
| 主務大臣 | 財務大臣 | | |
| 法人所管部局 | 理財局 | 担当課、責任者 | 国庫課 課長 金森敬 |
| 評価点検部局 | 大臣官房 | 担当課、責任者 | 文書課政策評価室 室長 渡部保寿 |

| 3. 評価の実施に関する事項 |
|--|
| 評価の実施に当たっては、6月20日に国立印刷局理事長及び監事に対してヒアリングを行い、7月25日に有識者からの意見聴取を行った。 |

| 4. その他評価に関する重要事項 |
|------------------|
| 特になし |

様式 3-1-2 行政執行法人 年度評価 総合評定

| 1. 全体の評定 | | | | | | |
|-------------------|---|----------------------------|------|------|------|-------|
| 評定 (S、A、B、C、D) | B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 | (参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況 | | | | |
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
| | | B | B | B | B | |
| 評定に至った理由 | 項目別評定は2項目がCであるものの、難易度の高い4項目を含め5項目がA、その他18項目がBであること、また、法人全体の信用を失墜させる事象も生じなかったことから、「独立行政法人の評価に関する指針」（総務大臣決定）に基づきBとした。 | | | | | |

| 2. 法人全体に対する評価 | |
|---------------------|---|
| 法人全体の評価 | <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度においては、主要事業である日本銀行券の製造や研究開発、旅券の製造、官報の編集・印刷について確実に実施しており、国立印刷局に課せられた使命を着実に果たしている。 その他の事業についても、平成29年度に課題とした業務プロセスの改善に着実に取り組み製造工程管理を徹底したことにより、契約数量の全てについて規格内製品を納期までに確実に納品している。 他方で業務運営においては、法人文書ファイルの紛失事案や労働基準監督署から是正勧告を受ける事案が発生している。改善措置を直ちに講じるなど迅速な対応が実施されているものの、今後同様の問題が発生することがないよう再発防止の徹底に努められたい。 新規色調変化材料等に関する研究成果2件が日本印刷学会から「研究発表奨励賞」を受賞したこと及び国立研究開発法人等の政府調達公告にかかる入稿から掲載までの期間を約半分に短縮したことは、高く評価できる。 <p>以上を踏まえ、全体としては事業計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> |
| 全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項 | 特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。 |

| 3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など | |
|--------------------------|--|
| 項目別評定で指摘した課題、改善事項 | <ul style="list-style-type: none"> 法人が自ら課題としているとおり、法人文書の紛失が生じないよう再発防止の徹底を図られたい。 法人が自ら課題としているとおり、同種・類似の労働災害が発生しないよう再発防止の徹底を図られたい。 |
| その他改善事項 | 該当なし |
| 主務大臣による監督命令を検討すべき事項 | 該当なし |

| 4. その他事項 | |
|----------|---|
| 監事等からの意見 | <p>○監事ヒアリング（令和元年6月20日）における監事からの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本銀行券や旅券、官報の確実な製造に加えて、改刷や次期・次世代旅券、官報業務プロセス改善に関する取組など、足元の製造活動と中長期的な視点での取組とがバランスよく運営されており、法人の使命を確実に果たしていることは高く評価されるべきと考えている。 法人文書の紛失については、事案を重く受け止め、文書管理の徹底に向けた教育研修を充実させるなど、各職員一人一人の意識向上を図っていくことが重要であると考えている。 平成30年度においては、労働基準監督署から是正勧告を受ける労働災害事案が発生している。製造現場における安全を確保することは現場環境整備の重要な要素であり、職員の労働安全に対する意識向上や定着を図るためにも、本局からの情報発信が重要であると考えている。 |
| その他特記事項 | <p>○独立行政法人国立印刷局の業務実績評価に関する有識者会合（令和元年7月25日）において、各委員から出された主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「業務の効率化」については、固定費が削減目標を超過している状況にあるため、令和元年度の目標達成に向けて更なる努力をすべきである。なお、今後新たな目標を検討する際に |

は、現場工場の安定稼働に十分留意した設定がなされることが望ましい。

- ・労働基準監督署から是正勧告を受けた労働災害事案及び法人文書ファイルの紛失事案については、今後同様の事案が発生することのないよう、再発防止の徹底を図ることが重要である。
- ・「人事管理」について、男性職員の育児休業取得率が34%となっていることは評価できる。

様式 3-1-3 行政執行法人 年度評価 項目別評価総括表

| 年度目標（事業計画） | 年度評価 | | | | | 項目別 調書No. | 備考 |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------|----|
| | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 | | |
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | | | | | | | |
| 銀行券等事業 | — | — | — | A | | | |
| 1. 銀行券等事業 | / | / | / | / | | | |
| (1) 財務大臣の定める製造計画の確 実な達成 | <u>A○</u> | <u>A○</u> | <u>A○</u> | <u>A○</u> | I-1-(1) | | |
| (2) 通貨当局との密接な連携等 | B | B | B | B | I-1-(2) | | |
| (3) 国民に対する情報発信 | A | A | A | A | I-1-(3) | | |
| (4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研 究開発 | <u>A○</u> | <u>A○</u> | <u>A○</u> | <u>A○</u> | I-1-(4) | | |
| 2. 銀行券等事業（銀行券以外） | / | / | / | / | | | |
| (1) 旅券の製造 | <u>A○</u> | <u>A○</u> | <u>A○</u> | <u>A○</u> | I-2-(1) | | |
| (2) その他の製品 | C | B | C | B | I-2-(2) | | |
| 官報等事業 | — | — | — | A | | | |
| 3. 官報等事業 | / | / | / | / | | | |
| (1) 官報の編集・印刷 | <u>A○</u> | <u>A○</u> | <u>A○</u> | <u>A○</u> | I-3-(1) | | |
| (2) その他の製品 | B | B | B | B | I-3-(2) | | |
| II. 業務運営の効率化に関する事項 | | | | | | | |
| 1. 組織体制、業務等の見直し | / | / | / | / | | | |
| (1) 組織の見直し | B | B | B | B | II-1-(1) | | |
| (2) 業務の効率化 | B | B | B | B | II-1-(2) | | |

| 年度目標（事業計画） | 年度評価 | | | | | 項目別 調書No. | 備考 |
|---|----------|----------|----------|----------|-----------|--------------|----|
| | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 | | |
| III. 財務内容の改善に関する事項 | | | | | | | |
| 1. 予算、収支計画及び資金計画の策 定、採算性の確保 | B | B | B | B | | III-1 | |
| 2. 短期借入金の限度額 | — | — | — | — | | IV | |
| 3. 不要財産又は不要財産となること が見込まれる財産がある場合には、 当該財産の処分に関する計画 | B | B | B | — | | V | |
| 4. 上記に規定する財産以外の重要な 財産を譲渡し、又は担保に供しよう とするときは、その計画 | — | — | — | B | | VI | |
| IV. その他業務運営に関する重要事項 | | | | | | | |
| 1. ガバナンスの強化に向けた取組 | / | / | / | / | | | |
| (1) 内部統制に係る取組 | — | — | B | B | | VII-1-(1) | |
| (2) コンプライアンスの確保 | B | B | B | C | | VII-1-(2) | |
| (3) リスクマネジメントの強化 | B | B | B | B | | VII-1-(3) | |
| (4) 個人情報の確実な保護等への取 組 | B | B | B | B | | VII-1-(4) | |
| (5) 情報セキュリティの確保 | B | B | B | B | | VII-1-(5) | |
| (6) 警備体制の維持・強化 | — | B | B | B | | VII-1-(6) | |
| 2. 人事管理 | B | B | B | B | | VII-2 | |
| 3. 施設及び設備に関する計画 | B | B | B | B | | VII-3 | |
| 4. 保有資産の見直し | B | B | B | B | | VII-4 | |
| 5. 職場環境の整備 | / | / | / | / | | | |
| (1) 労働安全の保持 | C | B | B○ | C○ | | VII-5-(1) | |
| (2) 健康管理の充実 | B | B | B | B | | VII-5-(2) | |
| (3) 職務意識の向上・組織の活性化 | — | — | — | B | | VII-5-(3) | |
| 6. 環境保全 | A | A | A | B | | VII-6 | |
| 7. 積立金の使途 | — | — | — | — | | VII-7 | |

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

※主務省令期間で経年表示する。

※IV-1-(2)～(5)の28年度以前の評定については、関連する各項目の評定を記載

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|---|----------------------|---|
| I-1、I-2 | 銀行券等事業 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | (財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-1 通貨の円滑な供給 施策 4-1-2 偽造通貨対策の推進 施策 4-1-5 通貨への関心の向上 (外務省) 基本目標 IV 領事政策 施策 IV-1 領事業務の充実 施策 IV-1-1 領事サービスの充実 施策 IV-1-1 (3) 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 2 項及び第 3 項 |
| 当該項目の重要度、難易度 | 【重要度：高】 I-1-(1)、I-1-(4)、I-2-(1) 【優先度：高】 I-1-(1) 【難易度：高】 I-1-(1)、I-1-(4)、I-2-(1) | 関連する政策評価・行政事業レビュー | (財務省) 平成 30 年度事前分析表〔総合目標 4〕 平成 30 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕 (外務省) 平成 30 年度事前分析表〔外務省 30-IV-1〕 行政事業レビューシート（平成 30 年度） 番号 0124 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|--------------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------------------------|-----------------|----------|----------|----------|-----------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 (指数) | 基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 |
| I-1-(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 | | | | | | | | | | | | |
| (参考指標) 設備投資計画において年度内受入れとした 1 億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く） | | | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | |
| 製造計画達成度 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | 売上高（百万円） | 63,693 | 57,210 | 58,099 | 58,236 |
| | | | | | | | | 売上原価（百万円） | 52,490 | 45,188 | 47,482 | 46,911 |
| | | | | | | | | 販売費及び一般管理費（百万円） | 2,917 | 2,248 | 2,407 | 2,657 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|------|---|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--|--|--------|--------|--------|--------|
| 納期達成率 | | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | 営業費用（百万円） | 55,408 | 47,436 | 49,889 | 49,569 |
| 保証品質達成率 | | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | 営業利益（百万円） | 8,286 | 9,774 | 8,210 | 8,668 |
| （参考指標） 生産設備の可動率 | 製紙機械 | | | 98.0% | 99.1% | 99.4% | 99.3% | | 従事人員数（人） （各年度4月1日現在） | 4,216 | 4,199 | 4,256 | 4,210 |
| | 印刷機械 | | | 98.5% | 98.4% | 98.1% | 97.6% | | | | | | |
| 情報漏えい、紛失・盗難発生の有無 | | 無 | | 無 | 無 | 無 | 無 | | 注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。 従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。 | | | | |
| I-1-（2）通貨当局との密接な連携等 | | | | | | | | | | | | | |
| （参考指標） 通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無（年1回12月末） | | | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | | | | | | |
| （参考指標） 対応の内容と回数 | | | （対応回数） 5回 | （対応回数） 13回 | （対応回数） 9回 | （対応回数） 5回 | （対応回数） 1回 | | | | | | |
| I-1-（3）国民に対する情報発信 | | | | | | | | | | | | | |
| （参考指標） 博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数 | 来場者数 | | 22,335人 | 25,946人 | 25,821人 | 23,751人 | 27,122人 | | | | | | |
| | 開催 | | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 | | | | | | |
| | 出展回数 | | 5回 | 7回 | 10回 | 12回 | 13回 | | | | | | |
| 博物館におけるアンケート結果 | | 5段階評価で平均評価3.5超 | | 4.50 | 4.50 | 4.60 | 4.65 | | | | | | |
| （参考指標） 出張講演等の実績回数 | | | 4回 | 4回 | 2回 | 3回 | 7回 | | | | | | |
| （参考指標） ページビュー数、更新回数 | ビュー数 | | 1,806,709件 | 2,060,504件 | 1,993,926件 | 2,035,681件 | 1,817,070件 | | | | | | |
| | 更新回数 | | | 628回 | 602回 | 658回 | 657回 | | | | | | |
| （参考指標） ホームページに寄せられた問合せに対する回答率 | | | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | |
| 工場見学者アンケート結果 | | 5段階評価で平均評価3.5超 | | 4.36 | 4.49 | 4.54 | 4.58 | | | | | | |
| I-1-（4）偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 | | | | | | | | | | | | | |
| 研究開発計画の策定の有無 | | 有 | | 有 | 有 | 有 | 有 | | | | | | |
| 研究開発活動の成果 | | 終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る | | 上回った | 上回った | 上回った | 上回った | | | | | | |

| I-2-(1) 旅券の製造 | | | | | | | |
|---------------------|------|--|------|------|-------|------|--|
| 受注数量製造率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| 納期達成率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| ISO9001 認証の維持・更新の有無 | 有 | | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| 保証品質達成率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| 情報漏えい、紛失・盗難発生の有無 | 無 | | 無 | 無 | 無 | 無 | |
| I-2-(2) その他の製品 | | | | | | | |
| 受注数量製造率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| 納期達成率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| 保証品質達成率 | 100% | | 100% | 100% | 99.8% | 100% | |
| 情報漏えい、紛失・盗難発生の有無 | 無 | | 有 | 無 | 無 | 無 | |

注)「I-1-(3) 国民に対する情報発信」については、国立印刷局及び銀行券に関する情報を国民に向けて発信しているが、銀行券等事業に関する情報発信が大半を占めるため、銀行券等事業の項目としている。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|--|------|------|--------------|---|----|---|--|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 評価 | |
| | | | | <p><評価と根拠> 評価：A</p> <p>「銀行券等事業」については、全ての項目において定量的な数値目標を達成するとともに、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>また、銀行券等事業の6項目のうち3項目は難易度が「高」と設定されていること、他の1項目は定量的な数値目標を120%以上達成していることを踏まえ「A」と評価している。</p> <p>以上のことから、「銀行券等事業」については、6項目中4項目を「A」、他の2項目を「B」と評価しており、全体として事業計画における所期の目標を</p> | | <p>評価</p> <p>A</p> <p>「銀行券等事業」については全6項目中4項目が「A」評価となっているほか、全ての項目において定量的指標及び定性的な取組のいずれも事業計画における所期の目標を達成している。</p> <p>銀行券等各種製品の製造に際してはPDCAサイクルを適切に機能させており、また平成29年度に課題とした業務プロセスの改善にも着実に取り組んでいると認められる。</p> <p>加えて、平成30年度においては、新規色調変化材料等に関する研究成果2件が日本印刷学会から「研究発表奨励賞」を受賞したほか、ホームページに寄せられた各種問合せに対しても連絡先が不明などの理由により回答が困難なものを除き全てに回答しているなど、引き続き顕著な取組も認められる。</p> <p>以上のことから、「銀行券等事業」につい</p> | |
| <p>銀行券等事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。</p> | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|---|--|
| | | | | | <p>上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | <p>では全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。</p> |
|--|--|--|--|--|---|--|

| | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| 4. その他参考情報 | | | | | | |
| (予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載) 特になし。 | | | | | | |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|---|--------------------------|---|
| I-1-(1) | 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | (財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-1 通貨の円滑な供給 | 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など) | 独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 1 号及び第 6 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | 【重要度：高】通貨制度の根幹をなす銀行券について、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成し、銀行券を円滑に供給することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【優先度：高】銀行券の供給が停滞した場合、経済活動及び国民生活に著しい影響が生じることから、銀行券事業を優先的に行う必要があるため。 【難易度：高】高度な偽造防止技術を搭載した銀行券を、高い品質が均一に保たれた状態で大量生産し、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程管理が求められるため。 | 関連する政策評価・行政事業レビュー | (財務省) 平成 30 年度事前分析表〔総合目標 4〕 平成 30 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------------------------|-----------------------------|----------|----------|----------|-----------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 (指数) | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 |
| (参考指標) 設備投資計画において年度内受入れとした 1 億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く） | | | 100% | 100% | 100% | 100% | | | 売上高（百万円） | 63,693 | 57,210 | 58,099 | 58,236 |
| 製造計画達成度 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | | 売上原価（百万円） | 52,490 | 45,188 | 47,482 | 46,911 |
| 納期達成率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | | 販売費及び一般管理費（百万円） | 2,917 | 2,248 | 2,407 | 2,657 |
| 保証品質達成率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | | 営業費用（百万円） | 55,408 | 47,436 | 49,889 | 49,569 |
| (参考指標) 生産設備の可動率 | 製紙機械 | | 98.0% | 99.1% | 99.4% | 99.3% | | | 営業利益（百万円） | 8,286 | 9,774 | 8,210 | 8,668 |
| | 印刷機械 | | 98.5% | 98.4% | 98.1% | 97.6% | | | 従事人員数（人） (各年度 4 月 1 日現在) | 4,216 | 4,199 | 4,256 | 4,210 |
| 情報漏えい、紛失・盗難発生の有無 | 無 | | 無 | 無 | 無 | 無 | | | | | | | |

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|------|-----------|----|---------|------|----|-------|----|-----------|------|----|-------|----|------|----|--|------|----|--|---|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 銀行券等事業（銀行券）</p> <p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>銀行券の製造について、以下の取組を行う。</p> <p>① 費用対効果を勘案した設備投資等を行うことにより、製造体制の合理化、効率化を図るとともに、保守点検を的確に行うことにより、設備を安定的に稼働させる。また、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造する。</p> <p>これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに日本銀行との契約を確実に履行する。</p> | <p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1. 銀行券等事業（銀行券）</p> <p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>財務大臣の定める銀行券製造計画の数量を確実に製造するため、以下のとおり取り組みます。</p> <p>① 業務の質の向上並びに製造体制の合理化及び効率化を図るため、費用対効果を勘案しつつ、中長期的視点を踏まえた設備投資計画を策定し、事業の継続性の確保に必要な設備投資等を的確に実施します。</p> <p>設備の保守点検を計画的かつ的確に実施することにより、製造設備の安定的な稼働及び機能維持に取り組みます。</p> <p>また、品質及び工程管理の履行状況の点検、作業考査の実施等を通じて、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造します。</p> <p>これらの取組によ</p> | <p>評価指標の凡例： ● 定量的指標 ○ 定性的指標</p> <p>○ 設備投資の確実な実施（参考指標：設備投資計画において年度内受入れとした1億円以上の設備の年度内受入れ率（ただし、受注者側の事情によるものを除く））</p> <p>○ 設備の保守点検の確実な実施（参考指標：生産設備の稼働率）</p> | <p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>① 銀行券の製造等</p> <p>イ 設備投資・保守点検の確実な実施</p> <p>主要な製造設備の高機能化やインフラ設備の更新に重点を置いた中期設備投資計画に基づき、平成30年度の設備投資計画を策定し、着実に実施した。</p> <p>設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、設備投資に係る進捗状況の全体集約を行うとともに、実行部門との間で進捗状況に関する情報を共有し、設備投資を計画的かつ着実に実施した。特に、計画額1億円以上の重要案件については、設備投資委員会等において、投資の必要性、仕様の適切性、費用対効果、調達手順等を検証し、必要の都度、計画内容を見直しつつ効果的な投資を行った（VII「3. 施設及び設備に関する計画」参照）。</p> <p>また、設備の更新に当たっては、高機能な生産機械に更新し、生産性の向上を図るなど、引き続き製造体制の効率化に取り組んだ。</p> <p>なお、設備投資の確実な実施に取り組んだ結果、1億円以上の銀行券製造設備について、計画どおり受入れ（注1）を完了したことから、年度内受入れ率は100%となった（参考指標 平成29年度：100%）。</p> <table border="1" data-bbox="1252 1094 1923 1430"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>機関</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">インキ製造設備</td> <td>東京工場</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大判機能性検査装置</td> <td>東京工場</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>静岡工場</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>彦根工場</td> <td>2台</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設及び設備の保守点検については、関係法令、規程等に基づく定期点検を的確に実施するとともに、自主保全（注2）による点検を併せて実施した。その結果等を踏まえ、老朽化した設備等の修繕を計画的に実施するなど、その安定稼働及び機能維持を図った。</p> <p>なお、生産設備の稼働率（注3）については、抄紙機において99.3%、銀行券印刷機において97.6%であった（参考指標 平成29年度：抄紙機99.4%、銀行券印刷機98.1%）。</p> <p>(注1) 受入れ 検収に合格した施設・設備を固定資産として登録すること</p> <p>(注2) 自主保全</p> | 件名 | 機関 | 台数 | インキ製造設備 | 東京工場 | 一式 | 小田原工場 | 一式 | 大判機能性検査装置 | 東京工場 | 2台 | 小田原工場 | 2台 | 静岡工場 | 2台 | | 彦根工場 | 2台 | <p><評価と根拠> 評価：A</p> <p>中期設備投資計画に基づき平成30年度の設備投資計画を策定し、計画どおり着実に実施している。</p> <p>また、製品品質の安定化や製造工程管理に係る取組を継続的に実施し、財務大臣が定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約の履行を完遂している。</p> <p>製造体制に関しては、交替勤務による機械稼働等を行い、予見し難い製造数量の変更等に備え、柔軟で機動的な体制を維持している。</p> <p>秘密管理に関する自主点検及び実地点検により秘密情報の漏えいがないことを確認するとともに、秘密情報の漏えい防止、製品の紛失・盗難防止に向けたセキュリティ強化策の拡大等、継続した取組を着実に進めている。</p> <p>以上のことから、「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価</p> | <p>評価 A</p> <p><評価の視点></p> <p>柔軟で機動的な製造体制のもと、高品質で均質な銀行券を確実に製造し、財務大臣の定める製造計画を達成したか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>主目標である日本銀行券の製造については、以下の取組を適確に実施したことにより、財務大臣が定めた数量のすべてを日本銀行へ確実に納品している。</p> <p>具体的な取組としては、設備投資計画に基づいた進捗状況の管理を一元的に実施しているとともに、計画額1億円以上の重要案件の実行に際しては設備投資委員会において投資の必要性や費用対効果等の再検証を行い、随時計画の見直しを行った上で投資を実行しているなど効果的な取組が行われている。</p> <p>また、設備の運用にあたっては、定期点検に加えて自主的な保全点検を踏まえた修繕を計画的に実施しており、生産設備の稼働率がほぼ100%となるなど銀行券製造設備の安定稼働や機能維持が実現している。</p> <p>更に、長期連続操業や二交替勤務などの実施により柔軟で機動的な製造体制を引き続き維持しているほか、本局と各工場間における情報共有や標準点検を通じた品質管理及び製造工程管理の徹底も図られている。</p> <p>秘密管理者等を対象とした研修や規則等の遵守状況に係る自主点検、作業考査等を実施したほか、セキュリティ強化の観点から導入した倉庫出入管理</p> |
| 件名 | 機関 | 台数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| インキ製造設備 | 東京工場 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小田原工場 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大判機能性検査装置 | 東京工場 | 2台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小田原工場 | 2台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 静岡工場 | 2台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 彦根工場 | 2台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|
| <p>② 製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟な製造体制を確保し、具体的事案の</p> | <p>り、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約に基づき、納期までに規格内製品を確実に納入します。</p> <p>② 財務大臣による緊急命令がいつ発せられても対応できるよう、柔軟で機動的な製造体制を構築・維持し、災害等の緊急</p> | <p>○品質管理の徹底に向けた取組</p> <p>●製造計画達成度（100%） ●納期達成率（100%） ●保証品質達成率（100%） ○緊急命令への対応に備えた体制の維持 ○具体的事案発生時の的確な対応</p> | <p>製造設備等を維持するために製造担当部門において点検、清掃、給油等を行うこと</p> <p>(注3) 生産設備の可動率 機械設備を故障なく正常に稼働させることができた割合であり、機械設備の生産保全度・作業効率を示す指標 生産設備の可動率＝（生産計画上の稼働日数－故障による停止日数）／生産計画上の稼働日数</p> <p>ロ 品質管理及び製造工程管理の徹底 品質管理及び製造工程管理における課題等について、本局・各工場間の情報共有を図るとともに、更なる品質安定化に向けた実験・検証等の取組を実施した。 また、作業現場において、標準（注4）にのっとり確実に作業を実施するとともに、定期的な標準点検（注5）を通じ製造に係る作業手順の確認・検証の実施などにより、作業が適正に実施されていることを確認した。 なお、標準については、銀行券品質を維持するため継続的な見直しを進めており、標準点検などを通じて把握した改善すべき事項について、標準専門部会（6月・10月・平成31年1月）における審議を経て標準に反映するなど、継続的な見直しを行っている。 これらの取組により、品質管理及び製造工程管理を徹底した。</p> <p>(注4) 標準 作業現場において、高品質かつ均質な製品を効率的に製造するための基準</p> <p>(注5) 標準点検 作業現場において、実際の作業が定められた標準等に基づいて適切に行われているかどうかを、職場管理者が毎月1回以上点検するもの</p> <p>以上の取組を確実に実施したことにより、財務大臣の定める製造計画の数量（30億枚）の規格内製品の製造を完遂するとともに、日本銀行へ納期までに納入した。</p> <p>② 柔軟で機動的な製造体制の構築・維持 財務大臣による緊急命令にも対応し得る柔軟で機動的な製造体制を維持するため、製紙抄造部門における長期連続操業（注6）及び印刷・貼付部門の二交替勤務による機械稼働並びに製紙断裁部門、印刷検査仕上部門における昼連続稼働を継続した。 なお、財務大臣による緊急命令が発せられた事案はなかった。</p> | <p>する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | <p>装置の運用範囲を銀行券印刷工場から製紙工場へと拡大する調整を進めるなど情報及び製品等の管理徹底に取り組んだ結果、秘密情報の漏えいや製品の紛失・盗難は発生していない。</p> <p>本項目については、難易度が高い目標設定をしている中で事業計画における所期の目標を達成しており、「A」評価とする。</p> |
|--|--|--|---|---|---|

| | | | | | |
|---|--|--------------------------|--|--|--|
| <p>発生時には機動的に対応する。</p> <p>③ 情報漏えいや紛失、盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p> | <p>の場合を含め、当初予見し難い製造計画の変更等による製造数量の増減に対しても的確に対応します。</p> <p>③ 偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいを防止するとともに、製品監視体制の維持・強化、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を徹底することにより、紛失・盗難の発生を防止します。</p> | <p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> | <p>(注6) 長期連続操業 土曜日、日曜日及び祝日を含め24時間連続で操業すること</p> <p>③ 秘密情報及び製品の管理</p> <p>イ 偽造防止技術等に関する秘密情報の管理 偽造防止技術等に関する秘密情報の取扱いに当たっては、秘密管理に関する規則等を確実に運用することにより、情報の管理を徹底した。また、秘密管理に対する意識向上を図るため、各機関の秘密管理者等（課長等）を対象に研修を実施した（4月～5月）。 各機関において、秘密管理に関する規則等の遵守状況に関する自主点検を実施（8月～11月）するとともに、本局により選定した機関における偽造防止技術等に関する秘密情報の管理状況について実地点検を実施（平成31年1月）し、秘密管理が適正に実施されていることを確認した。 なお、偽造防止技術等に関する秘密情報を含め、秘密情報の漏えいはなかった。</p> <p>ロ 紛失・盗難の発生防止 製品の数量管理及び保管管理については、各工場において、内部規程にのっとり確実に作業を実施しており、作業考査（注7）において、製品の取扱い、セキュリティ確保等に係る作業が適切に行われていることを検証、確認した。 また、製品の散逸防止、保管管理体制の更なる強化を図るため、平成29年度末から、全ての銀行券印刷工場において運用を開始した倉庫出入管理装置について、製紙工場への拡大に向け、調整を進めた。 なお、製品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>(注7) 作業考査 作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、生産管理担当者等が客観的な立場から年間4回点検するもの</p> | | |
|---|--|--------------------------|--|--|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)
特になし。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|---|----------------------|---|
| I-1-(2) | 通貨当局との密接な連携等 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | (財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-2 偽造通貨対策の推進 施策 4-1-5 通貨への関心の向上 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 6 号、第 7 号、第 2 項及び第 3 項 |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | (財務省) 平成 30 年度事前分析表〔総合目標 4〕 平成 30 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|------------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|-----------|-----------------------------|------------------------------|----------|----------|----------|-----------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 (指数) | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 |
| (参考指標) 通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無 (年 1 回 12 月末) | | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | | | 売上高 (百万円) | 63,693 | 57,210 | 58,099 | 58,236 |
| (参考指標) 対応の内容と回数 | | (対応回数) 5 回 | (対応回数) 13 回 | (対応回数) 9 回 | (対応回数) 5 回 | (対応回数) 1 回 | | | 売上原価 (百万円) | 52,490 | 45,188 | 47,482 | 46,911 |
| | | | | | | | | | 販売費及び一般管理費 (百万円) | 2,917 | 2,248 | 2,407 | 2,657 |
| | | | | | | | | | 営業費用 (百万円) | 55,408 | 47,436 | 49,889 | 49,569 |
| | | | | | | | | | 営業利益 (百万円) | 8,286 | 9,774 | 8,210 | 8,668 |
| | | | | | | | | | 従事人員数 (人) (各年度 4 月 1 日現在) | 4,216 | 4,199 | 4,256 | 4,210 |

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|----|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 |
| <p>(2) 通貨当局との密接な連携等</p> <p>① 偽造抵抗力の強化や目の不自由な人が識別を容易に行うための工夫など銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めることにより、通貨当局と一体となって銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。</p> <p>② 国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対抗するため、銀行券の流通状況及び銀行券の偽造動向の調査、外国の銀行券関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局への的確な情報提供等を行う。</p> | <p>(2) 通貨当局との密接な連携等</p> <p>① 通貨当局（財務省理財局をいう。以下同じ。）と一体となって、偽造防止技術の高度化による偽造抑止力、利便性及び券種識別容易性の向上、国内外において通用する卓越したデザイン等について検討を行い、銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献します。</p> <p>② 国際会議等において、国内外における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等について情報交換を行うとともに、外国の銀行券関連機関への訪問等を実施することにより、広く情報収集を行います。また、それらの結果得られた情報を必要に応じて通貨当局に報告するとともに、通貨当局からの要望に沿ったセキュリティレポートを作成し、12月末までに通貨当局に提出します。</p> | <p>○現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化、利便性向上、識別容易性向上</p> | <p>(2) 通貨当局との密接な連携等</p> <p>① 銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献</p> <p>イ 偽造防止技術に関する検討 国内外の偽造防止技術、偽造動向等に関する調査・分析結果を基に、通貨当局と意見交換を行うことにより、今後の研究開発の方向性について認識の共有を図りつつ、将来の銀行券を見据えた偽造防止技術の研究開発に取り組んだ。 また、将来の銀行券設計への反映に向け、ユニバーサルデザインを考慮した試作品の作製を通じて、高度化した偽造防止技術の実装性、製造適性等を評価し、課題の抽出、対応策の整理を図った。</p> <p>ロ デザイン力の強化 デザイン力、彫刻技能の向上のため、将来の銀行券を視野に入れた肖像、主模様、ラフ下図等の習作をはじめ、図案、彫刻等の各種習作に取り組んだ。</p> <p>② 銀行券の動向に関する情報提供等</p> <p>イ 国際会議等への参画・外国銀行券関連機関への訪問 欧州の中央銀行及び銀行券製造機関により構成される欧州銀行券会議材料委員会など6つの国際会議等への参画を通じ、諸外国における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等に関する情報を収集した。 また、ドイツ連邦印刷局など5か国の銀行券関連機関等を訪問し、広く通貨全般に関する調査・情報収集を行った。</p> <p>ロ 通貨当局への情報提供等 国内外の銀行券に関する偽造動向等について、通貨当局へ次のとおり情報提供等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「すき入紙製造取締法」(昭和22年法律第149号)に関する調査依頼への対応(5月・11月) 近年の海外における偽造、改刷及び偽造防止技術の動向に関する情報提供及び銀行券の偽造防止技術に関する意見交換(適宜) 関係省庁等連絡会議(通貨当局、財務省関税局、日本銀行、造幣局、国立印刷局及び警察庁)における偽造通貨に関する情報交換(10月) 通貨偽造防止の啓発に係るポスターデザインの製作及び展示(12月～平成31年2月) | <p><評価と根拠>評価：B 国内外の偽造防止技術等に関して、通貨当局と意見交換を行い、研究開発の方向性に関する認識の共有を図りつつ、偽造抵抗力の強化、銀行券の利便性向上、識別容易性向上に取り組むとともに、デザイン力の強化に向けた検討などを行っている。 国際会議への参画等により得られた国内外の銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等の情報について、通貨当局と意見交換するとともに、セキュリティレポートの提出などにより通貨当局への的確な情報提供を行っている。 平成30年度は新たな国際協力の案件はなかったが、外国の銀行券関連機関からの要請に対し、適切に対応を行っている。 以上のことから、「通貨当局との密接な連携等」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> | <p>評価 B</p> <p><評価の視点> 偽造抵抗力の強化や銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めたか。 国内外の銀行券の流通状況や偽造動向について、通貨当局への的確な情報提供を行ったか。 外国の銀行券関連機関からの研修・視察を積極的に受け入れ、国際協力に貢献したか。</p> <p><評価に至った理由> 国内外の銀行券の流通状況や偽造防止技術の動向については、国際会議への参画や外国銀行券関連機関への訪問等を通じて積極的に情報を収集している。収集された情報はセキュリティレポート等として通貨当局に提出されているほか、今後の研究開発の方向性等にかかる意見交換を行い認識の共有化を図っているなど、通貨当局と一体となった取組を進めている。また、将来の銀行券を視野に入れたデザイン等に関する各種習作にも取り組んでいる。 平成29年度に終了したベトナム国家銀行への技術協力が高く評価され、昨年度のベトナム国家銀行からの「総裁賞」に続き、本年度「JICA理事長表彰」を授与されたことは評価できる。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> | |

| | | | | | |
|---|---|--|--|--------------------------------|--|
| <p>③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等の業務に支障のない範囲内で、製造や技術に関する協力、研修・視察の受入れや専門技術を有する職員の派遣を積極的に行うことにより、国際的な貢献を行う。</p> | <p>③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等(以下「外国政府等」という。)による当該国・地域における外国銀行券等の円滑な製造等に貢献するとの観点から、外国政府等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、関係機関との緊密な連携の下、製造技術等に関する協力、研修・視察の受入れを積極的に行うことにより、国際協力に貢献します。</p> | <p>○偽造動向や銀行券全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供(参考指標:通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無(年1回12月末))</p> <p>○国際協力への対応(参考指標:対応の内容と回数)</p> | <p>ハ セキュリティレポートの提出 セキュリティレポートの作成に当たり、通貨当局と協議の上、通貨当局の要望事項等について確認した(4月)。 国際会議、外国の銀行券関連機関等から情報収集した結果を踏まえ、セキュリティレポートを作成し、通貨当局へ提出(12月)するとともに、内容について説明(平成31年2月)を行った(参考指標 平成29年度:平成29年12月提出、平成30年1月説明)。</p> <p>③ 国際協力に係る取組等 外国の銀行券関連機関からの要請に基づく研修及び視察の受入れについては、研修の要請はなかったが、インドネシア銀行からの要請を受け視察を1回受け入れた(参考指標 平成29年度:研修1回、視察4回)。 国際協力機構(JICA)の技術協力プロジェクトの一環であるベトナム国家銀行への技術協力(平成29年度終了)については、ベトナム国家銀行から総裁賞を受賞したことに続き、JICAからもその成果について高く評価され、「JICA理事長表彰」を受賞した(10月)。</p> | <p><課題と対応> 特になし。</p> | |
|---|---|--|--|--------------------------------|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)
特になし。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|---|--------------------------|---|
| I-1-(3) | 国民に対する情報発信 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | (財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-5 通貨への関心の向上 | 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など) | 独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 2 号及び第 7 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政 事業レビュー | (財務省) 平成 30 年度事前分析表〔総合目標 4〕 平成 30 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------|--------------------------|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|-----------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | |
| 指標等 | | 達成目標 (指数) | 基準値 (前中期目 標期間最終 年度値等) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 |
| (参考指標) 博物館来場者数、 特別展示等の開 催・他の展示会へ の出展回数 | 来場者数 | | 22,335 人 | 25,946 人 | 25,821 人 | 23,751 人 | 27,122 人 | | 売上高（百万円） | 74,138 | 67,838 | 68,476 | 68,932 | |
| | 開催 | | 4 回 | 4 回 | 4 回 | 4 回 | 4 回 | | 売上原価（百万円） | 60,465 | 52,622 | 55,013 | 54,360 | |
| | 出展回数 | | 5 回 | 7 回 | 10 回 | 12 回 | 13 回 | | 販売費及び一般管理費 (百万円) | 10,280 | 9,401 | 9,786 | 9,884 | |
| 博物館におけるアンケート結果 | | 5 段階評価 で平均評価 3.5 超 | | 4.50 | 4.50 | 4.60 | 4.65 | | 営業費用（百万円） | 70,745 | 62,023 | 64,800 | 64,244 | |
| (参考指標) 出張講演等の実績回数 | | | 4 回 | 4 回 | 2 回 | 3 回 | 7 回 | | 営業利益（百万円） | 3,392 | 5,815 | 3,676 | 4,688 | |
| (参考指標) ページビュー数、 更新回数 | ビュー数 | | 1,806,709 件 | 2,060,504 件 | 1,993,926 件 | 2,035,681 件 | 1,817,070 件 | | 従事人員数（人） (各年度 4 月 1 日現在) | 4,216 | 4,199 | 4,256 | 4,210 | |
| | 更新回数 | | | 628 回 | 602 回 | 658 回 | 657 回 | | | | | | | |
| (参考指標) ホームページに寄せられた 問合せに対する回答率 | | | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | |
| 工場見学者アンケート結果 | | 5 段階評価 で平均評価 3.5 超 | | 4.36 | 4.49 | 4.54 | 4.58 | | | | | | | |

注) ②は、印刷局全体での金額及び従事人員数を記載。従事人員数は、全常勤職員数を記載。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|----|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 |
| <p>(3) 国民に対する情報発信 博物館の展示やホームページの充実、工場見学の積極的な受入れ等を通じて、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深める。</p> | <p>(3) 国民に対する情報発信 国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるため、国立印刷局や銀行券に関する情報を国民に向けて分かりやすく発信します。 具体的には、博物館において、展示内容の充実や来館者の理解を深めるような趣向を凝らした特別展示等を実施することにより、来館者の満足度を高めることに取り組むとともに、講演等を通じて広く国民への情報発信に努めます。 また、ホームページにおいて、必要な情報の提供を確実に実施するとともに、適切な情報発信に取り組みます。ホームページに寄せられる外部からの問合せに対しては、正確かつ確実に回答を行います。 銀行券印刷工場においては、見学を積極的に受け入れるとともに、分かりやすい解説、展示を行うことで、来場者の満足度を高めることに取り組みます。</p> | <p>○博物館の展示や特別展示等の充実（参考指標：博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数）</p> <p>●博物館におけるアンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超）</p> <p>○国民に対する情</p> | <p>(3) 国民に対する情報発信 イ 博物館における活動及びイベント出展・協力 (イ) 博物館の展示内容の充実・特別展示等の開催 ・ 来館者の理解が深められるような趣向を凝らした特別展示を4回開催した（参考指標 平成29年度：4回）。 政府の「明治150年」関連施策に資するため、常設展示において来館記念スタンプ及び朝陽閣（明治期の印刷局建物）紹介パネルを設置したほか、明治150年関連の特別展示を2回開催（5月～7月、9月～11月）した。 ・ 国民への情報提供の機会として、「第41回お金と切手の展覧会（青森県弘前市）」等のイベント出展等を計13回実施した（参考指標 平成29年度：12回）。</p> <p>(ロ) 来館者確保のための取組 ・ 特別展示等の開催情報について、博物館紹介関連サイトに掲載するとともに、近隣の自治体や教育機関等に対してPR活動を行った。 ・ 来館者の関心を高めるとともに、銀行券等に関する情報を発信するため、博物館ニュースを発行（7月・12月）し、来館者をはじめ近隣の自治体や教育機関等に配布した。 ・ 外国人の来館者サービスを向上させるため、展示案内パンフレットについて、平成29年度に作成した英語版に加え、中国語版（簡体字）を作成した（12月）。</p> <p>これらの取組により、博物館来場者数は、27,122人となった（参考指標 平成29年度：23,751人）。</p> <p>(ハ) 来館者の満足度 各種取組の成果を検証するとともに、来館者の要望を把握し、展示の改善等につなげるため、来館者の満足度についてアンケートを実施した結果、5段階評価による平均評価は4.65であった（平成29年度：4.60）。</p> <p>(ニ) 出張講演の実施 国民に対する情報発信の一環として、日本のお札の製造技術に関する出張講演を7回実施した（参考指標 平成29年度：3回）。</p> <p>ロ ホームページ等による情報提供</p> | <p><評定と根拠>評定：A 来館者アンケートの結果（5段階評価による平均評価4.65）については、年度目標である平均評価3.5を大きく上回っている。これは、趣向を凝らした特別展示の開催、「明治150年」関連施策等を含めた各種取組が、来館者の高い満足度につながっているものと評価できる。 ホームページについては、必要な情報の提供とウェブアクセシビリティの向上を図り、利用者視点に立った情報発信を行っている。 銀行券の印刷を行っている4工場において工場見学を実施している。 工場見学者を対象としたアンケートの結果（5段階評価による平均評価：4.58）については、年度目標の平均評価3.5超を大きく上回っている。これは、アンケート結果を踏まえた継続的な取組が、来場者の高い満足度につながっているものと評価できる。 さらに、夏休み期間等において、各地域の居住者及び児童・生徒を対象にしたイベントを開催するなど、銀行券に関する</p> | <p>評定 A</p> <p><評価の視点> 国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるために、適切な情報提供を行っているか。</p> <p><評価に至った理由> 明治150年関連などの特別展示の開催に努めたほか、開催情報等について近隣の自治体や教育機関等に対して積極的にPR活動を実施した結果、博物館の来場者数は対前年度114%・27,122人と大幅に増加している。 また、工場見学の受入れについても、夏休み期間等に各地域の児童・生徒等を対象とした工場特別見学会を開催するなど、積極的な情報発信に取り組んでいる。 更に、外国人向けサービスを向上させるため、博物館展示案内パンフレットについては中国語版を、工場見学者案内パンフレットについては中国語版及び韓国語版を新たに作成し来場者の満足度を高める取組がなされている。 これらの取組により、博物館の来場者及び工場見学者からのアンケート結果は、いずれも所期の定量目標を大きく上回る成果を挙げている（それぞれ133%、131%）。 ホームページに寄せられた各種問合せに対しては、連絡先が不明などの理由により回答が困難なものを除き、全てに回答している姿勢は高く評価できる。 本項目については、事業計画における所期の目標を大きく上回る成果を得ており、自己評価と同じく「A」評価とする。</p> | |

| | | | | | |
|--|--|--|---|---|--|
| | | <p>報発信の充実 (参考指標：出張講演等の実績回数)</p> <p>○ホームページの充実(参考指標：ページビュー数、更新回数)</p> <p>○外部からの問合せに対する回答実績(参考指標：ホームページに寄せられた問合せに対する回答率)</p> | <p>(イ) ホームページの充実等 国民に向けてより分かりやすく情報を発信することを目的として、ホームページの充実等に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省が策定したガイドライン(「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」)において推奨される規格に基づくウェブアクセシビリティ(注1)の向上に向け、ホームページ掲載画像の一部について、音声ブラウザを利用する方に分かりやすいイメージが提供できるよう、代替テキスト(注2)の改修を行った(平成31年3月)。 ・ 国立印刷局ホームページシステムにおいて、国民が安心して閲覧できるよう、常時暗号化通信に対応することにより、同システムに係る情報セキュリティの強化を図った(9月)。 ・ 国立印刷局フェイスブックについては、銀行券の偽造防止技術の紹介、製品やイベント等のタイムリーな情報を中心として、計78回の記事掲載を行い、情報の拡散及びホームページへの誘導手段として活用した。 <p>ホームページのページビュー数は1,817,070件、更新回数は657回となった(参考指標 平成29年度：ページビュー数2,035,681件、更新回数658回)。</p> <p>(注1) ウェブアクセシビリティ 高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること</p> <p>(注2) 代替テキスト 視覚障害者等が音声読み上げソフトを使用する際、画像や動画等の代わりに読み上げるテキスト</p> <p>(ロ) ホームページに寄せられた問合せに対する回答状況 国立印刷局の製品や業務に関する問合せ(525件)のうち連絡先不明等により回答ができないもの(154件)を除き、全て(371件)回答した。 この結果、ホームページに寄せられた問合せに対する回答率は、100%である(参考指標 平成29年度：100%)。</p> <p>ハ 工場における広報活動 (イ) 工場見学の受入れ等 東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場で実施している工場見学については、アンケート結果等を踏まえた対応を行うな</p> | <p>情報を積極的に発信している。</p> <p>以上のことから、「国民に対する情報発信」については、定量的な数値目標を120%以上達成しているとともに、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | |
|--|--|--|---|---|--|

| | | | | | |
|--|--|--------------------------------------|--|--|--|
| | | <p>●工場見学者アンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超）</p> | <p>ど、見学者の満足度向上に取り組むとともに、財務省などが開催した次の子供向けの取組に参画した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「平成30年度こども霞が関見学デー」の財務省プログラムの一つである「日本銀行券製造工場見学」として、東京工場において工場見学を実施し、140名（子供77名、保護者63名）の参加者を受け入れた（8月）。 関東財務局主催の「金融学習バスツアー」として、東京工場において工場見学を実施し、40名（子供21名、保護者19名）の参加者を受け入れた（平成31年3月）。 文部科学省が推進し、国立印刷局として平成29年度からプログラム参加登録をしている「土曜学習応援団」について、近隣小学校からの依頼を受け、東京工場において実施した（11月）。 <p>(ロ) 工場見学者の満足度 東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場において、見学者の満足度等についてアンケートを実施した結果、5段階評価による平均評価は、4.58であった（平成29年度：4.54）。</p> <p>(ハ) その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 各工場において、夏休み期間や地域のイベント開催時に、各地域の居住者及び小・中学校の児童・生徒を対象に工場特別見学会の開催や地域のイベントへの出展を行い、銀行券製造工程の説明、偽造防止技術の紹介等を行った。 外国人の見学者サービスを向上させるため、来場者用案内パンフレットについて、平成28年度に作成した英語版に加え、中国語版（簡体字）及び韓国語版を作成した（12月）。 | | |
|--|--|--------------------------------------|--|--|--|

| |
|--|
| <p>4. その他参考情報</p> |
| <p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。</p> |

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--|--------------------------|---|
| I-1-(4) | 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | (財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-2 偽造通貨対策の推進 | 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など) | 独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 6 号及び第 7 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | 【重要度：高】銀行券の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【難易度：高】銀行券への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求められるため。 | 関連する政策評価・行政 事業レビュー | (財務省) 平成 30 年度事前分析表〔総合目標 4〕 平成 30 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------------------------|-----------------------------|----------|----------|----------|-----------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 (指数) | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 |
| 研究開発計画の策定の有無 | 有 | | 有 | 有 | 有 | 有 | | | 売上高（百万円） | 63,693 | 57,210 | 58,099 | 58,236 |
| 研究開発活動の成果 | 終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る | | 上回った | 上回った | 上回った | 上回った | | | 売上原価（百万円） | 52,490 | 45,188 | 47,482 | 46,911 |
| | | | | | | | | | 販売費及び一般管理費（百万円） | 2,917 | 2,248 | 2,407 | 2,657 |
| | | | | | | | | | 営業費用（百万円） | 55,408 | 47,436 | 49,889 | 49,569 |
| | | | | | | | | | 営業利益（百万円） | 8,286 | 9,774 | 8,210 | 8,668 |
| | | | | | | | | | 従事人員数（人） (各年度 4 月 1 日現在) | 4,216 | 4,199 | 4,256 | 4,210 |

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------------|--|------|-----------|--------------|--------|-----------------|--------|-------------|--------|------|--------|--------|--------|-------|--------|---|----------|--|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <p>次の銀行券の改刷をも見据えた研究開発に係る計画を策定し、独自の偽造防止技術の開発、製紙・印刷技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進め、銀行券の偽造抵抗力の強化に貢献する。また、計画の実行に際しては、事前、中間、事後の評価を徹底し、その成果を適切かつ効果的に活用するとともに、必要に応じて特許の出願や学会での報告を行う。</p> | <p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <p>独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化に向けた研究開発を着実に実施するため、研究開発計画を策定し、当該計画に沿って研究開発を進めます。</p> <p>また、研究開発評価システムの運用を通じて、事前・中間・事後評価を適切に実施し、評価結果に応じて是正等の対応を図るとともに、研究開発計画へ適切に反映します。効果的な研究開発の推進や質の向上に努めることにより、研究開発活動による成果が得られるよう取り組みます。</p> <p>なお、創出した成果については、必要に応じて特許出願するなど適切に活用するほか、有用な成果については、偽造防止技術等の開発等への影響に配慮しつつ、国内外の会議、学会等で報告します。</p> | <p>●研究開発計画の策定の有無</p> | <p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <p>イ 研究開発の実施</p> <p>研究開発の実施に当たっては、6分野18件の研究課題に係る研究開発計画を策定（平成30年3月）し、計画に沿って研究開発に取り組んだ（平成29年度：6分野21件）。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>偽造防止技術の維持・向上</td> <td>5件（6件）</td> </tr> <tr> <td>効率化・合理化に向けた設備開発</td> <td>4件（2件）</td> </tr> <tr> <td>製紙・印刷技術の高度化</td> <td>3件（4件）</td> </tr> <tr> <td>製品開発</td> <td>2件（3件）</td> </tr> <tr> <td>環境負荷低減</td> <td>1件（2件）</td> </tr> <tr> <td>基礎的研究</td> <td>3件（4件）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18件（21件）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（）内は、平成29年度実績</p> <p>各分野における具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>(イ) 偽造防止技術の維持・向上に関する取組</p> <p>近年の諸外国の技術動向を踏まえつつ、実製造設備等による技術検証を実施し、中核技術の更なるレベルアップを目指した研究開発に取り組んだ。</p> <p>(ロ) 効率化・合理化に向けた設備開発に関する取組</p> <p>高品質で均質な製品の製造を維持するために必要となる各工程の生産設備、生産プロセス全体の効率化・合理化に向けた製造設備・検査装置等の開発に取り組んだ。</p> <p>(ハ) 製紙・印刷技術の高度化に関する取組</p> <p>用紙及びインキの基本材料に関する各種課題、製造技術等に関する研究に取り組んだ。製紙技術については、製紙用原材料の代替材料に関する研究を進めるとともに、印刷技術については、インキ諸材料の新規材料に関する研究に取り組んだ。</p> <p>(ニ) 製品開発に関する取組</p> <p>旅券の高機能化、仕様変更等に反映させるため、旅券の特性を踏まえた製品開発及び製品化に向けた製造技術の確立に取り組んだ。</p> <p>(ホ) 環境負荷低減に関する取組</p> | 分野 | 件数 | 偽造防止技術の維持・向上 | 5件（6件） | 効率化・合理化に向けた設備開発 | 4件（2件） | 製紙・印刷技術の高度化 | 3件（4件） | 製品開発 | 2件（3件） | 環境負荷低減 | 1件（2件） | 基礎的研究 | 3件（4件） | 計 | 18件（21件） | <p><評定と根拠>評定：A</p> <p>国内外の技術動向、偽造や改刷の状況を勘案しつつ、将来の銀行券を視野に入れ、偽造防止技術のレベルアップや新規技術の創出に重点を置いた研究開発計画を策定するとともに、当該計画を着実に実施していることは評価できる。</p> <p>研究開発評価については、研究開発評価システムを運用することにより、研究開発評価システムを運用することにより、研究課題等の事前・中間・事後評価を行い、その結果を研究開発計画へ適切に反映し、PDCAサイクルを確実に機能させている。</p> <p>これらの取組の結果、評価指標である研究開発活動の成果については、年度目標を達成している。</p> <p>創出した成果については、特許出願や学会発表を行い、3件が学会において表彰されたことは、国立印刷局における研究開発の成果が高く評価されたものと認められる。</p> <p>以上のことから、「偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組</p> | <p>評定 A</p> <p><評価の視点></p> <p>研究開発に係る計画を策定し、偽造防止技術の開発等につながる研究を着実に進めたか。</p> <p><評定に至った理由></p> <p>研究開発については、策定した研究開発計画に沿って6分野18件の全件について適確に進めており、特許出願や国内の会議、学会報告を行うなどの成果を挙げている。</p> <p>特に、新規色調変化材料等に関する研究成果2件が、日本印刷学会から「研究発表奨励賞」を受賞したことは高く評価できる。</p> <p>研究開発の実施に際しては、研究開発評価委員会において各研究課題に対して事前、中間及び事後の各評価が行われているほか、評価結果は各研究開発実施機関にフィードバックされるとともに翌年度の研究開発計画等に反映されるなど、PDCAサイクルが適切に機能していると認められる。</p> <p>本項目については難易度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p> |
| 分野 | 件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 偽造防止技術の維持・向上 | 5件（6件） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 効率化・合理化に向けた設備開発 | 4件（2件） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 製紙・印刷技術の高度化 | 3件（4件） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 製品開発 | 2件（3件） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境負荷低減 | 1件（2件） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基礎的研究 | 3件（4件） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 18件（21件） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | <p>○事前・中間・事後評価の適切な実施</p> <p>○事前・中間・事後評価結果に対する適切な対応及び研究開発計画への適切な反映</p> <p>●研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る）</p> <p>○研究開発成果の適切かつ効果的な活用（特許出願、学会での報告）</p> | <p>環境保全に対する社会的責任を果たすため、電力使用量の削減効果が期待されるインキの研究開発に取り組んだ。</p> <p>(へ) 基礎的研究に関する取組 各種技術及び製品の調査分析を進めるとともに、新たな偽造防止技術の創出などの基礎的な研究に取り組んだ。</p> <p>ロ 研究開発評価 (イ) 評価の実施及び評価結果の反映 平成 30 年度に終了する課題の事後評価、平成 31 年度に継続を予定する課題の中間評価及び平成 31 年度に新規設定する候補課題の事前評価については、研究開発評価委員会において、成果の創出状況、計画に対する進捗状況、最終目標達成の可能性等の視点から評価を行った（12月）。 評価結果については、研究開発実施機関にフィードバックを行うとともに、研究開発目標を上回る成果が得られた課題については、早期の実用化に向けた課題へと見直すなど、実験計画や人的資源の配分などを再検討し、平成 31 年度の研究開発計画等へ適切に反映した（平成 31 年 3 月）。</p> <p>(ロ) 研究開発活動の成果 平成 30 年度終了予定の課題 7 件（中止の課題 1 件を含む）に係る事後評価の結果、研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計）が終了案件に投下した費用の合計を約 3.8%上回った。</p> <p>ハ 研究開発成果の活用 創出した研究成果については、特許出願を行ったほか、国内の学会において報告した。</p> <p>(イ) 特許出願状況 次の各分野における特許について、合計 43 件の出願を行った（平成 29 年度：35 件）。</p> <table border="1" data-bbox="1255 1705 1982 1936"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>偽造防止技術の維持・向上</td> <td>15 件（12 件）</td> </tr> <tr> <td>効率化・合理化に向けた設備開発</td> <td>7 件（6 件）</td> </tr> <tr> <td>製紙・印刷技術の高度化</td> <td>3 件（5 件）</td> </tr> <tr> <td>製品開発</td> <td>6 件（11 件）</td> </tr> </tbody> </table> | 分野 | 件数 | 偽造防止技術の維持・向上 | 15 件（12 件） | 効率化・合理化に向けた設備開発 | 7 件（6 件） | 製紙・印刷技術の高度化 | 3 件（5 件） | 製品開発 | 6 件（11 件） | <p>については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | |
|-----------------|------------|---|--|----|----|--------------|------------|-----------------|----------|-------------|----------|------|-----------|--|--|
| 分野 | 件数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 偽造防止技術の維持・向上 | 15 件（12 件） | | | | | | | | | | | | | | |
| 効率化・合理化に向けた設備開発 | 7 件（6 件） | | | | | | | | | | | | | | |
| 製紙・印刷技術の高度化 | 3 件（5 件） | | | | | | | | | | | | | | |
| 製品開発 | 6 件（11 件） | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------|----------|
| 環境負荷低減 | 0件（1件） |
| 基礎的研究 | 12件（0件） |
| 計 | 43件（35件） |

※（）内は、平成29年度実績

（ロ）会議、学会での報告

有用な研究開発成果7件について、偽造防止技術の開発等への影響に配慮しつつ、下表のとおり国内の学会において報告した。

| 会議、学会 | 報告内容 | 実施月 |
|----------------|--|---------------|
| 日本印刷学会 （注1） | 新規機能性インキに関する発表 色調変化材料に関する発表 | 6月 |
| | 諸材料の分析に関する発表 デジタル印刷（可変印刷）に関する発表 可変技術に関する発表 | 11月 |
| | 日本デザイン学会（注2） | 公用書体の変遷に関する発表 |
| 繊維学会 （注3） | 新規機能性材料に関する発表 | 11月 |

なお、日本印刷学会において、色調変化材料に関する発表及び可変技術に関する発表は、特に優れている技術に贈られる「研究発表奨励賞」を受賞した。また、日本印刷学会誌に投稿し掲載された論文が、日本印刷学会の「論文賞」を受賞した。

（注1）日本印刷学会

印刷に関する学理及びその応用の研究についての発表、連絡、知識の交換、情報の提供等を行っている国内学会

（注2）日本デザイン学会

デザインに関する学術的研究の進歩発展に寄与することを目的として活動を行っている国内学会

（注3）繊維学会

繊維に関連ある学理とその応用の進歩普及を図り、学術等の発展に寄与することを目的として活動を行っている国内学会

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）

特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|---|--------------------------|--|
| I-2-(1) | 旅券の製造 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | (外務省) 基本目標Ⅳ 領事政策 施策Ⅳ-1 領事業務の充実 施策Ⅳ-1-1 領事サービスの充実 施策Ⅳ-1-1(3) 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上 | 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など) | 独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号 |
| 当該項目の重要度・難易度 | 【重要度：高】外務省との契約を確実に履行し、旅券に対する信頼性や国民の円滑な海外渡航を確保することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。 【難易度：高】高度な偽造防止技術を搭載した旅券を、高い品質を均一に保った状態で大量生産し、外務省との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程の管理が求められるため。 | 関連する政策評価・行政事業レビュー | (外務省) 平成30年度事前分析表〔外務省30-Ⅳ-1〕 行政事業レビューシート（平成30年度） 番号 0124 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--------------|----------------------------|----------|----------|----------|----------|-------------------------|-----------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 (指数) | 基準値 (前中期目標期間 最終年度値等) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 |
| 受注数量製造率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | / | 売上高（百万円） | 63,693 | 57,210 | 58,099 | 58,236 |
| 納期達成率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | 売上原価（百万円） | | 52,490 | 45,188 | 47,482 | 46,911 | |
| ISO9001認証の 維持・更新の有無 | 有 | | 有 | 有 | 有 | 有 | 販売費及び一般管理費 (百万円) | | 2,917 | 2,248 | 2,407 | 2,657 | |
| 保証品質達成率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | 営業費用（百万円） | | 55,408 | 47,436 | 49,889 | 49,569 | |
| 情報漏えい、紛失・盗 難発生の有無 | 無 | | 無 | 無 | 無 | 無 | 営業利益（百万円） | | 8,286 | 9,774 | 8,210 | 8,668 | |
| | | | | | | | 従事人員数（人） (各年度4月1日現在) | | 4,216 | 4,199 | 4,256 | 4,210 | |

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
|--|---|---|--|---|--|----|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 評価 |
| <p>2. 銀行券等事業（銀行券以外）</p> <p>(1) 旅券の製造</p> <p>旅券については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、外務省との契約を確実に履行する。また、ISO9001認証の維持・更新を行うとともに、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p> <p>さらに、次期旅券の製造、次世代旅券の開発等に向け、外務省と調整を図りつつ、必要な取組を行う。</p> | <p>2. 銀行券等事業（銀行券以外）</p> <p>(1) 旅券の製造</p> <p>旅券の製造に当たっては、柔軟で機動的な製造体制を構築することにより、受注した数量を確実に製造し、指定された納期での納品を確実にを行います。</p> <p>ISO9001の運用、認証の継続を行うこと等により、品質管理及び製造工程管理の徹底を図り、納期までに規格内製品を確実に納入します。さらに、偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し作業検査や点検等を実施するとともに、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。</p> <p>次期旅券（注1）については、決定された仕様に基づき、製造に向けた製造設備や偽造防止技術に対する品質管理方法の構築等に取り組めます。</p> <p>また、次世代旅券（注2）については、集中作成（注3）を含め外務省と協議を進め、設備及び技術の開発に向けて取り</p> | <p>●受注数量製造率（100%）</p> <p>●納期達成率（100%）</p> <p>●ISO9001認証の維持・更新の有無</p> <p>●保証品質達成率（100%）</p> <p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> <p>○次期旅券の製造に向けた取組</p> | <p>(1) 旅券の製造</p> <p>イ 柔軟で機動的な製造体制</p> <p>旅券の製造については、製造工場での二交替勤務体制の実施や部門間における人員交流を実施するとともに、諸材料や仕掛品在庫の確保及び設備の故障リスク回避のため、計画的な修繕を実施することにより、外務省との契約に基づく受注数量を納期までに確実に納入した。</p> <p>(参考) 受注数量（4,623千冊）</p> <p>ロ 品質管理等の徹底</p> <p>ISO9001（注1）の運用、認証の継続を行うこと等により品質管理等の徹底を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ISO9001については、維持審査を受審し、認証を継続した（9月）。 本局・工場間で品質管理に関する打合せ会（5月・9月・平成31年3月）、次期旅券の製造等に向けた標準専門部会（平成31年1月）及び個別事案の打合せを適宜実施することにより、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとともに、PDCAサイクルによる継続的な業務の改善に取り組んだ。 四半期ごとに作業検査を実施した結果、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理、情報管理が厳格に行われていることを確認した。 <p>これらの取組により、規格内製品を確実に製造・納入した。なお、情報漏えい、製品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>(注1) ISO9001</p> <p>製品やサービスの品質保証を行うことにより、顧客満足向上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現する国際規格</p> <p>ハ 次期旅券（注2）の製造等に向けた取組</p> <p>平成29年度に外務省へ提案した冊子仕様案（第2回試作冊子）について外務省から一部デザイン等の見直し依頼があった。</p> <p>試作冊子の製造に向けて版面やインキ等の諸材料を準備し、次期旅券の仕様決定に資する試作冊子（第3回）を作製して外務省へ提示（9月）したところ、仕様決定の通知を受けた（12月）。</p> <p>また、試作冊子の作製を通じて、次期旅券冊子の各種製造技術の確立・品質管理方法の構築に向けて取り組んだ。</p> | <p><評価と根拠> 評価：A</p> <p>旅券冊子仕上工程における交替勤務体制の継続や、繁忙期における人員交流の実施等の弾力的な対応に加え、設備の安定稼働に取り組み、外務省と契約した数量を指定された納期までに納入したことは評価できる。</p> <p>ISO9001認証の継続、PDCAサイクルによる継続的な業務の改善、定期的な作業検査等を実施し、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組んでいる。</p> <p>次期旅券については、外務省の要望を反映した上で第3回試作冊子を作製し提示したところ、外務省により仕様が決定された。また、各種製造技術の確立と品質管理方法の構築について、試作冊子の作製を通じて着実に取り組んでいる。</p> <p>次世代旅券については、冊子仕様と搭載する偽造防止技術について技術調査を実施するなど、着実に冊子開発に取り組んでいる。また、集中作成等に必要設備の導入に向けて調達手続を計画的に進めている。</p> <p>以上のことから、「旅券</p> | <p>評価 A</p> <p><評価の視点></p> <p>徹底した品質・製造工程管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。</p> <p>旅券の仕様変更に備えた取組を行ったか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>主目標である旅券の製造については、二交替制勤務や人員交流等による柔軟かつ機動的な体制を確保し、規格内製品を確実に納品している。</p> <p>また、品質管理等の徹底についてもISO9001の認証を継続したことに加え、情報の共有化や継続的な業務改善に取り組んでいるほか、情報漏えいや製品の紛失・盗難も発生しておらず、国民や社会の信頼を維持したものと認められる。</p> <p>次期旅券については外務省の要望を適確に反映させ仕様の決定通知書を受けているほか、次世代旅券についても集中作成を前提とした冊子仕様や偽造防止技術について技術調査を進めているなど、仕様の変更に向けた取組を着実に実施している。</p> <p>本項目については難易度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p> | |

| | | | | | |
|--|--|-------------------------|--|--|--|
| | <p>組みます。</p> <p>(注1) 次期旅券 現行旅券を基本に、デザイン変更及びIC機能を強化した旅券(平成31年度導入予定)</p> <p>(注2) 次世代旅券 次期旅券導入後、新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化した旅券</p> <p>(注3) 集中作成 現行、全国の旅券事務所でやっている個人情報書込作業を集中的に行うもの</p> | <p>○次世代旅券の開発等に向けた取組</p> | <p>(注2) 次期旅券 現行旅券を基本に、デザイン変更及びIC機能を強化した旅券(令和元年度導入予定)</p> <p>ニ 次世代旅券(注3)の開発等に向けた取組 次世代旅券については、外務省と協議を進めるとともに、製造設備の導入に向け取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集中作成(注4)を前提とした冊子仕様や偽造防止技術について技術調査を実施するなど冊子開発に取り組んだ。また、大型作成機・仕分機等の設備の導入に向けて調達手続を開始した。 ・ 国内外の会議等に参画し旅券の国際標準や諸外国の動向について調査を行った。また、東京入国管理局等と情報交換(12月、平成31年1月)を行い、外国旅券の偽造防止技術について調査するなど、最新の偽造防止技術の動向の把握に努め、次世代旅券の開発に係る参考とした。具体的には、国内ではIC旅券調査委員会(注5)等に参画(19件)したほか、海外では国際民間航空機関(ICAO)の会議・検討会に参画(2件)した。 <p>(注3) 次世代旅券 次期旅券導入後、新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化した旅券</p> <p>(注4) 集中作成 現行、全国の旅券事務所でやっている個人情報書込作業を集中的に行うもの</p> <p>(注5) IC旅券調査委員会 国際標準に準拠した、将来の旅券用ICの仕様案等を検討するため、外務省が外部に委託して行う調査委員会</p> | <p>の製造」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | |
|--|--|-------------------------|--|--|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------|--------------------------|---------------------------------|
| I-2-(2) | その他の製品 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | — | 当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など） | 独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号、第3項 |
| 当該項目の重要度・難易度 | — | 関連する政策評価・行政 事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--------------|----------------------------|----------|----------|----------|----------|-------------------------|-----------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 （指数） | 基準値 （前中期目標期 間最終年度値等） | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 |
| 受注数量製造率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | / | 売上高（百万円） | 63,693 | 57,210 | 58,099 | 58,236 |
| 納期達成率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | 売上原価（百万円） | | 52,490 | 45,188 | 47,482 | 46,911 | |
| 保証品質達成率 | 100% | | 100% | 100% | 99.8% | 100% | 販売費及び一般管理費 （百万円） | | 2,917 | 2,248 | 2,407 | 2,657 | |
| 情報漏えい、紛失・盗 難発生の有無 | 無 | | 有 | 無 | 無 | 無 | 営業費用（百万円） | | 55,408 | 47,436 | 49,889 | 49,569 | |
| | | | | | | | 営業利益（百万円） | | 8,286 | 9,774 | 8,210 | 8,668 | |
| | | | | | | | 従事人員数（人） （各年度4月1日現在） | | 4,216 | 4,199 | 4,256 | 4,210 | |
| | | | | | | | | | | | | | |

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|--------------------------------|--|--|-----------|--|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 評価 |
| (2) その他の製品 切手等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行 | (2) その他の製品 切手等の製品については、発注者との契約に基づく数量を確実に製造するとともに、発注者の要望を踏まえた提案を行い | ●受注数量製造率（100%） ●納期達成率（100%） | (2) その他の製品 イ 発注者との契約に基づく確実な製造・納入 切手等の製品については、製造担当工場における部門間人員交流や工場間の製品交流を実施した。これらの取組により、発注者との契約に基づき、定められた期日までに規格内製品を確実に製造・納入した。 | <評価と根拠> 評価：B 切手等の製品については、人員交流や製品交流など柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に基づき、納期までに規格内製 | 評価 | B |
| | | | | | | <評価の視点> 徹底した品質・製造工程管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。 |

| | | | | | |
|---|--|---|--|---|---|
| <p>する。また、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p> | <p>ます。</p> <p>また、品質管理及び製造工程管理の徹底を図り、納期までに規格内製品を確実に納入します。さらに、偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し作業考査や点検等を実施するとともに、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。</p> | <p>●保証品質達成率 (100%)</p> <p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> | <p>ロ 発注者の要望を踏まえた提案</p> <p>郵便切手において、発注者からの要望を踏まえ、パール印刷(注1)やグラビア凹版印刷に関する提案等を行い、特殊切手「日本の夜景シリーズ(第5集)」(7月)、「冬のグリーティング」(8月)、「天皇陛下御即位三十年記念」(10月)及び「平成31年切手趣味週間」(11月)に反映された。</p> <p>(注1) パール印刷</p> <p>パール顔料を含有するインキで印刷することで、真珠のような光沢を発現させる印刷</p> <p>ハ 品質管理等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本局・工場間で品質管理打合せ会(5月・9月・平成31年3月)、標準専門部会(平成31年1月)及び個別事案の打合せを適宜実施し、品質管理・情報管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとともに、PDC Aサイクルによる継続的な業務の改善に取り組んだ。 ・ 四半期ごとに作業考査を実施した結果、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理、情報管理が厳格に行われていることを確認した。 ・ 平成29年度に発生したシステム改修に起因した製品の印字不良に対して、システム改修に当たっては、発注者・委託業者とこれまで以上に意思疎通を図り、システム改修に伴う影響を可能な限り広範に精査・検証することにより、再発防止に取り組んだ。 ・ 個人情報を取り扱う製品については、情報セキュリティ・マネジメント・システム(以下「ISMS」という。注2)について維持審査を受審し、認証を継続した(9月)。 <p>なお、情報漏えい、製品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>(注2) ISMS</p> <p>情報の流出・紛失を防ぎ、適切に管理するために構築する総括的な枠組み(適用規格ISO/IEC27001。日本情報経済社会推進協会が認定)</p> <p>ニ 番号通知書類(以下「通知カード」という。)の製造・管理</p> <p>通知カードの製造・管理について、次のとおり工程管理の徹底を図るなどの取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報加工業務における特定個人情報に係る安全管理措置(人的措置、技術的措置、管理体制)について点検を実施(11月) | <p>品の確実な製造・納入を図っている。</p> <p>郵便切手については、発注者の要望を踏まえた提案を継続しており、その結果、「日本の夜景シリーズ(第5集)」、「冬のグリーティング」、「天皇陛下御即位三十年記念」及び「平成31年切手趣味週間」に反映されている。</p> <p>ISMSの認証継続、PDC Aサイクルによる継続的な業務の改善、定期的な作業考査等を実施し、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組んでいる。</p> <p>システムの不具合により発生した製品の印字不良については、システム改修に係る発注者・委託業者との更なる意思疎通を図り、システム改修に伴う影響を可能な限り広範に精査・検証することにより、再発防止に取り組んでいる。</p> <p>製造管理体制について点検確認を行うとともに、通知カードの委託業者に対して、作業マニュアルの遵守について指導するなど、工程管理の徹底を図っている。</p> <p>以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、</p> | <p><評価に至った理由></p> <p>切手等の製品については、柔軟な製造体制の下で契約に基づく確実な製造及び納品が行われている。作業考査等を通じた製造プロセスの改善が随時行われているなど、品質管理等の徹底が図られた結果、情報の漏えいや製品の紛失・盗難も発生していない。</p> <p>番号通知書類の製造・管理については、情報加工業務における特定個人情報に係る安全管理措置の点検を実施したほか、新規委託事業者に対しては事前に現場へ赴いた上で製造体制の確認を実地に行うなど、委託事業者も含めた工程管理の徹底に努めている。</p> <p>なお、昨年度の業務実績評価において課題としたシステム改修の不具合に起因する印刷誤りの再発防止については、委託事業者との連携を密に図りつつ、改修による影響を広範に精査・検証するなど、着実に取り組んでいる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> |
|---|--|---|--|---|---|

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| | | | <p>し、情報漏えい防止等のセキュリティを確保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通知カード製造に係る委託業者に対して、作業マニュアルの遵守について指導（逐次）することにより、情報・工程管理の徹底に取り組んだ。また、9月からの委託業者の変更に伴い、事前に委託先へ赴き製造体制及び業務内容の点検を行い、適正であることを確認した（8月）。 発注者の要望を踏まえ、通知カードへの改元及び旧氏対応のシステム改修を実施した（平成31年3月一部受入れ）。 | <p>「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | |
|--|--|--|--|---|--|

| |
|---|
| <p>4. その他参考情報</p> <p>（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）</p> <p>特になし。</p> |
|---|

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|------------------------------------|----------------------|---|
| I-3 | 官報等事業 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | — | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号） |
| 当該項目の重要度・難易度 | 【重要度：高】 I-3-(1) 【難易度：高】 I-3-(1) | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------|----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------|-----------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 (指数) | 基準値 (前中期目標期間 最終年度値等) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 |
| I-3-(1) 官報の編集・印刷 | | | | | | | | | | | | | |
| 掲示すべき時間での官報 掲示達成度 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | 売上高（百万円） | 10,444 | 10,628 | 10,377 | 10,695 | |
| 官報情報検索サービスの サービス稼働率 | 99.5% | | 100% | 99.9% | 100% | 99.9% | | 売上原価（百万円） | 7,975 | 7,434 | 7,531 | 7,448 | |
| インターネット版官報の サービス稼働率 | 99.0% | | 100% | 99.9% | 99.9% | 99.9% | | 販売費及び一般管理費 (百万円) | 658 | 701 | 790 | 730 | |
| インターネット版官報及 び官報情報検索サービスの の広報活動件数 | 過去5年 平均以上 | [各年度目標値] | [51] 53件 | [52] 58件 | [53] 61件 | [55] 61件 | | 営業費用（百万円） | 8,633 | 8,135 | 8,321 | 8,179 | |
| 100ページ当たり訂正 記事箇所数の削減 | 過去5年 平均以下 (100以下) | [各年度目標値] | [0.31] 0.30 (97) | [0.32] 0.23 (72) | [0.31] 0.17 (55) | [0.28] 0.18 (64) | | 営業利益（百万円） | 1,811 | 2,493 | 2,056 | 2,517 | |
| I SMS 認証の維持・更 新の有無 | 有 | | 有 | 有 | 有 | 有 | | 従事人員数（人） (各年度4月1日現在) | 4,216 | 4,199 | 4,256 | 4,210 | |
| 情報漏えい・紛失発生の 有無 | 無 | | 無 | 無 | 無 | 無 | | | | | | | |
| I-3-(2) その他の製品 | | | | | | | | | | | | | |
| 受注数量製造率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------|------|--|------|------|-------|------|--|--|--|--|--|--|
| 納期達成率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | |
| 保証品質達成率 | 100% | | 100% | 100% | 99.9% | 100% | | | | | | |

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
|------|------|------|--------------|---|---|----|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 評価 |
| | | | | <p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>「官報等事業」については、全ての項目において定量的な数値目標を達成するとともに、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>「官報の編集・印刷」については、難易度が「高」であることに加え、政府調達公告の入稿から掲載までの期間短縮、業務プロセスの改善などに着実に取り組んでいる。また、「その他の製品」については、発注者からの納期等に関する要請に対して、的確かつ確実に対応している。</p> <p>以上のことから、「官報等事業」については、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | <p>評定 A</p> <p>「官報等事業」については全2項目中1項目が「A」評価となっているほか、全ての項目において定量的指標及び定性的な取組のいずれも事業計画における所期の目標を達成している。</p> <p>官報等各種製品の製造に際してはP D C A サイクルを適切に機能させており、また平成29年度に課題とした業務プロセスの改善にも着実に取り組んでいると認められる。</p> <p>加えて、平成30年度においては、国立研究開発法人等の政府調達公告に係る入稿から掲載までの期間を約半分に短縮したほか、原稿の不備など顧客要因による不良品の発生を未然に防ぐために能動的な確認行為を引き続き実施しているなど、顧客利便の向上に向けた顕著な取組も認められる。</p> <p>以上のことから、「官報等事業」については全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする</p> | |

官報等事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--|----------------------|---|
| I-3-(1) | 官報の編集・印刷 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | — | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第6号及び第7号官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号） |
| 当該項目の重要度・難易度 | <p>【重要度：高】内閣府との契約を確実に履行し、国政上の重要事項などを国民に正確かつ確実に提供することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。</p> <p>【難易度：高】一切の誤謬が許されない法律の公布等について、確実に製造し指定された時間内に掲示するには、厳格な進捗管理と徹底したチェック体制が求められるため。</p> | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|-----------------|--------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標（指数） | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
| 掲示すべき時間での官報掲示達成度 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | 売上高（百万円） | 10,444 | 10,628 | 10,377 | 10,695 | |
| 官報情報検索サービスのサービス稼働率 | 99.5% | | 100% | 99.9% | 100% | 99.9% | | 売上原価（百万円） | 7,975 | 7,434 | 7,531 | 7,448 | |
| インターネット版官報のサービス稼働率 | 99.0% | | 100% | 99.9% | 99.9% | 99.9% | | 販売費及び一般管理費（百万円） | 658 | 701 | 790 | 730 | |
| インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数 | 過去5年平均以上 | [各年度目標値] | [51] 53件 | [52] 58件 | [53] 61件 | [55] 61件 | | 営業費用（百万円） | 8,633 | 8,135 | 8,321 | 8,179 | |
| 100ページ当たり訂正記事箇所数の削減 | 過去5年平均以下（100以下） | [各年度目標値] | [0.31] 0.30 (97) | [0.32] 0.23 (72) | [0.31] 0.17 (55) | [0.28] 0.18 (64) | | 営業利益（百万円） | 1,811 | 2,493 | 2,056 | 2,517 | |
| I SMS 認証の維持・更新の有無 | 有 | | 有 | 有 | 有 | 有 | | 従事人員数（人）（各年度4月1日現在） | 4,216 | 4,199 | 4,256 | 4,210 | |
| 情報漏えい・紛失発生の有無 | 無 | | 無 | 無 | 無 | 無 | | | | | | | |

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|------|-----------|-----|------|-----|------|---------|-------------------|---------|------|--|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 | | | | | | | | | |
| <p>3. 官報等事業</p> <p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>平常時はもとより、災害などの緊急時においても、法律や条約等の公布や国民に対する情報提供が確実に行われるよう官報の製造体制を維持するとともに、内閣総理大臣の緊急要請にも的確に対応することにより、課せられた役割を果たす。</p> <p>また、電子媒体による官報の需要の高まりを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、インターネット版官報や官報情報検索サービスの確実な提供及び周知に努める。</p> <p>さらに、利用者ニーズを把握し、入稿の方法及び手続を必要に応じ改善することなどを通じて、作業の迅速化や業務の効率化を図る。</p> | <p>3. 官報等事業</p> <p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>官報については、掲示すべき時間での確実な官報掲示を行います。</p> <p>国内外の緊急時や大地震の発生時等における緊急官報の製造・発行については、迅速かつ確実に行うことができるよう、連絡体制の強化や製造訓練の実施等緊急対応体制の構築・維持に取り組み、災害等の緊急の場合を含め、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応します。</p> <p>また、インターネット版官報や官報情報検索サービスの運用により、官報の電子的手段による提供を行い、システム稼働状況を適切に管理することでサービスの稼働率の維持に努め、インターネット版官報については99.0%以上、官報情報検索サービスについては99.5%以上の稼働率となるよう取り組みます。</p> <p>さらに、各種イベントでの実演や展示等を通じてインターネット版官報や官報情報検索サービスの周知に努めます。</p> <p>作業考査や点検等を通じて品質管理及び製造工</p> | <p>● 掲示すべき時間での官報掲示達成度(100%)</p> <p>○ 緊急官報の製造に向けた体制の維持</p> | <p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>イ 官報の確実な掲示</p> <p>掲載記事の集中時期においても官報の確実な製造を行うため、内閣府、本局・工場間で情報共有を図りつつ、多能化の推進による部門間の人員交流を実施するなど柔軟な体制の維持に取り組んだことにより、全ての官報を掲示すべき時間に掲示した。また、自然災害等、緊急を要する特別号外については、内閣府の指示に基づき、入稿当日に製造・掲示した。</p> <p>なお、発行された官報は834件であり、このうち特別号外(通常発行以外の官報号外)は32件(うち4件は入稿当日に発行)であった。</p> <p>【内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 紙</td> <td>244件</td> </tr> <tr> <td>号 外</td> <td>314件</td> </tr> <tr> <td>特 別 号 外</td> <td>32件(うち4件は入稿当日に発行)</td> </tr> <tr> <td>政府調達公告版</td> <td>244件</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 緊急官報発行のための体制の構築・維持</p> <p>緊急官報の製造・発行が迅速かつ確実に行えるよう、製造訓練等を行った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府主催の「防災の日」総合防災訓練の中で、内閣府と連携し本局及び東京工場において緊急官報製造訓練を行った(9月)。 緊急官報の発行要請に確実に対応するため、公共交通機関が運行しない場合を想定した参集訓練を実施し、参集経路の確認を行った(9月)。 政府の総合防災訓練に加え、国立印刷局の自主的取組として、内閣府と連携し緊急官報製造訓練を実施し、緊急時における手順の定着化を図った(平成31年2月) <p>ハ 官報電子配信の安定稼働</p> <p>官報配信システムについては、定期的に配信拠点(注1)の切替えを実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めた。また、インターネット版官報や官報情報検索サービスなどの官報の電子的手段による提供について、日常におけるシステム稼働状況の管理やサービス継続のための緊急対応等を確実に実施した。</p> <p>さらに、官報配信システムにおいて、常時暗号化通信に対応することにより、官報配信システムに係る情報セキュリティの強化を図った</p> | 種 別 | 件 数 | 本 紙 | 244件 | 号 外 | 314件 | 特 別 号 外 | 32件(うち4件は入稿当日に発行) | 政府調達公告版 | 244件 | <p><評定と根拠>評定：A</p> <p>関係部門間の連携や情報共有を図りつつ、柔軟な体制の維持に取り組んだ。また、自然災害に関する特別号外についても確実に対応するなど、官報の迅速かつ確実な掲示に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>緊急官報製造訓練を実施したほか、公共交通機関が運行しない場合を想定した参集訓練を実施し参集経路の確認を行うなど、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応できるように取り組んでいる。</p> <p>インターネット版官報及び官報情報検索サービスについては、定期的に配信拠点の切替えを実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めている。また、日常管理を徹底するとともに、常時暗号化通信に対応することにより、情報セキュリティの強化を図り、官報電子配信の安定稼働に取り組んでいる。</p> <p>インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動については、イベントにおいて操作方法や検索方法の実演を実施するなど、当該サ</p> | <p>評定 A</p> <p><評価の視点></p> <p>情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行ったか。</p> <p>非常時においても確実に対応できる製造体制を維持したか。</p> <p>作業の迅速化や業務の効率化を図ったか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>内閣府との連携を図りつつ、人員の部門間交流を通じて多能化を推進することにより、特別号外を含め834件全ての官報を掲示すべき時間に掲示している。また、関係部門間による連絡会において訂正記事発生原因の分析や再発防止策の検討を進めた結果、100ページ当たりの訂正記事箇所数は0.18箇所と過去5年間の実績平均値0.28箇所を大幅に下回る成果を挙げている。I SMS認証を継続したほか、各種研修や秘密管理点検などの取組を確実に行った結果、公開前情報の漏えいや紛失は発生していない。</p> <p>加えて、官報業務プロセスの改善を図るため、平成29年度に実施した外部コンサルタントの調査結果等を踏まえて仕様書や要件定義書を作成するなど、新たな省庁用官報原稿オンライン受付システムの導入に向けた取組も着実に推進している。</p> <p>「科学技術イノベーション総合戦略2017」(平成29年6月2日・閣議決定)を踏まえ、国立研究開発法人等の政府調達公告に係る入稿から掲載までの期間を、約半分に短縮した取組については、高く評価できる。</p> |
| 種 別 | 件 数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 本 紙 | 244件 | | | | | | | | | | | | | | |
| 号 外 | 314件 | | | | | | | | | | | | | | |
| 特 別 号 外 | 32件(うち4件は入稿当日に発行) | | | | | | | | | | | | | | |
| 政府調達公告版 | 244件 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|---|--|---|--|
| | <p>程管理に取り組むとともに、訂正記事箇所数の削減に向けて関係部門間による訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進め、訂正記事箇所数が過去5年間の実績平均値(100ページ当たり)を100とした相対比率について、100以下となるよう取り組みます。</p> <p>情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ・マネジメント・システム(I SMS)の運用・認証の継続を行いつつ、改ざん防止等の更なる措置を講じます。また、情報管理を徹底しつつ、インサイダー取引に関する研修等を実施し、官報の公開前情報の漏えいや紛失等の発生を防止します。</p> <p>電子入稿については、利用者ニーズを把握しつつ、入稿期限の短縮等を目的とした完全原稿による入稿への協力要請を引き続き行うとともに、法制執務業務支援システム(注)との連携を図るなど、必要に応じて入稿の方法や手続に係る改善を行い、その促進に努めます。</p> <p>なお、平成29年度に実施した官報製造ワークフローの調査の結果も踏まえつつ、業務プロセスの改革を継続的に推進し、</p> | <p>●インターネット版官報のサービス稼働率(99.0%)</p> <p>●官報情報検索サービスのサービス稼働率(99.5%)</p> <p>●インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数(過去5年平均以上)</p> <p>●100ページ当たり訂正記事箇所数の削減(過去5年平均以下)</p> | <p>(9月)。</p> <p>なお、通信業者の設備に障害が発生したことに伴い、官報情報検索サービス及びインターネット版官報が一時停止したものの、利用者への影響を最小限に留めるため、直ちに通信業者へ障害の解消及び原因の調査を指示するなど、サービス継続のための復旧作業を迅速に行った(6月)。</p> <p>以上のことから、官報情報検索サービス及びインターネット版官報のサービス稼働率は、99.9%となった。</p> <p>(注1) 配信拠点 官報電子配信のバックアップ体制の強化として平成29年度に官報配信システムを複数の拠点に設置</p> <p>ニ インターネット版官報等の周知 操作講習会における実演や各地方務局に官報普及用リーフレットの設置を行うなど、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動を行った(61件)。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第41回お金と切手の展覧会(青森県弘前市)」において、展示物等を用いて官報を紹介するとともに、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの操作方法や検索方法の実演を行い、その周知を図った(1件、8月)。 図書館を介した官報の広報活動の実施に当たり、図書館職員に理解と協力を求めることを目的に「第20回図書館総合展」へ出展した(1件、11月)。 公立図書館が実施する操作講習会に職員を講師として派遣し、官報情報検索サービスの操作方法等について、講習を実施した(9件、4月・6月・9月・10月・平成31年1月・平成31年2月)。 各地方務局と調整し、官報への法定公告掲載事例と官報情報検索サービスを紹介したパンフレットを継続設置した(50件、4月～平成31年3月) <p>ホ 訂正記事箇所数削減に向けた取組 作業考査や点検等を実施することにより、品質・製造工程管理に取り組んだ。また、訂正記事箇所数の削減に向け関係部門間による連絡会(官報正誤連絡会)を毎月開催し、訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進めた。これらの取組により、100ページ当たりの訂正記事箇所数は0.18箇所となり、過去5年間の実績平均値(0.28箇所)を下回った。</p> <p>へ 公開前情報等の管理</p> | <p>サービスの利用促進に向けて、積極的に取り組んでいる。</p> <p>訂正記事箇所数については、部門間で連携し、発生原因の分析や再発防止策を確実に実施することにより、削減に向けて取り組んでいる。</p> <p>公開前情報については、I SMSの認証維持に取り組むとともに、研修や職場内教育等を実施した。また、官報原稿の取次業務を行う委託業者に対する研修や視察を実施するなど、情報管理の徹底を図ることにより、情報漏えいや紛失を発生させていない。</p> <p>国立研究開発法人等の政府調達公告の入稿から掲載までの期間短縮について、確実に取り組んだ。</p> <p>また、各府省庁の関係者へ操作研修を実施するとともに、省庁間電子文書交換システムの廃止に伴い、新たな官報原稿入稿システムの開発に向けて取り組んでいる。</p> <p>官報業務プロセス改善については、平成29年度に実施した官報製造ワークフローに関する調査結果等を踏まえ、官報業務プロセス改善に係る支援業務について請負業者と契約を締結するなど、効率化・省力化の実現に向け取り組んでいる。</p> | <p>本項目については難易度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p> |
|--|--|---|--|---|--|

| | | | | | |
|--|---|--|--|---|--|
| | <p>作業の迅速化や業務の効率化に取り組みます。</p> <p>(注) 法制執務業務支援システム (e-LAWS)</p> <p>法令やその改正情報から「新旧対照表」を作成すると、自動的に「改める文」を生成するもの</p> | <p>● I S M S 認証の維持・更新の有無</p> <p>● 情報漏えい・紛失発生の有無</p> <p>○ 電子入稿を行う者の拡大</p> | <p>東京工場において、I S M S の運用及び情報管理意識の啓もう並びに各種規程類に基づく情報管理の徹底を図った。また、官報配信システムに係る情報セキュリティの確保を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I S M S については、外部審査機関の維持審査を受審し、認証を継続した (12 月)。 ・ I S M S に係る教育・訓練 (新規職員等研修 : 4 月、実務研修 : 5 月、リスク分析研修 : 6 月、内部監査員養成研修 : 7 月、幹部職員研修 : 8 月) 及び内部監査を実施した (10 月)。 ・ インサイダー取引等に対する意識の啓もうと不正行為の未然防止を目的として、官報製造従事者等を対象に研修を行った (5 月～6 月)。 ・ 官報原稿の取次業務を行う委託業者 (官報販売所等) に対するインサイダー情報を含む掲載前情報と個人情報の適切な取扱いのための研修を行った (5 月・7 月・10 月)。また、委託業者の視察を実施し、情報類の保管・管理状況及び作業状況を調査し、適切な情報管理について指導を行った (7 月～平成 31 年 3 月)。 ・ 官報の公開前情報の漏えいや紛失等の防止を目的に作業考査や秘密管理点検 (注 2) を実施し、標準やその他の作業に関する内部規程に基づき、作業が適正に実施されていることを確認した (作業考査 : 4 月～平成 31 年 3 月、秘密管理点検 : 平成 31 年 1 月～2 月)。 <p>なお、情報漏えい・紛失の発生はなかった。</p> <p>(注 2) 秘密管理点検</p> <p>リスク事案の対策や各種規程類の遵守状況を確認するために、官報部職員が実施する点検</p> <p>ト 電子入稿の推進等</p> <p>作業の迅速化や業務の効率化等を図るため、各府省庁に協力要請を行うなど、電子入稿の推進を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「科学技術イノベーション総合戦略 2017」(平成 29 年 6 月 2 日閣議決定) を踏まえ、国立研究開発法人等の政府調達公告の入稿から掲載までの期間短縮について諸条件や対応方法等の整理を行い、従来から約半分の期間に短縮した (7 月)。 ・ 電子入稿の協力要請を行うため、総務省行政管理局が主催する「電子文書交換システム研修」に職員を講師として派遣し、各府省庁の関係者に対して官報原稿送付書作成ツール (注 3) の操作研修及び完全原稿 (注 4) による電子入稿について説明会を実施した (5 月、11 月)。 ・ 総務省の開発による法制執務業務支援システム (注 5) について | <p>以上のことから、「官報の編集・印刷」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | |
|--|---|--|--|---|--|

| | | | | | | |
|--|--|--|------------------------------------|---|--|--|
| | | | <p>○作業の迅速化及び業務の効率化を図るための積極的な取組</p> | <p>は、総務省行政管理局と連携を図り、電子入稿の推進に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 官報原稿の電子入稿に使用している総務省行政管理局所管の省庁間電子文書交換システムが廃止（令和元年度末予定）されることから、利便性の向上による電子入稿の促進を図るため、各府省庁にヒアリングを実施し、その結果を反映させた省庁用官報原稿オンライン受付システム（注6）の導入に取り組んだ。 <p>また、総務省等と調整し、基本要件（政府共通ネットワーク及び共通認証基盤の利用並びに法制執務業務支援システムとの連携）に関して整理を図った（5月～12月）。さらに、複数のベンダーに対し、基本要件を提示し、開発費用やスケジュール等のヒアリングを実施した（6月～12月）。</p> <p>（注3）官報原稿送付書作成ツール 省庁間電子文書交換システムを使用し、官報原稿（省令、告示等、官庁公告政府調達公告）を政府共通ネットワーク経由で入稿する機能を有するツール</p> <p>（注4）完全原稿 出稿府省庁が記事の内容等を完全に保証した原稿</p> <p>（注5）法制執務業務支援システム（e-LAWS） 法令やその改正情報から「新旧対照表」を作成すると、自動的に「改める文」を生成するもの</p> <p>（注6）省庁用官報原稿オンライン受付システム 政府共通ネットワーク上で官報の原稿を電子的に受け付けることができるシステム</p> <p>チ 官報業務プロセス改善の取組 官報業務プロセス改善に向け、平成29年度に実施した外部コンサルタントを活用した官報製造ワークフローに関する調査において、電子入稿の利便性の低さや紙媒体による修正・校正作業などに課題があると提言を受けて、これらのシステム化を図ることとし、平成30年度においては、効果や導入コスト等を総合的に評価、検討した上で電子入稿の促進による作業の迅速化を目的とした、省庁用官報原稿オンライン受付システムの導入に取り組んだ。</p> <p>また、官報業務プロセス改善を円滑に進めるため、技術的な課題の管理や実作業のスケジュール管理などの工程管理を行うための支援業務について請負業者と契約を締結した（12月）。</p> | | |
|--|--|--|------------------------------------|---|--|--|

| |
|--|
| <p>4. その他参考情報</p> |
| <p>（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載） 特になし。</p> |

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------|----------------------|---------------------------------|
| I-3-(2) | その他の製品 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | — | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第4号、第6号及び第7号 |
| 当該項目の重要度・難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|----------|--------------------|------|------|-------|------|-----------------------------|---|----------|--------|--------|--------|--------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標（指数） | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
| 受注数量製造率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | / | 売上高（百万円） | 10,444 | 10,628 | 10,377 | 10,695 |
| 納期達成率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | | 売上原価（百万円） | | 7,975 | 7,434 | 7,531 | 7,448 | |
| 保証品質達成率 | 100% | | 100% | 100% | 99.9% | 100% | 販売費及び一般管理費（百万円） | | 658 | 701 | 790 | 730 | |
| | | | | | | | 営業費用（百万円） | | 8,633 | 8,135 | 8,321 | 8,179 | |
| | | | | | | | 営業利益（百万円） | | 1,811 | 2,493 | 2,056 | 2,517 | |
| | | | | | | | 従事人員数（人）（各年度4月1日現在） | | 4,216 | 4,199 | 4,256 | 4,210 | |
| | | | | | | | | | | | | | |

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | |
|--|--|--|--|---|---|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| (2) その他の製品 国会用製品等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。また、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必 | (2) その他の製品 国会用製品等の製品については、作業考査や点検等の実施を通じて品質管理及び製造工程管理に取り組み、数量確認、進捗管理を徹底することで、発注者との契約に基づく数量を確実に製造し | ●受注数量製造率（100%） ●納期達成率（100%） ●保証品質達成率（100%） | (2) その他の製品 イ 国会用製品等の確実な製造及び納入 ・ 国会用製品等については、作業考査や標準点検等を実施し、徹底した情報管理及び製造工程管理に取り組むとともに、製品交流を実施するなど柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に基づき、定められた期日までに規格内製品を確実に製造・納入した。 ・ 発注者からの納期に係る要請に対し、可能な限り短納期で納入するなど柔軟な対応を図るとともに、製品仕様 | <評定と根拠> 評定：B 国会用製品等については、作業考査や標準点検等を実施することにより、情報管理及び工程管理の徹底に取り組んでいる。発注者からの要請に対して、的確かつ確実に対応し、納期までに規格内製品の確実な製造・納入を図っている。 | 評定 B <評価の視点> 徹底した品質・製造工程管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。 <評価に至った理由> 国会用製品等については、発注者からの要請に対し柔軟に対応しつつ、製造工程管理を |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| <p>要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わない。</p> | <p>ます。また、納期までに規格内製品を確実に納入します。</p> <p>なお、引き続き、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は行いません。</p> | | <p>等に疑義が生じた場合は、速やかに発注者へ確認するなど、製品の確実な製造に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度に製造過程における確認不足により発生した印刷誤りについては、再発防止策の履行状況等に関して、工場職員による作業考査を行うことに加え、本局職員による特別考査（注）を行い、作業が適正に実施されていることを確認した（6 月～7 月、平成 31 年 2 月）。 <p>（注）特別考査 製品トラブル等の再発防止策の履行状況について、製造担当部長の指示により、特別に考査するもの</p> <p>ロ 一般競争入札への参加 官公庁等が実施する一般競争入札には、参加しなかった。</p> | <p>平成 29 年度に発生した印刷誤りについては、適切に再発防止策を履行し、製造過程における確認の徹底・強化に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | <p>徹底したことにより、契約数量の全てについて規格内製品を納期までに納品している。また、昨年度の業務実績評価において課題とした印刷誤りの再発防止については、通常の作業考査に加えて特別考査も行い講じた防止策の実施状況確認をしており、製造過程の強化に着実に取り組んでいると認められる。</p> <p>定性的な取組として、受注製品の製造に際して発注者からの納期短縮要請に対し可能な限り柔軟に対応しているほか、原稿の不備など顧客要因による不良品の発生を未然に防ぐために能動的な確認行為を実施している点は高く評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> |
|--|--|--|--|--|--|

| |
|---|
| <p>4. その他参考情報</p> |
| <p>（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載） 特になし。</p> |

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------|-------------------|---|
| II-1-(1) | 組織の見直し | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-----------------------------------|------|------------------------|--------|--------|--------|--------|-------|-------------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 給与水準の公表の有無 | 有 | | 有 | 有 | 有 | 有 | | |
| (参考指標) 期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む） | | 4,292人 | 4,211人 | 4,193人 | 4,244人 | 4,201人 | | 令和元年度末の常勤役職員の総数を平成26年度末以下とする。 |
| (参考指標) 売上高人件費比率 | | 42.4% | 38.2% | 41.9% | 42.2% | 41.8% | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|--|---|---|--|--|----|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 |
| <p>III. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>国立印刷局は、行政執行法人として正確かつ確実に業務を遂行するため、業務の質を高い水準に維持しつつ、あわせて国民負担の軽減を図る観点から、引き続き効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、製造コストの引下げに努める必要がある。</p> <p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <p>① 「国家公務員の総人件費に関する基本</p> | <p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <p>① 組織の見直しについては、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう安定的な業務運営に配慮しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な</p> | <p>○適正な人員配置</p> <p>○組織の効率化（参考指標：期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）、売上高人件費比率）</p> <p>※「人件費」とは、毎年度公表している「独立行政法人国立印刷局の役職員の報酬・給与等について」中の「III</p> | <p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <p>① 「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年3月26日閣議決定）に伴う再任用フルタイム職員の段階的な増加、更には今後の大量退職の状況を踏まえつつ、設備投資による効率化、業務量、技術の伝承、年齢構成の不均衡の是正等を考慮の上、平成31年度に向けた人員計画を策定した（6月）。</p> <p>当該人員計画に基づき業務量等に応じた適正な人員配置を行うとともに、平成31年度期首に一部組織の改正を行い、組織の効率化に取り組んだ。</p> <p>また、再任用職員の希望調査や、今後も段階的に実施される年金支給開始年齢の引き上げに伴う再任用フルタイム職員の雇用期間の延長等の状況を踏まえつつ、将来的な人員推移に関するシミュレーションを行うとともに、令和2年度に向けての人員計画の策定に着手した（12月）。</p> <p>期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）及び</p> | <p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>今後、大量退職が見込まれる中、業務の質を維持するための人員を確保しつつ、設備投資等による効率化、適正配置等の施策を併せて実施することにより、人員数の抑制を図っている。また、組織の見直しを行うことにより、業務を効率的かつ確実に実施する体制の確保に取り組んでいる。</p> <p>平成30年度における給与水準については、一般職給与法適用国家公務員の給与を参酌しつつ、公正な第三者である中央労働委員会による調停に基づき、適正な水準となるよう努めており、ラスパイレズ指数は、一般職給与法適用</p> | <p>評定 B</p> <p><評価の視点></p> <p>業務の効率化や業務量を考慮しつつ、組織の効率化が図られたか。</p> <p>適正な給与水準の維持に取り組んだか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>再任用フルタイム職員の増加やその後の大量退職を見据えた中期的な人員の増減数と業務量等を考慮した上で人員計画を策定しているなど、組織の効率化や適正な人員配置に取り組んでいる。なお、期末人員数は前年度に比べ43人減少している。</p> <p>職員の給与については、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与水準を考慮して適正水準となるよう取り組んでおり、平成30年度の水</p> | |

| <p>方針」(平成26年7月25日閣議決定)を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう留意しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら組織の効率化に向けて取り組む。</p> | <p>人員配置を行いながら、組織の効率化に向けて取り組みます。</p> | <p>総人件費についてにおける「給与、報酬等支給総額」をいう。以下同じ。</p> <p>○適正な給与水準の維持</p> <p>●給与水準の公表の有無</p> | <p>売上高人件費比率(注)の実績については、下表のとおりである。</p> <p>(注) 売上高人件費比率=人件費÷売上高</p> <table border="1" data-bbox="1222 310 1908 814"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末常勤役員数(参考指標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">平成30年度末</td> <td>役員 7人</td> </tr> <tr> <td>一般職員 3,981人</td> </tr> <tr> <td>フルタイム再任用職員 213人</td> </tr> <tr> <td>合計 4,201人 (3.31付け退職職員の246人を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">平成29年度末</td> <td>役員 7人</td> </tr> <tr> <td>一般職員 4,015人</td> </tr> <tr> <td>フルタイム再任用職員 222人</td> </tr> <tr> <td>合計 4,244人 (3.31付け退職職員の236人を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1222 856 1908 1003"> <thead> <tr> <th></th> <th>売上高人件費比率(参考指標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>41.8%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>42.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 平成30年度における国立印刷局役職員の給与水準については、「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員(以下「一般職給与法適用国家公務員」という。)の給与水準と比較した年齢勘案のラスパイレス指数が、事務・技術職員が92.9(平成29年度:92.4)、研究職員が79.6(平成29年度:78.7)となった。</p> <p>また、平成29年度における国立印刷局役職員の給与水準については、総務省が策定する「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、ホームページで公表した(6月)。</p> | | 期末常勤役員数(参考指標) | 平成30年度末 | 役員 7人 | 一般職員 3,981人 | フルタイム再任用職員 213人 | 合計 4,201人 (3.31付け退職職員の246人を含む) | 平成29年度末 | 役員 7人 | 一般職員 4,015人 | フルタイム再任用職員 222人 | 合計 4,244人 (3.31付け退職職員の236人を含む) | | 売上高人件費比率(参考指標) | 平成30年度 | 41.8% | 平成29年度 | 42.2% | <p>国家公務員より低い水準となっている。</p> <p>以上のことから、「組織の見直し」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | <p>準は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員より低いものとなっている。</p> <p>なお、総務省が策定したガイドラインに基づき、ラスパイレス指数についてはホームページで公表を行っている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> |
|--|-------------------------------------|--|--|--|---------------|---------|-------|-------------|-----------------|-----------------------------------|---------|-------|-------------|-----------------|-----------------------------------|--|----------------|--------|-------|--------|-------|---|--|
| | 期末常勤役員数(参考指標) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度末 | 役員 7人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一般職員 3,981人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | フルタイム再任用職員 213人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 4,201人 (3.31付け退職職員の246人を含む) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年度末 | 役員 7人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一般職員 4,015人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | フルタイム再任用職員 222人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 4,244人 (3.31付け退職職員の236人を含む) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 売上高人件費比率(参考指標) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 | 41.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年度 | 42.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | |
|--------------------|--------|---------------------|
| II-1-(2) | 業務の効率化 | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|------------------------------------|------|------------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|-------|---|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| (参考指標) 売上原価を構成する固定費 | | 43,950 百万円 | 44,246 百万円 | 45,412 百万円 | 46,077 百万円 | 46,575 百万円 | | 令和元年度の売上原価を構成する固定費を平成 26 年度の実績値以下とする。 一般競争入札による実績 平成 27 年度 1 件 10 百万円 平成 28 年度 1 件 1 百万円 平成 29 年度 1 件 2 百万円 平成 30 年度 1 件 2 百万円 |
| 情報システム整備運用計画の策定の有無 | 有 | | 有 | 有 | 有 | 有 | | |
| 調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無 | 有 | | 有 | 有 | 有 | 有 | | |
| 契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数 | 0 件 | | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | | |
| (参考指標) 障害者就労施設等からの調達の実施（件数及び金額） | | 16 件 2 百万円 | 31 件 14 百万円 | 38 件 5 百万円 | 41 件 8 百万円 | 43 件 9 百万円 | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | |
|--|---|---|---|--|---|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| (2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を対象として中期的な観点から設定した固定費の目標達成に向 | (2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、緊急時にも対応できる体制を維持しつつ、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を対象として中期的な | ○業務の効率化の推進（参考指標：売上原価を構成する固定費） ○効率化に向けた業務の見直し | (2) 業務の効率化について ① 固定費の削減及び情報システム関連機器の更新 イ 固定費の削減 行政執行法人化に伴い整備した予算執行に係る管理方法を適切に実施するとともに、各工場等と連携・調整を図り、コスト削減に努めた。 売上原価を構成する固定費（参考指標）（注 1）は、労務費が増加したことにより、46,575 百万円となった（平成 26 年度の売上原価を構成する固定費は 43,950 百万円（注 2））。 これは、人員の削減（再任用フルタイム職員を除く常勤職員数 | <評価と根拠> 評価：B 売上原価を構成する固定費のうち、給与減額支給措置の終了や再任用フルタイム職員数の増加に伴う労務費の増加による影響額（693 万円）を控除した額（45,882 百万円）は、平成 26 年度実績額（43,950 百万円）を上 | 評価 B <評価の視点> 固定費の削減に向けた取組が着実に実施されたか。 契約の適正化が図られたか。 民間への業務委託が検討されたか。 <評価に至った理由> 情報システム整備運用計画を策定し、関係機器等の更新を確実に実施してい |

| | | | | | |
|---|---|--|--|--|---|
| <p>けて必要な取組を行う。</p> <p>また、電子政府推進の取組の一環として、情報システムに係る整備運用計画を策定し、情報システム関連機器の適時適切な更新を行う。</p> <p>② 調達にかかる契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、原則として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。また、公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な</p> | <p>観点から設定した固定費の削減目標の達成に向けて必要な取組を行います。</p> <p>情報システムのより効率的な活用による業務の効率化、迅速化を推進するため、情報システムに係る整備運用計画を策定し、当該計画に基づき情報システム関連機器の更新を実施します。</p> <p>② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、調達の合理化を推進します。</p> <p>公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を</p> | <p>●情報システム整備運用計画の策定の有無</p> <p>○適時適切な情報システム関連機器の更新</p> <p>●調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施</p> <p>●調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無</p> | <p>(期首人員) 200 人減少) を実施するなど、固定費削減に向けた可能な限りのコスト削減に取り組んだものの、(イ) 平成 24 年 6 月から平成 26 年 5 月まで実施した東日本大震災の復興財源に充てるための給与減額支給措置が終了したこと、また、(ロ) 「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成 25 年 3 月 26 日閣議決定) に基づく再任用フルタイム職員数が増加したことによる労務費の増加に加え、製品の製造に支障をきたすことなく、製造設備を安定的に稼働するために実施した修繕費や保守点検費等の経費の増加や、「独立行政法人通則法」(平成 11 年法律第 103 号) 第 57 条に基づき決定した給与等(ベースアップ及び賞与支給月数) が増加したことによるものである。</p> <p>なお、(イ)、(ロ) の労務費の増加による影響額 693 百万円を控除した場合の売上原価を構成する固定費は 45,882 百万円となる。</p> <p>(注 1) 売上原価を構成する固定費＝当期総製造費用(版面等費用を除く。)－変動費 変動費＝原材料費＋外注加工費＋時間外手当＋運送費＋燃料費＋光熱水費</p> <p>(注 2) 中期的な観点から参考となるべき事項として設定している令和元年度末における固定費の削減目標(令和元年度の売上原価を構成する固定費を平成 26 年度の実績以下とする。)</p> <p>ロ 情報システムに係る整備運用計画の策定等 情報システムの機能性・利便性の向上を図るなど更なる業務の効率化等を推進するため、情報システム整備運用計画を策定(9 月) し、当該計画に基づき関連機器等の更新を実施した。</p> <p>なお、更新したシステムについては、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業管理システム(7 月) ・ 通勤管理システム(7 月) ・ インキ生産管理システム(9 月) <p>② 調達等合理化計画の取組等 「独立行政法人改革等に関する基本的方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) に基づき、一般競争入札を原則としつつ、事務・事業の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保し、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 30 年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画(以下「合理化計画」という。)を策定し、ホームページで公表した(6 月)。</p> <p>合理化計画について、その策定に当たっては、調達等合理化・契約検証委員会(以下「合理化委員会」という。)の審議を経て、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検を受け、その点</p> | <p>回っている。</p> <p>これは、再任用フルタイム職員を除く常勤職員数(期首人員数)が 200 人減少したことにより労務費の減少があった一方で、製品の確実な納入を実現するために必要な製造設備の機能維持等に係る修繕費や保守点検費等が増加したことによるものである。</p> <p>中期的な視点から参考となるべき事項として設定している令和元年度末における固定費の削減目標の達成に向けて、再任用フルタイム職員数の増加等に引き続き留置しつつ、人員及び労務費の削減に取り組むとともに、固定費の削減に向けて予算執行管理を徹底することにより、取り組んでいくこととする。</p> <p>策定した情報システム整備運用計画に基づき情報システム関連機器等の更新を計画的に実施することにより、各システムの機能性・利便性の向上を図り、業務の効率化・迅速化の推進を図っている。</p> <p>調達の合理化については、合理化委員会による点検を受けつつ、着実に実施している。</p> <p>その結果、合理的な契約方式に変更した原材料の購入等において各契約</p> | <p>る。</p> <p>調達に係る契約については、策定した調達等合理化計画に基づいて着実な取組を実施しており、契約監視委員会等の審議において不適切とされた契約は発生していない。また、一者応札・一者応募の削減にも積極的に取り組んでいるほか、随意契約に依らざるを得ない契約に対しても価格交渉を精力的に行うことで契約金額の削減に努めていることは評価できる。</p> <p>官公需に係る中小企業者からの調達金額が対前年度比 116% の 6,991 百万円と大幅に増加している。これは、(独) 中小企業基盤整備機構「ここから調達」サイトに新規登録された中小企業者等に対して調達機会に係る情報を自発的に提供し続けた結果であり、かかる取組は高く評価できる。なお、過年度分に集計誤りが確認された契約実績については、直ちに修正報告が行われているとともに再発防止の徹底が図られている。</p> <p>障害者就労施設等からの調達の実施や民間への業務委託の検討についても、着実な取組が行われている。</p> <p>中期的な観点から令和元年度末に向けて設定している固定費の削減目標については、経過段階であるものの、再任用フルタイム職員の増加などの外的要因を考慮しても平成 30 年度末時点で超過している状況にある。日本銀行券等の確実な製造に不可欠な設備投資を実施しているなどのやむを得ない事情はあるものの、目標達成に向けた取組を更に促進する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> |
|---|---|--|--|--|---|

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>調達を実現する観点から、国立印刷局が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表する。</p> <p>また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)に基づいた調達を行うよう努める。</p> | <p>実現する観点から、平成30年6月末までに「調達等合理化計画」を策定し、当該計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表します。</p> <p>また、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)の趣旨に基づき、中小企業者、障害者就労施設等及び母子・父子福祉団体等からの調達に努めます。</p> <p>なお、障害者就労施設等からの調達については、前年度の実績を上回るよう取り組みます。</p> | <p>検結果をホームページで公表した(7月)。</p> <p>合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況について、合理化委員会において点検し、了承された(5月・12月)。</p> <p>合理化計画等に基づく具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 合理化計画に基づく取組</p> <p>(イ) 重点的な取組</p> <p>(随意契約)</p> <p>原材料等購入に関する調達において、技術審査合格者が複数者となる見込みがないことを確認した31品目(24件)について、随意契約を締結した。</p> <p>契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から136百万円削減した。</p> <p>(公募)</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術審査を要しない原材料等購入に関する調達において、連続して契約相手方が同一となっている7件の契約について、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施した。その結果、応募者が一者であったことから、随意契約を締結した。 契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から3百万円削減した。 生産設備の購入、生産設備及び生産設備以外の保守・修理等に関する調達において、連続して契約相手方が同一となっている35件の契約について、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施した。その結果、応募者が一者であったことから、随意契約を締結した。 契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から9百万円削減した。 <p>(更なる合理的な契約方式への移行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる調達の合理化を図るため、政府調達案件について、「政府調達に関する協定を改正する議定書」(平成26年条約第4号)で定められている技術的な理由により競争が存在しない場合に随意契約が可能となる規定を設けることについて、契約監視委員会の了承を受け(6月)、政府調達に関する規則等を改正した(9月)。 | <p>案件の当初提示額に対し価格交渉を行うことにより、単価の削減を図り(合計148百万円)、事務の合理化及び経費の削減に寄与している。</p> <p>調達に関するガバナンスの徹底については、契約事務フローの点検を実施し、その結果に基づきマニュアルの改訂を行うなど、リスクの低減及び契約事務の適正化を推進している。</p> <p>一者応札・一者応募の削減に取り組むなど、合理的な調達の推進を図っている。</p> <p>官公需の契約実績について、中小企業庁からの指示により、過年度報告分を再確認し、速やかに修正報告を行った。</p> <p>民間への業務委託については、継続可否について検討を行うとともに、委託先における管理状況の点検等を適時、確実に実施し、秘密情報の漏洩防止に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「業務の効率化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> |
|--|---|--|---|

| | | | | | |
|--|--|--|---|--------------------------------|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで一般競争であった政府調達案件（1件）について、改正した政府調達に関する規則等に基づき随意契約に移行した（11月）。 ・ 更なる合理的な契約方式へ移行する案件として、公募を実施しても複数年度にわたり一者応札となっている生産設備の保守、修繕の案件（1件）に関し、公募を実施せず随意契約へ移行するための要件を整理した。 ・ 原材料等についても、「技術審査合格者が一者であり、かつ、製造業者または唯一の代理店」である案件（35品目）については、随意契約への移行について過年度の契約監視委員会で了承されたことから、今後同様の案件が生じた場合には、随意契約へ移行するための要件を整理した。 ・ 以上の各整理事項に基づく随意契約への移行について、契約監視委員会において審議を受け了承された（12月）。 なお、原材料等契約の随意契約への移行については、実施前に契約監視委員へ通知することとした。 <p style="margin-left: 2em;">（原材料等に係る技術審査）</p> <p style="margin-left: 2em;">技術審査を実施している原材料等について、参入業者を拡大するため、技術審査に関する情報をホームページで公表するとともに、種別ごとに対応可能な業者に対して、技術審査情報の周知を行い、技術審査への参加を促した。</p> <p>（ロ）調達に関するガバナンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合理化委員会において新規の随意契約及び2か年度連続して一者応札・応募となった契約全件について点検（5月・12月）し、その点検結果を契約監視委員会に諮った（6月・12月）ところ、契約監視委員会において意見具申又は勧告はなかった。 ・ 合理化委員会において、新規の随意契約案件（10件）について事前に点検し、了承された（5月：1件・8月：5件・平成31年3月：4件）。 ・ 契約実務担当者として必要な知識・技能を付与することを目的とした研修を実施した（6月・10月）。また、電子入札システム研修を実施した（10月）。 ・ 契約事務フローの各プロセスに潜在する各リスクについて、現行のリスクマネジメントが有効かつ効率的なものとなっているかの確認・検証を行い、その結果を集約し、改訂を行った（平成31年3月）。 <p>（ハ）その他の取組</p> | <p><課題と対応> 特になし。</p> | |
|--|--|--|---|--------------------------------|--|

| | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|--|
| | | | <p>●契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数（0件）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札・応募に係る取組として、契約の発注見直しを通じて情報提供を行うとともに、入札参加を取り止めた業者等に対して要因を調査し次回の入札に反映するなど、一般競争入札等における入札参加申込期間の十分な確保、仕様書の見直し、競争参加資格の拡大等、競争性、透明性の確保を図った結果、前回一者応札・応募であった 9 件の契約が二者以上の応札・応募となった。 ・ 少額随意契約に係る取組として、少額随意契約としていた購入契約等について、仕様書の見直し等を行った上で統合し、一般競争入札に移行した（5 件）。 ・ 情報開示の取組として、参入業者をできる限り多く確保するため、ホームページで、契約発注見直しを公表した（6 月：226 件・11 月：249 件）。また、毎月の契約実績について、ホームページで公表した。 <p>ロ 契約監視委員会における定期的な契約の点検の実施</p> <p>新規の随意契約及び 2 か年度連続して一者応札・応募となった契約に関して、契約監視委員会において点検を受けた結果、意見の具申又は勧告はなく、不適切な契約と認められた契約はなかった（6 月・12 月）。</p> <p>なお、審議概要については速やかにホームページで公表した（7 月・平成 31 年 1 月）。</p> <p>ハ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づく対応</p> <p>（イ）官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく対応</p> <p>新規中小企業者が紹介されているサイト「ここから調達」（独立行政法人中小企業基盤整備機構）を活用し、各機関において近隣の新規中小企業者の契約への参加を促すなど、継続的に中小企業者の受注機会の増大に努めた。また、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）に基づき、「平成 30 年度における独立行政法人国立印刷局の中小企業者に関する契約方針」を策定し、ホームページで公表した（10 月）。</p> <p>この結果、平成 30 年度における金額は 6,991 百万円となった（平成 29 年度：6,026 百万円）。</p> <p>なお、毎年度、中小企業庁に通知している官公需の契約実績について、中小企業庁からの指示により過年度分について再確認を行ったところ、平成 27 年度及び平成 28 年度の実績に誤りが生じていたため、速やかに修正報告を行った（6 月）。これを</p> | | |
|--|--|--|--|---|--|--|

| | | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|--|
| | <p>③ 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成27年12月16日付官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を検討する。</p> | <p>③ 極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱う国立印刷局の業務内容や偽造防止技術を始めとする秘密情報の漏えい防止に留意しつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託について検討します。</p> | <p>○障害者就労施設等からの調達の実施（参考指標：件数及び金額）</p> <p>○民間への業務委託の検討</p> | <p>受け、官公需の契約実績に係る確認方法について、見直しを行った。</p> <p>(ロ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく対応 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)に基づき、「平成30年度における独立行政法人国立印刷局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、ホームページで公表した(4月)。また、障害者就労施設等から物品等の調達が可能と思われる案件について、調達の推進を図っており、調達件数及び金額は、43件、9百万円(うち、一般競争入札1件、2百万円)となった(参考指標 平成29年度：41件、8百万円(うち、一般競争入札1件、2百万円))。</p> <p>(ハ) 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法に基づく対応 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)に基づき母子・父子福祉団体から物品等の調達に取り組んでおり、調達件数及び金額は2件、14千円となった(平成29年度：2件、28千円)。</p> <p>③ 民間への業務委託の検討 通知カードの製造については、業務委託の継続に係る検討を行った上で、業務委託を実施するとともに、偽造防止技術を始めとする秘密情報の漏えい防止の観点から、契約の切替えのタイミングで改めて取扱情報の確認や秘密情報の取扱いに応じた委託業者への点検・確認(8月)を行うなど、適正な業務委託の実施に取り組んだ。</p> | | |
|--|---|--|---|---|--|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-------------------------|-------------------|---|
| Ⅲ-1 | 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | |
|--|--------|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|-----------------------------|--|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 | |
| 販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）のうち、上記③について、前年度以下に抑制 | 前年度以下 | | 6,240 百万円 | 6,278 百万円 | 6,543 百万円 | 6,539 百万円 | / | 事業計画は 105%以上 | |
| 経常収支率 | 100%以上 | | 105% | 110% | 106% | 107% | | | |
| 独立行政法人通則法に基づく情報開示 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|-------------------------------------|---|---|---|--|----|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 |
| <p>Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>国立印刷局は、基幹となる銀行券事業が、財務大臣が定める銀行券製造計画によって製造数量が決定され、かつ、納入先が日本銀行のみに限られているといった特殊性を有することから、自らの裁量や努力によって損益の改善を図ることが難しい側面を有している。しかしながら、そうした制約の下にあっても、業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収</p> | <p>Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> | <p>○原価管理の徹底等によるコスト削減</p> <p>○原価管理等による事業別収支、営業収支率の把握、的確な管理</p> | <p>① 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>イ 予算、収支計画及び資金計画の策定</p> <p>業務の確実な実施、業務の効率化及び事業継続性の確保を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成した。当該事業活動の結果、営業利益は 4,688 百万円となった。</p> <p>予算、収支計画及び資金計画に対する実績については、「平成 30 年度の業務実績に関する自己評価書」別表のとおりである。</p> <p>ロ 原価管理の徹底等</p> <p>原価管理については、原価管理システムを用いて、月次の原価計算を遅滞なく確実に実施した。また、把握した原価情報について、原価差異発生状況及びその要因分析を行い、事業別収支の的確な把握・管理に努めた。</p> <p>さらに、コスト意識の更なる向上を図るため、中央技術系研修において若年層（6 月・7 月・9 月・平成 31 年 1 月）及び中堅職員（10 月）に対し原価に関する講義や事業部門内における損益状況に関する研修（5 月・7 月・8 月・11 月・平成 31 年 3 月）を実施するなど、原価及び損益情報に関する教育研修を継続的</p> | <p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>業務の確実な実施や業務の効率化等を踏まえた予算、収支計画及び資金計画に沿って、予算の執行管理を徹底し、健全な財務基盤の維持・改善を図っている。</p> <p>販売費及び一般管理費（広告宣伝費、運送費及び研究開発費を除く）は、平成 29 年度実績を下回った。これは、パソコンの更新等により消耗品費が増加したものの、減価償却費や委託費の減少などによるものである。</p> <p>なお、採算性の確保を示す経常収支率は、旅券冊子及び査証類に係る売上高の増加等により、年度目標の 100%以</p> | <p>評価 B</p> <p><評価の視点></p> <p>事業別の収支や営業収支率を的確に把握し、コスト削減を進めることにより、採算性が確保されたか。</p> <p>法令に基づく財務内容の情報開示を行ったか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>月次及び年次の原価計算を確実に実施し原価差異の発生状況や要因の分析を行った上で、必要に応じた改善策を講じているなど、積極的なコスト削減に取り組んでいる。</p> <p>平成 30 年度は本局職員 573 名に係るパソコンの更新時期に該当し消耗品費が増加したものの、損益状況や原価に関する各種研修の実施や原価差異の発生状況の共有などコスト意識の浸透を図る取組を引き続き推進した結果、販売費及び一般管理費は前年度を</p> | |

| | | | | | |
|---|--|---|---|--|---|
| <p>支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図る必要がある。</p> <p>1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>① 業務運営の効率化に関する事項に記載された目標を踏まえた、適切な予算、収支計画及び資金計画を作成するとともに、各項目について、可能な限り支出等の節減に努める。具体的には、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等により収支の改善を進め、経常収支率を100%以上とする。</p> | <p>1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>① 業務運営の効率化に関する目標を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成します。</p> <p>平成30年度の予算、収支計画及び資金計画は、以下のとおりです。</p> <p>原価管理の徹底により、原価情報や損益情報を迅速かつ正確に把握するとともに、事業別管理を行うことにより、事業別の収支や営業収支率を的確に把握・管理します。また、コスト意識の更なる向上に取り組み、費用の削減に努めるとともに、予算の執行管理を徹底し、予算の範囲内で可能な限り節減に努めます。行政執行法人として、事業の継続性を確保し、事業基盤の強化を図るため、健全な財務内容の維持・改善に努め、利益を確保することにより、事業継続のための研究開発や設備投資を確実に実行します。</p> <p>なお、「経常収支率」</p> | <p>○販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）の効率的な使用への取組（①広告宣伝費、②運送費、③①及び②を除く費用に分類し、各々の使用の効率性に係る検証等を行う）</p> <p>●販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）のうち、上記③について、前年度以下に抑制</p> <p>●経常収支率（100%以上）</p> | <p>に実施した。</p> <p>これらの取組に加えて、各工場においては各種会議等を通じて、原価差異の発生状況を共有するとともに、その要因分析を踏まえて必要に応じ適切な措置を講じるなど、コスト意識の浸透及び効率的な製造に取り組んだ。</p> <p>ハ 予算の執行管理の徹底</p> <p>予算の執行に当たっては、執行に先立って各機関の会計課長等に対して考え方を周知するとともに、支出予算については財務面に及ぼす影響を精査するなど、執行管理を徹底した。また、収入予算についても、製品価格の改定に際しては事前に確認するなど、製品売上の状況を逐一把握した。</p> <p>ニ 事業別収支、経常収支率及び販売費及び一般管理費</p> <p>原価管理及び予算の執行管理を徹底し、事業別収支の的確な把握及び経費の節減に取り組んだことにより、事業別の営業収支率は、銀行券等事業が106%、官報等事業が116%となった。</p> <p>販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）は、広告宣伝費、運送費を含む各費用について、必要性の精査・調整を行うなど、その効率的な執行に努めた。</p> <p>販売費及び一般管理費（広告宣伝費、運送費及び研究開発費を除く）は、パソコンの更新等により消耗品費が増加したものの、委託費や減価償却費が減少したこと等により、6,539百万円となった（平成29年度比4百万円減少）。</p> <p>なお、経常収入69,663百万円に対し、経常支出は64,834百万円となり、経常収支率は107%となった。</p> | <p>上及び事業計画での見込み105%に対し107%と上回っており、指標を達成している。</p> <p>以上のことから、「予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | <p>下回り削減目標を達成している。また、経常収支率についても107%と目標値の100%を大幅に上回っており採算性の確保が図られていると認められる。</p> <p>なお、法令に基づく財務内容にかかる情報開示についても適時適切に実施されている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> |
|---|--|---|---|--|---|

| | | | | | |
|---|--|---------------------------------|--|--|--|
| <p>② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく情報の開示を行うことにより、国民に対する説明責任を果たす。</p> | <p>は、105%を見込みます。 また、「販売費及び一般管理費」について、効率的な使用に取り組みます。さらに、広告宣伝費及び運送費以外の「販売費及び一般管理費」については、前年度以下に抑制するよう取り組みます。 (注) 研究開発関連経費は、販売費及び一般管理費から除くものとします。</p> <p>② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく内容の情報開示を行うこととし、財務諸表について、財務大臣による承認後遅滞なく公表します。</p> | <p>●独立行政法人通則法に基づく情報開示（100%）</p> | <p>② 財務内容の情報開示 平成29年度の財務諸表について、財務大臣の承認（6月）後、遅滞なく、ホームページにおいて公表（6月）するとともに、独立行政法人通則法に基づき、官報に公告した（8月）。</p> | | |
|---|--|---------------------------------|--|--|--|

4. その他参考情報

平成30年度の当期純利益は4,564百万円であり、計画に対して1,515百万円増加した。その主な要因は、旅券冊子及び査証類の納入数量が増加したこと等により売上高が増加したものである。なお、国立印刷局は、運営費交付金等を受領せず、独立採算による運営を行っている。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-----------|-------------------|---|
| IV | 短期借入金の限度額 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|------------------------|------|------|------|------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|--|------|--------------|-----------------------------------|-----------|------|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | コメント |
| | IV 短期借入金の限度額 予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、200億円とします。 (注) 限度額の考え方 事業運営に必要な運転資金額として年間売上高の3か月分を見込んでいます。 | | 該当はなかった。 | <評定と根拠> 評定：— <課題と対応> 特になし。 | 評定 | — |

| 4. その他参考情報 |
|--|
| (予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。 |

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--|-------------------|---|
| V | 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | |
|-------------|------|------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------------------------|--|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | |
|---|--|------|--------------|--|-----------------------------------|--|-----------|---|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | | 自己評価 | | 評価 | |
| | V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 現時点では、不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産はありません。 | | 該当はなかった。 | | <評価と根拠> 評価：— <課題と対応> 特になし。 | | 評価 | — |

| 4. その他参考情報 |
|--|
| (予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。 |

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|---|-------------------|---|
| VI | Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|---|--|------|--|---|-----------|----|---|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 | |
| | VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 平成30年度においては、小田原工場集水路敷地の一部（地番：神奈川県小田原市桑原字上川原855番2外）について、神奈川県小田原市に無償譲渡します。 | | 小田原工場集水路敷地の一部（地番：神奈川県小田原市桑原字上川原855番2外）については、神奈川県小田原市へ無償譲渡した（8月）。また、その残りの敷地についても、引き続き、譲渡に向けて地元自治体と協議を行った。 | <p><評定と根拠> 評定：B 小田原工場集水路敷地の一部については小田原市へ無償譲渡を行った。また、その残りの敷地についても、譲渡に向けた協議を継続している。</p> <p>以上のことから、「重要な財産の譲渡」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | 評定 | B | <p><評価の視点> 小田原工場集水路敷地の一部について、適切に無償譲渡を行ったか。</p> <p><評価に至った理由> 小田原工場集水路敷地の一部については計画どおり無償譲渡を行ったほか、残地についても譲渡に向けた協議を引き続き実施しており、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> |

| 4. その他参考情報 |
|--|
| (予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。 |

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-----------|-------------------|---|
| VII-1-(1) | 内部統制に係る取組 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|------------------------|------|------|------|------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|---|---|---|--|--|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評定 | |
| <p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. ガバナンス強化に向けた取組</p> <p>平成 27 年 4 月の独立行政法人通則法の改正等により、ガバナンス強化の観点から、主務大臣である財務大臣による監督命令や監事の機能強化等が措置されたところである。</p> <p>国立印刷局は国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造している法人であることを踏まえ、以下の各取組を通じ、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>(1) 内部統制に係る取組 「独立行政法人の</p> | <p>VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. ガバナンス強化に向けた取組</p> <p>国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造していることを踏まえ、国立印刷局には、強固な内部統制やセキュリティが求められることから、独立行政法人通則法をはじめとした法令に適合することを確保するための体制その他国立印刷局の業務の適正を確保するための体制等を適切に運用し、内部統制の充実・強化に取り組めます。</p> <p>(1) 内部統制に係る取組 内部統制について</p> | <p>○内部統制の推進に関する規程等に定められた事項の適正な実施</p> <p>○内部統制の推進に関する規程等の必要に応じた見直し</p> | <p>(1) 内部統制に係る取組</p> <p>イ 内部統制の推進</p> <p>業務方法書に定めた業務の適正を確保するための体制を適切に運用した。また、業務プロセス改善の必要が認められるものについては不断の見直しを行うなど、PDCAサイクルを確実に機能させることにより内部統制の推進に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組は、次のとおりである。</p> <p>(イ) 内部統制推進のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立印刷局内部統制推進規則に基づき、本局の内部統制推進委員会において、平成 29 年度業務実績に関する自己評価、平成 30 年度事業計画の進捗状況、平成 31 年度事業計画や中期設備投資計画など、内部統制に係る重要事項について審議した。 理事長及び各理事が各機関の幹部職員から会議等の場を通じて、各機関における内部統制の推進状況や課題への取組状況等を確認した（5 月～平成 31 年 3 月）。 平成 29 年度に発生した印刷誤りに対しては、再発防止策を徹底するとともに、再発防止策の実施状況やその有効性について特別考査を実施し検証するなど、業務プロセスの改善を図った。 <p>(ロ) 報告・相談等の徹底に向けた取組</p> <p>平成 29 年度に発生した事案の原因究明や再発防止に取り組む過程において、業務プロセスにおける関係部門間の情報共有やダブ</p> | <p><評定と根拠> 評定： B</p> <p>内部統制に係る取組については、業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を着実に実施している。</p> <p>業務プロセス改善の必要が認められるものについて不断の見直しを行うとともに、理事長主導の下、報告・相談等の徹底を始めとする内部統制の推進に向けて組織的に取り組んでおり、PDCAサイクルを確実に機能させている。</p> <p>内部統制の推進を図るため、毎年度監査事項を選定し計画どおり内部監査を適正に実施している。</p> <p>以上のことから、「内部</p> | <p>評定 B</p> <p><評価の視点></p> <p>内部統制の推進に関する規程等に定められた事項を適正に実施したか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>理事長を委員長とする内部統制推進委員会において、業務実績や足下の進捗状況など内部統制に係る重要事項を審議したほか、理事長や各理事は各種会議等の開催機会を捉えて各機関における内部統制の推進状況や把握された課題への取組状況等を確認するなど、適正性の確保に向けた取組を着実に実行している。</p> <p>また、内部監査についても、監査計画に基づき適切に監査を実施している。</p> <p>昨年度の業務実績評価における印刷誤り事案を受けて、特に上司の側から一歩踏み込んで部下に報告及び相談等を促す職務意識を啓発するため、理事長自らがメッセージを発信するとともに、全機関を巡回し講話を実施。加えて、理事長の命を受けて報告及び相談等の徹底を図るための実</p> | |

| | | | | | |
|--|---|--|--|---|---|
| <p>業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施する。</p> | <p>は、整備した統制環境の下、組織全体で垂直的統制や相互けん制等を有効に機能させることにより実効性を高めるとともに、独立行政法人国立印刷局業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施します。</p> | | <p>ルチェックの仕組みの改善、上司の側から部下の状況を把握するなどの業務における上司・部下間の報告・相談等の重要性について再認識された。</p> <p>これらを組織の課題として捉え、報告・相談等の徹底を始めとする内部統制に係る管理監督者の意識を改めて啓発するため、理事長自らが管理監督者にメッセージを発信し、各機関に出向き講話を実施した(6月～8月)。また、報告・相談等を徹底するため、本局の内部統制推進事務局は、新たに「報告・相談等の確実な実施に向けた基本方針及び具体的な取組(実施計画)」を策定(6月)し、次の取組を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会、内部統制推進委員会、運営会議の機会を捉え、報告・相談等の重要性について、役員、本局室・部長及び機関長との間において認識統一を行った。 ・ 各機関の幹部職員を対象に内部統制の重要性等に関する研修を実施する等、各種研修の機会を捉えて、内部統制の推進について教育を行った(6月～9月)。 ・ 各機関における内部統制上の課題及びその取組状況について調査を実施し、その結果を役員、本局室・部長及び機関長が出席する会議にて情報共有を図った(9月、平成 31 年 2 月)。 ・ 各機関を巡回し、内部統制に係る意識を啓発するため説明会を開催するとともに、各機関における内部統制上の課題に対する取組状況について確認を行った(10月～11月)。 ・ 内部統制上必要な情報の収集及び伝達に加えて、報告・相談等の取組状況の把握を目的に内部統制推進統括責任者(担当理事)と工場職員との面談を、静岡工場において実施した(11月)。 ・ 全職員を調査対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」において、上司と部下のコミュニケーションの状況等について調査を行った(11月)。 <p>上記の取組を総括したところ、上司と部下の間における報告・相談等に関する意識の相違が、なお課題として認識されたことを踏まえ、継続的な意識啓発を行うこととした。教育内容の見直し、意識啓発の一般の職員への拡大などを内容とする、平成 31 年度の実施計画を策定(平成 31 年 3 月)し、P D C A サイクルによる継続的な改善に向けて取り組むこととした。</p> <p>ロ 内部監査の実施</p> <p>国立印刷局の経営諸活動の全体にわたる管理及び運営の状況について、内部統制の妥当性及び有効性、業務運営の確実性及び効率性並びに財務会計事務の正確性及び合規性の視点から、監査事項を選定し、内部監査を実施した。</p> | <p>統制に係る取組」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していること認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | <p>施計画を新規に策定し、理事を含めた本局職員が各機関を巡回して研修や説明会を開催するとともに、把握された課題については理事長まで情報共有を図った上で、改善に向けた令和元年度の実施計画を策定している。一連の取組は、法人の長のリーダーシップが発揮され、業務運営の向上を図るための P D C A サイクルが自主的かつ戦略的に構築されたものと認められ、高く評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> |
|--|---|--|--|---|---|

| | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|--|
| | | | | <p>また、総務部門による法人文書の管理に関する内部監査において、過去の組織改正の過程において発生したと思われる法人文書ファイルの紛失（1件）が判明した（平成31年2月）。財務省を通じて内閣府へ報告を行うとともに、法人文書管理の徹底に関する実施計画を策定し、全機関に対して法人文書管理の再徹底を行った（「VII. (2) コンプライアンスの確保」参照）。</p> | | |
|--|--|--|--|---|--|--|

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| 4. その他参考情報 | | | | | | |
| (予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。 | | | | | | |

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-------------|-------------------|---|
| VII-1-(2) | コンプライアンスの確保 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|--------------------------|------|------------------------|------|------|------|------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数 | 0件 | | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|--|----------------------|--|--|-----------|--|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評定 | |
| (2) コンプライアンスの確保 コンプライアンスの確保に積極的に取り組むとともに、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させない。 | (2) コンプライアンスの確保 職員に対する研修や講演会の実施等の啓発活動を通じて、更なるコンプライアンスの確保に取り組みます。具体的には、役員と職員との座談会や意識調査を実施することで、コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行います。また、コンプライアンス週間を設定し、各種意識啓発活動を実施することで、職員のコンプライアンスに対する更なる意識の向上を図ります。これらを通じて、業務上 | ○コンプライアンス確保に向けた確実な取組 | (2) コンプライアンスの確保 イ コンプライアンスの確保に向けた取組状況 リスク管理・コンプライアンス推進実施計画（以下「計画」という。）に基づく取組を着実に実施することにより、職員のコンプライアンス意識の向上に向けて取り組んだ。また、業務プロセス改善の必要が認められるものについては見直しを行うなど、PDCAサイクルを機能させることによりコンプライアンスの確保に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ 計画の内容、平成29年度コンプライアンスに関する職員意識調査結果等について、各機関を巡回し管理監督者を対象とした説明会を実施した（6月）。 ・ コンプライアンス週間を設定し、外部講師による講演会及び国立印刷局コンプライアンス・マニュアル等を活用した職場内ミーティングを実施したほか、意識啓発ポスターを作成し各職場に掲示した（7月）。 なお、コンプライアンス週間の実施に先立ち、国立印刷局コンプライアンス・マニュアルを改訂（第7版）し、全役職員に配布した（6月）。 ・ 各種階層別研修において、コンプライアンスの推進に関する講義を行った（採用時研修、監督者研修、管理者研修等6研修、計11回実 | <評定と根拠>評定：C コンプライアンスの確実な確保を図るため、コンプライアンス週間を設定し、講演会や職場内ミーティング、各種研修を実施するなど計画の着実な実施に取り組んでいる。また、意識調査や座談会の実施に加え、コンプライアンス・マニュアルを改訂するなど、継続的に職員のコンプライアンス意識の向上に向けて取り組んでいる。 法人文書に関する内部監査を実施したところ、過去の組織改正の過程において発生したと思われる法人文書ファイルの紛 | 評定 C | <評価の視点> コンプライアンスの確保に積極的に取り組み、業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生を防止したか。 <評価に至った理由> リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づき、各機関の管理監督者を対象とした巡回説明会の実施や各種階層別研修における講義、コンプライアンスに関する職員意識調査の実施など、職員のコンプライアンス意識の向上が図られるよう積極的に取り組んでいる。 なお、平成30年度中に判明した法人文書ファイルの紛失事案については、個人情報や秘密情報は含まれていなかったものの、今後同様の問題が発生することがないよう再発防止の徹底に努められたい。 |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | <p>の不正・不法行為等による重大事象が発生しないよう取り組むとともに、発生時には的確に対応します。</p> | <p>● 業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数（0件）</p> <p>○ コンプライアンス違反発生時の的確な対応</p> | <p>施）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関のリスク・コンプライアンス・リーダー（本局の総括官等）に対して、コンプライアンスに関する必要な知識を付与するため、外部講師によるコンプライアンス推進実務研修を実施した（5月）。 コンプライアンスに関する事例とその解説を記載した「コンプライアンス便り」（毎月）、コンプライアンスに関する研修用資料（毎四半期）等を作成・活用し、各機関においてコンプライアンス意識の啓発に取り組んだ。 コンプライアンスに関する職員の相談窓口として設置している「内部通報窓口」について、窓口設置の趣旨、連絡先等を各機関への巡回説明会やコンプライアンス便りへの掲載等を通じて、職員への周知徹底を図った。 コンプライアンスに関する職員への意識付けや取組の効果を把握するため、全職員を調査対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し、職員のコンプライアンスに関する理解度や職場におけるコミュニケーションの状況等について確認した（11月）。 リスク・コンプライアンス統括責任者（担当理事）と機関の代表者との間において、コンプライアンス座談会を実施した（王子：12月）。 法人文書の管理に関する内部監査を実施（平成31年1月）したところ、過去の組織改正の過程において発生したと思われる法人文書ファイルの紛失（1件）が判明した（平成31年2月）。当該紛失した文書には秘匿すべき個人情報や秘密情報は記載されていないことを確認し、財務省を通じて内閣府へ報告を行った（平成31年2月）。 <p>ロ コンプライアンス違反発生時の的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人文書ファイルの紛失を受け、法人文書の更なる適切な管理に向けて、関連する内部規程を改正するとともに、全機関に対して法人文書管理の重要性について再徹底を行った（平成31年3月）。 東京工場で発生した労働災害に対して王子労働基準監督署から労働安全衛生法令に基づく是正勧告を受けた（8月）ことから、速やかに是正・改善措置を講じた（「VII.5. (1) 労働安全の保持」参照）。 | <p>失が判明した。当該ファイルには個人情報や秘密情報の記載は含まれていなかったものの、印刷局の信頼を損ないかねない事象であることを真摯に受け止め、全機関に対して法人文書管理の重要性について再徹底を図った。</p> <p>以上のことから、「コンプライアンスの確保」については、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められるものの、法人文書の紛失が判明したことを踏まえ、「C」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>過去に法人文書を紛失したことに対し、全機関における法人文書ファイルの管理状況に関する総点検や職員に対する法人文書管理全般に関する教育を実施することにより、法人文書管理の再徹底を図る必要がある。</p> | <p>以上を踏まえ、本項目についてはコンプライアンスの確保に向けた各種取組や違反発生時の的確な対応は実施していると認められるものの、法人文書ファイルの紛失事象が発生しており、法人文書管理の重要性を真摯に受け止める必要があるため、自己評価と同じく「C」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人が自ら課題としているとおり、法人文書の紛失が生じないように再発防止の徹底を図りたい。</p> |
|--|--|--|--|--|--|

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------------|-------------------|---|
| VII-1-(3) | リスクマネジメントの強化 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-----------------|------|------------------------|------|------|------|------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| リスクマップ等の策定及び見直し | 有 | | | | 有 | 有 | | |
| 防災訓練計画の策定の有無 | 有 | | 有 | 有 | 有 | 有 | | |
| 防災訓練の確実な実施 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | |
|---|---|--------------------------------------|--|--|---|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| (3) リスクマネジメントの強化 ① 部門ごとに潜在するリスクについて把握・評価を行い、想定し得るリスクについて、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、不断に対策を改善し、リスク管理を徹底する。 | (3) リスクマネジメントの強化 ① 部門ごとに潜在するリスクを把握・評価した上で、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、その実施状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善するなど、リスクマネジメントの強化に取り組みます。 リスク発生時には、リスク情報の迅速な把握及び報告を行うなど、確実に対応します。 | ●リスクマップ等の策定及び見直し ○リスクマネジメントの強化の取組 | (3) リスクマネジメントの強化 ① リスク管理の取組 リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づく取組を着実に実施することにより、リスクマネジメントの強化に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ 部門ごとに潜在するリスクを把握・評価し、特に重大な潜在リスクについては、国立印刷局全体で管理を行うこととして、リスクごとに発生防止又は発生時の被害低減に向けたリスクマネジメント実行計画を作成し、リスク・コンプライアンス委員会で審議を行った(9月)。その後、リスク・コンプライアンス委員会において、当該潜在リスクに対する対策の実施状況について四半期ごとにモニタリングを行うとともに、年度末に取組の総括を行うなど、PDCAサイクルを確実に機能させた。 ・ 労働基準監督署からは正勧告を受けたことなどのリスク事案発生時においては、独立行政法人国立印刷局リスク管理及びコンプライアンス推進規則等に基づき、リスク情報の迅速な把握及び報告、再発防止策の実施、各機関における情報共有を行うなど確実に対応した。 | <評定と根拠>評定：B 部門ごとに潜在するリスクの把握、評価を行い、特に重大な潜在リスクについては発生防止又は被害低減に向けたリスクマネジメント実行計画を作成し、的確なリスク管理に取り組んでいる。 リスク発生時においては、迅速にリスク情報の把握及び報告を行うとともに、再発防止策の実施、各機関における情報共有など、確実に対応している。 防災週間において、各種防災訓練(延べ103件)を実施し、多数の職員が参加(延べ7,301人)するなど、 | 評定 B <評価の視点> リスクマネジメントの強化に取り組むとともに、不測の災害が生じた場合に確実に対応できる体制を整えているか。 <評価に至った理由> 内部リスクマネジメントの強化を図るため、総務担当理事を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、把握されたリスク毎に発生防止策や被害低減策の審議を行った上で実行計画を作成している。また、計画の実施状況については、四半期毎にモニタリングを行い、必要に応じて翌年度の実行計画に反映させるなど、リスク管理に係るPDCAサイクルを適切に機能させている。 防災訓練については、策定した防災訓練計画に基づき各種訓練を確実に実施し |

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|---|
| <p>② リスク管理を徹底し、不測の災害が生じた場合にも確実に対応することができるよう、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図るとともに、防災訓練計画を策定し、確実に実施する。</p> | <p>② 地震などの大規模災害発生時における被害軽減と円滑な復旧を図るため、防災訓練計画を策定し、安否確認訓練や初動対応訓練等を確実に実施します。</p> <p>また、国立印刷局事業継続計画（BCP）について、緊急時にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、教育・訓練や点検を実施し、必要に応じて見直しを行うなど、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図ります。</p> | <p>●防災訓練計画の策定の有無</p> <p>●防災訓練の確実な実施(対計画100%)</p> <p>○BCMの適切な運用</p> | <p>② 防災管理の取組</p> <p>イ 防災訓練の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災週間に合わせて、各機関において防災訓練計画を策定し、当該計画に基づき、地震対策マニュアルに基づく初動対応訓練、避難訓練、安否確認訓練、モバイル機器を活用した報告訓練などの訓練を実施した。あわせて、消防設備・備蓄品の点検を実施した（8月～9月）。 各機関において、秋季火災予防運動週間（11月）及び春季火災予防運動週間（平成31年3月）の機会を活用し、緊急地震速報訓練、安否確認訓練、初期消火・応急救護訓練、夜間避難訓練、AED取扱講習等の各種訓練及び火災予防教育を実施した。 <p>なお、本局においては、入居施設である共同通信会館が主催する合同防災訓練に参加した（11月）。</p> <p>ロ 事業継続マネジメントの運用状況</p> <p>国立印刷局事業継続推進規則等に定める事業継続マネジメント（以下「BCM」という。）の推進体制の下、国立印刷局事業継続計画（以下「BCP」という。）等に基づき、教育・訓練等に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各工場において、防災訓練と連動したBCP訓練を実施し、BCPに係る手順の確認・徹底を図った（9月）。 本局及び東京工場において、内閣府と連動した緊急官報製造訓練や緊急参集訓練を実施した（9月）。 管理監督者と一般職員の役割に応じてBCPに関する職員教育を実施した（9月～平成31年3月）。 教育・訓練等の実施結果を踏まえ、BCPの点検及び必要な見直しを行い、PDCAサイクルを確実に機能させた（平成31年3月）。 | <p>職員の防災意識の向上に取り組んでいる。</p> <p>事業継続に関する教育・訓練を行うとともに、BCPの点検及び必要な見直しを行うなど、BCMの適切な運用を図っている。</p> <p>以上のことから、「リスクマネジメントの強化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | <p>ている。また、事業継続マネジメントについても、BCPに関する職員教育や内閣府と連動した緊急官報製造訓練を始めとした各種訓練を実施したほか、これらの訓練結果を踏まえた実施計画の見直しも随時行っており、適切な取組を推進している。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> |
|--|--|--|--|---|---|

| |
|--|
| <p>4. その他参考情報</p> |
| <p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。</p> |

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-----------------|-------------------|---|
| VII-1-(4) | 個人情報の確実な保護等への取組 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|--------------|------|------------------------|------|------|------|------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 個人情報漏えいの発生件数 | 0件 | | | | 0件 | 0件 | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|----|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 |
| <p>(4) 個人情報の確実な保護等への取組</p> <p>「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、確実に対応する。</p> | <p>(4) 個人情報の確実な保護等への取組</p> <p>「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、研修を通じて職員へ制度内容等の周知徹底を図るとともに関係規程に基づく点検等を行うことにより、個人情報の漏えいを防止します。また、保有</p> | <p>○個人情報保護及び情報公開への確実な取組</p> <p>●個人情報漏えいの発生件数(0件)</p> | <p>(4) 個人情報の確実な保護等への取組</p> <p>イ 研修等の確実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有個人情報及び情報公開の前提となる法人文書の適切な管理を目的として、制度内容、対応方法等を内容とする各機関総務担当者等を対象とした文書実務研修(6月)、各機関の管理者を対象とした研修(9月)を実施した。 保有個人情報及び法人文書の適切な管理を目的として、関係規程に基づく自主点検を実施し(9~11月)、改善が必要なものについては見直しを行った。 法人文書の管理に関する内部監査を実施(平成31年1月)したところ、過去の組織改正の過程において発生したと思われる法人文書ファイルの紛失(1件)が判明した(平成31年2月)。当該紛失した文書には秘匿すべき個人情報や秘密情報は記載されていないことを確認しており、個人情報の漏えいは発生させていない(「VII. (2) コンプライアンスの確保」参照)。 <p>ロ 開示請求等への確実な対応</p> <p>14件の情報公開請求(平成29年度:6件)について、情報公開に係る関係規程に基づき開示決定等を行った。</p> <p>なお、保有個人情報に関する開示請求はなかった(平成29年度:1件)。</p> | <p><評定と根拠>評定:B</p> <p>個人情報の保護等に関する研修を行うとともに、自主点検や監査を実施し、個人情報の漏えい防止等に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「個人情報の確実な保護等への取組」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応>特になし。</p> | <p>評定 B</p> <p><評価の視点></p> <p>個人情報保護及び情報公開について、確実に対応したか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>保有する個人情報の保護及び情報公開への対応を適切に実施するため、各機関の管理者及び総務担当者等に対し制度内容や対応方法等に係る研修を行ったほか、関係規程に基づく自主点検も着実に実施している。</p> <p>なお、個人情報の漏えいは発生しておらず、また情報公開請求についても法定期限内に開示決定等を行っている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していることから「B」評価とする。</p> | |

| | | | | | |
|--|-----------------------------|--|--|--|--|
| | 個人情報の開示請求や情報公開請求等に確実に対応します。 | | | | |
|--|-----------------------------|--|--|--|--|

| |
|--|
| 4. その他参考情報 |
| (予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。 |

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-------------|-------------------|---|
| VII-1-(5) | 情報セキュリティの確保 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|---------------------------|------|------------------------|------|------|------|------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 情報セキュリティ計画の策定の有無 | 有 | | | 有 | 有 | 有 | | |
| 情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数 | 0件 | | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | | |
| 情報セキュリティ教育の実施 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|--|---|--|--|--|--|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | |
| (5) 情報セキュリティの確保 「政府機関等の情報セキュリティ対策の運用等に関する指針」(平成28年8月31日付サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づき、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、その状況を定期的に点検することにより、対策の不備による重大事象を発生させない。 | (5) 情報セキュリティの確保 情報セキュリティに係る脅威の増大及び国立印刷局の取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性を踏まえ、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。 具体的には、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に則した情報システムの管理及び情報セキュリティの確保に関する規則等の確実な運用及び情報セキュリティ対策推進計画の策定を行います。当該計画に | ●情報セキュリティ計画の策定の有無 ○情報セキュリティ対策の確実な実施・運営 | (5) 情報セキュリティの確保 イ 情報セキュリティの確保 情報セキュリティの確保に関する規程の確実な運用を行い、不正アクセスの防止等情報セキュリティの確保に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ 情報セキュリティ対策推進計画を策定(4月)するとともに、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改正(7月)に基づき、情報セキュリティ確保に関する規則等の再整備を行った(平成31年3月)。 ・ 平成25年度に設置したPOC(注1)及びCSIRT(注2)の円滑な運用を図るため、平成29年度に整備した情報セキュリティ関連規程に基づき、発生した事象への対応や検知情報の評価手順などを内容とするCSIRT運用マニュアルを策定した(9月)。また、毎月1回CIO補佐官を交えたCSIRTの定例会を実施し、国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムにおけるセキュリティ対策の状況や新技術の動向等について情報共有を図った。 さらに、情報セキュリティに精通した人材を育成するため、CSIRTのスキルマップを作成し、CSIRTメンバーの知識の | <評価と根拠> 評価: B 情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、規程やCSIRT運用マニュアルの整備を図るとともに、CSIRTの円滑な運用等の情報セキュリティ対策を着実に実施していることは評価できる。 情報セキュリティ対策教育実施計画に基づき情報セキュリティに関する教育・研修を確実に実施し、職員の情報セキュリティに関する意識向上に向けて取り組んでいる。 情報セキュリティ対策 | 評価 B <評価の視点> 情報セキュリティの確保に取り組み、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生を防止したか。 <評価に至った理由> 情報セキュリティ対策推進計画を策定するとともに、関連規程の改正整備を確実に実施している。 CIO補佐官を交えたCSIRTの定例会を毎月開催しているほか、委託及び再委託業者における情報セキュリティ対策の実施状況を把握するに際しては一部現地確認を実施しているなど、情報セキュリティの確保に向けた着実な取組が行われている。また、外部専門家を活用した脆弱性検査や各種研修等の教育も積極的に実施されている。 | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | <p>基づき、他で発生した事例等も踏まえた情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組むとともに、情報セキュリティ遵守事項の自己点検やシステムのぜい弱性検査等に取り組めます。また、情報セキュリティ対策教育実施計画を策定し、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施します。</p> <p>これらの取組により、情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生を防止するとともに、発生時には的確な対応を行います。</p> | <p>●情報セキュリティ教育の実施（対計画100%）</p> <p>●情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数（0件）</p> <p>○情報セキュリテ</p> | <p>向上に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣サイバーセキュリティセンターからの不審メール及び不正プログラムの注意喚起情報を基に、不審なメールアドレス及びURLの遮断を実施した。また、ぜい弱性が発見されたソフトウェアに対する更新プログラムを適用することにより、国立印刷局ネットワークシステムに係る情報セキュリティの確保を図った。 国立印刷局の情報システムの委託業者に対し、情報セキュリティ対策の実施状況を確認した。また、一部の委託業者に対しては、事業所に赴き現地確認を実施した結果、再委託業者を含め全ての委託業者において、情報セキュリティ対策が適切に実施されていることを確認した（5月～平成31年1月）。 国立印刷局ホームページシステム及び官報配信システムにおいて、常時暗号化通信に対応することにより、情報セキュリティの強化を図った（9月）。 <p>（注1）POC（Point of Contact） インシデント発生時に一元的に対応する専用の連絡窓口</p> <p>（注2）CSIRT（Computer Security Incident Response Team） 組織において情報セキュリティに関する障害・事故等が発生した際に、組織の責任者へ速やかに報告し、被害拡大防止や早期復旧等を円滑に行うための体制</p> <p>ロ 情報セキュリティ教育の実施 情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティ対策教育実施計画を策定し、当該計画に基づき、次の教育を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員に対する教育（4月） CIO補佐官による係長相当職以上の役職員に対する情報セキュリティ講話（10月～12月、761名） リスクアセスメント研修（5月、平成31年2月） LAN管理者・LAN推進員研修受講者に対する研修（11月） 国立印刷局ネットワークパソコンの全利用者に対するeラーニング（11月～12月） 情報システム利用管理者による利用部門内教育（12月） ITトレーナー研修受講者に対する研修（平成31年2月～平成31年3月） <p>ハ 情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生防止及び発生時の的確な対応 重大事象の発生防止を図るため、システムのぜい弱性検査を実施するなど、各種情報セキュリティ対策に着実に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立印刷局の全ての情報システムに対するリスクアセスメント | <p>の不備による重大事象の発生を防止するため、各種訓練や自己点検に加え、新たに国立印刷局の全ての情報システムに対し、リスクアセスメントを実施するなど、継続的な改善に向けてPDCAサイクルを機能させていることは評価できる。</p> <p>情報セキュリティの確保を図るため、各種取組を実施しており、情報セキュリティ対策の不備による重大事象は発生させていない。</p> <p>以上のことから、「情報セキュリティの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> | <p>これらの取組の結果、情報セキュリティにかかる重大リスクは生じていない。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> |
|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | <p>ィ対策の不備による重大事象発生時の的確な対応</p> <p>※「重大事象」 とは、情報システムにおける不正プログラム感染や不正アクセス又はその疑いがある場合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいう。</p> | <p>を実施し、各情報システムが保有する情報資産ごとにリスク特定及びリスク分析・評価を行った（5月～7月）。また、その内容について、定期的なモニタリングを実施した（8月～平成31年3月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムに対する、ぜい弱性検査を実施した（6月～8月）。 ・ サイバー攻撃等のインシデント事案への的確な対応を図るため、CSIRTを対象にインシデント発生想定訓練を実施した（8月）。さらに、インターネットメール利用者を対象に、標的型メール攻撃対応訓練を実施した（8月）。 ・ 情報セキュリティ遵守事項に係る自己点検については、全職員を対象とした点検（11月）並びにシステム利用管理者及び責任者を対象とした点検（12月）を実施した。 <p>以上の点検、検査、訓練を実施し、改善が必要なものについては見直しを行うこととするなど、PDCAサイクルを機能させることにより、情報セキュリティ対策の強化に取り組んだ。</p> <p>なお、情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生はなかった。</p> | | |
|--|--|--|--|--|--|

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

| | | | |
|--------------------|------------|-------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
| VII-1-(6) | 警備体制の維持・強化 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | |
|-------------|------|------------------------|------|------|------|------|-------|-----------------------------|--|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|--|---|--|---|---|----|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 |
| (6) 警備体制の維持・強化 製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。 | (6) 警備体制の維持・強化 製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行います。また、外部要因による突発的な事件事故に対しても適切に対応を図ることができるよう、訓練を実施します。 | ○警備に関する計画の着実な実施及び見直し ○外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応 | (6) 警備体制の維持・強化 警備に関する計画に基づき、製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の仕様をアナログ式から、高画質かつ監視機能の高いデジタル式に変更することとし、順次、更新手続を進めた。 外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力向上を図るため、各機関において防犯訓練計画を定め、当該計画に基づき構内への不法侵入など実際に起こり得る犯罪を想定したシミュレーション訓練を実施した（机上訓練：5月～10月、実技訓練：7月～平成31年1月）。 また、警備職員と外部委託警備員の連携状況について点検した結果、適切な連携の下、確実な警備体制が保持されていることを確認した（9月～11月、平成31年2月～平成31年3月）。 | <評定と根拠>評定：B 警備装置の更新については、計画どおりに着実に手続を進めている。 構内への不法侵入など実際に起こり得る犯罪を想定したシミュレーション訓練の実施や警備職員と外部委託警備員の連携を強化することにより、外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力の向上を図っている。 以上のことから、「警備体制の維持・強化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 | 評定 B <評価の視点> 警備に関する計画を策定し、警備体制の維持・強化が図られたか。 <評価に至った理由> 警備に関する計画に基づき、警備装置の高度化を図る観点から監視機能の高いデジタル仕様へと順次更新するなど、不法侵入等に対する抑止力の強化を図っている。 また、突発的な事件事故に備えシミュレーション訓練を実施するとともに、外部委託警備員と警備職員との連携体制を点検するなど、対応力の維持・強化を図っている。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。 | |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|------------------|--|
| | | | | | <課題と対応> 特になし。 | |
|--|--|--|--|--|------------------|--|

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| 4. その他参考情報 | | | | | | |
| (予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。 | | | | | | |

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|------|-------------------|---|
| VII-2 | 人事管理 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|------------------------|------|------|------|------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 研修計画の策定の有無 | 有 | | 有 | 有 | 有 | 有 | / | |
| 研修計画の確実な実施 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|---|---------------------------|---|---|--|----|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 |
| <p>2. 人事管理</p> <p>組織運営を安定的に行うため、計画的かつ着実な人材の確保やその育成に努めるとともに、適材適所の人事配置、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、労働時間の適切な管理等により、働き方の見直しに取り組む。</p> <p>また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進する。</p> <p>さらに、職員研修に関する計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を実施すること、業務への意欲的</p> | <p>2. 人事管理</p> <p>質の高い人材の確保やその育成に取り組むため、採用活動を計画的に進めるとともに、全職員を対象とした勤務希望調査を実施した上で各個人の適性を考慮し、適材適所の人事配置への取組を推進します。また、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、労働時間の適切な管理等に取り組めます。</p> <p>また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進します。</p> <p>さらに、職員の人材育成</p> | <p>○計画的かつ着実な人材確保、人材育成</p> | <p>2. 人事管理</p> <p>(1) 計画的かつ着実な人材確保等</p> <p>限られた人的資源で業務運営の機能等を最大限発揮させることを目的として平成27年度に策定した国立印刷局人事管理運営方針(以下「人事管理運営方針」という。)に基づき、人材確保等に係る各種取組を着実に実施した。</p> <p>イ 人材の確保</p> <p>多様で有為な人材の確保に向け、次のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用選考活動については、政府方針及び一般社団法人日本経済団体連合会の採用選考方針を踏まえ、採用に係る広報活動は平成30年3月以降、選考試験は6月以降に実施した。 ホームページへの採用情報の掲載、就職情報サイトの活用、合同説明会への参加を通して広く求人活動を行うとともに、全国の試験会場で受験できるテストセンター方式による試験を実施した。 高等学校からの要望及び国立印刷局の業務に対する理解を深めってもらうため、平成30年度から東京工場において高卒採用試験(都内合同)受験希望者を対象とした工場見学を開催(8月、9月)し、その結果23名が参加した。 令和元年度卒業・修了予定者に係る就職・採用活動のスケジュールについて、大学や民間企業等の情報収集に努めるとともに、 | <p><評定と根拠>評定：B</p> <p>人事管理運営方針に基づき、多様で有為な人材の確保に努めるとともに、政府等の指針に沿った採用選考活動を行っている。</p> <p>また、民間企業主催の企業紹介に関するイベントや人事院主催の官庁EXPOにも積極的に参加することにより、多様な学生に国立印刷局をPRするとともに、広く求人活動を実施している。</p> <p>障害者雇用については、ろう学校への訪問や工場見学を実施するなど、継続的な雇用に向けて着実に取り組んでいる。</p> | <p>評定 B</p> <p><評価の視点></p> <p>計画的かつ着実な人材の確保、適材適所の人事配置、女性職員の登用の促進が行われたか。</p> <p>計画的な人材育成により職員の能力向上や技能の伝承が図られたか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>就職情報サイトの活用や合同説明会へ参加したほか、新たに官庁EXPOへの参加や高等学校からの要望を受けて就職希望者を対象とする工場見学会を開催しており、多様で有為な人材を確保するための取組を推進している。また、人事配置に際しては、適材適所が図られるよう、引き続き全職員に対して勤務希望調査及び上司との面談を行っており、技術継承とキャリア形成を踏まえた人事ローテーションが実施されている。</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律に係る雇用率を更に向上させるため、関連施設へ</p> | |

| | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|
| <p>な取組や業務改善活動を奨励するとともに、これらについて顕著な成果を挙げた職員に対する表彰・評価等を通じて、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承を図る。</p> | <p>を図るため、職務遂行上必要な知識の付与、技術・技能の向上、専門的知識の習得等、職員のより一層の資質向上に資する研修計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を確実に実施します。また、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励し、顕著な成果を挙げた職員に対する表彰や、成果の業務への反映を通じた評価を行うこと等により、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承が図られるよう取り組みます。</p> | | <p>令和2年度期首に向けた有為な人材の確保を図るため、採用活動等の検討を行い、合同企業説明会への参加及び業務説明会を開催した。さらに、民間企業が主催する企業紹介のイベント（宮城県、福岡県、東京都の3か所）及び各大学が開催する学内説明会（5校）に参加した。（平成31年2月～平成31年3月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から人事院主催により、国家公務員試験（大卒程度・一般職）の受験を考えている者を対象とした官庁EXPO（全2回）に参加し、その結果、第1回15名、第2回45名の合計60名が来場した。 <p>ロ 適材適所の人事配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の育成、モチベーションの向上等を考慮しつつ、採用年次や採用区分にとらわれることなく、能力及び実績に基づく人事配置を行った。 勤務希望調査を実施するとともに、上司との面談を全職員に対して行うこと等により、職員の適性や能力、キャリア形成の考え方を的確に把握し、平成31年度期首において適材適所の人事配置を行った。 必要な技術・技能の確実な継承に留意しながら、中堅・若手職員を中心に幅広い職務経験を積ませるよう努めるなど、キャリア形成を踏まえた適切な人事ローテーションを行った。 <p>ハ 障害者雇用に向けた取組</p> <p>障害者の雇用を促進するため、ろう学校を訪問し求人活動を行うとともに、当局の業務に対する理解を深めてもらうため、将来、就職を目指す障害者を対象とした工場見学を実施した。</p> <p>また、採用試験においては、聴覚障害者面接時に手話通訳を実施した（障害者雇用率2.92%（平成30年6月1日現在）、参考：法定雇用率2.5%）。</p> <p>これらの取組により、平成31年4月1日付けで2名を新規に採用した。</p> <p>ニ 働き方改革を踏まえた労働時間管理等の取組</p> <p>政府が進めている「働き方改革」や「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律第33号）の改正の趣旨を踏まえ、ワークライフバランスを推進することにより職務能率の一層の向上に資するため、多様で柔軟な働き方が可能となるよう本局及び研究所において導入済みの「勤務時間申告制（フレックスタイム制）」について転入者研修時に説明し、制度の利用促進に努めた。</p> <p>「働き方改革」関連法の改正内容を踏まえ、内部規程の改正及び職員周知を行った。</p> | <p>「勤務時間申告制（フレックスタイム制）」については、多様で柔軟な働き方を求める職員に有効活用されており、ワークライフバランスが推進されている。</p> <p>働き方改革への対応としては、労働基準法等が改正となり、その改正趣旨を踏まえて内部規程を改正するなど適切に対応した。</p> <p>男性職員の育児休業の取得推進を図っており、国立印刷局一般事業主行動計画の目標である13%を上回る実績を得ている。</p> <p>女性職員の活躍を推進するため、女性の積極的な採用や管理監督者への登用を見据えた人事配置や適材適所の人事配置に努めている。</p> <p>研修については、計画に基づき各種研修を着実に実施し、職務遂行に必要な知識、技能等の習得、能力の向上及び技能の伝承を図っている。</p> <p>業務改善活動を推進し、職員の業務意欲・能力の向上を図っている。また、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献し、科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞を受賞している。</p> | <p>の訪問や工場見学会の開催を継続的に実施しており、新規に2名を採用したことは評価できる。</p> <p>また、本年度においても優れた創意工夫が認められ、「科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」を引き続き授与された点についても、高く評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> |
|---|---|--|--|--|--|

| | | | | | |
|--|--|---|---|--|--|
| | | <p>○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の確実な実施</p> <p>●研修計画の策定の有無</p> <p>●研修計画の確実な実施（対計画100%）</p> <p>○職員の業務意欲・能力の向上、技能伝承に向けた取組</p> | <p>また、男性職員の育児休業取得推進を図るため、対象職員及び当該職員の上司に対して個別に制度説明を行い、制度利用の推進に努めた。</p> <p>この結果、男性職員の育児休業取得率は、国立印刷局一般事業主行動計画（国立印刷局子育て支援プログラム）において設定した目標（13%）を上回る34%となった。</p> <p>ホ 女性職員の活躍に向けた取組</p> <p>国立印刷局一般事業主行動計画（女性の活躍の推進）において設定した目標（採用者に占める女性の割合30%以上）の達成に向けて採用活動を進め、平成31年4月1日付け新規採用者95名（技能職）に占める女性の割合は、37%（35名）となった。</p> <p>一般事業主行動計画において設定した目標（令和2年度末までに管理的地位にある女性職員の割合3.4%を上回る）を踏まえて、管理的地位への登用候補者となり得る人材の発掘、育成等を行っており、平成31年4月1日現在における管理的地位の女性職員の割合は、2.9%となった。</p> <p>(2) 研修計画の策定等</p> <p>「自ら考え行動できる人材づくり」を基本とする職員研修方針及び中央研修計画（以下「計画」という。）を策定（平成30年2月）し、当該計画に基づき、各機関が連携して、各研修の計画的かつ効果的な実施に取り組んだ。</p> <p>計画に基づき、自ら変革を主導できる「自律型人材」の育成を目的とした階層別研修、ものづくり基盤を支える技能人材の育成を目的とした技術系研修並びに専門知識・技術の付与及び技術・技能の向上や習得を目的とした職種別研修について、計画的かつ着実に実施した。</p> <p>技術系研修については、若年層・中堅職員を対象に、銀行券の製造に関する基礎知識・専門知識を付与するため、研修センターを始め、研究所及び小田原工場等の施設・設備を有効に活用し、演習及び見学を交え実施した。</p> <p>高度な知識の習得や意識の向上を図るため、国内外の大学及び企業等に職員を派遣した。</p> <p>この結果、計画に定める研修件数70件全てを実施した。</p> <p>業務の効率化、生産性の向上等を目的とした業務改善活動については、各機関においてサークル活動や改善提案を推進するとともに、各機関の取組の成果を発表する場として、本局において業務改善活動発表会を開催し、改善効果や実用性等が優れた案件について表彰を行った（10月）。</p> | <p>以上のことから、「人事管理」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | |
|--|--|---|---|--|--|

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>優れた創意工夫に対し、文部科学大臣から科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞（注）を授与された（4月）。</p> <p>（注）科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞 文部科学大臣が行う表彰の一つであり、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献した者に与えられるもの</p> | | |
|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| 4. その他参考情報 | | | | | | |
| (予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。 | | | | | | |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------------|-------------------|---|
| VII-3 | 施設及び設備に関する計画 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|------------------------|------|------|------|------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|--|--|--|-----------|----|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 |
| | <p>3. 施設及び設備に関する計画</p> <p>平成30年度における施設及び設備に関する計画は以下のとおりです。</p> <p>投資に当たっては、投資目的等について、理事会、設備投資委員会等における厳格な審査に基づき行います。</p> <p>また、投資効果や進捗状況を的確に把握し、計画の見直しや次年度の計画の策定を行います。</p> | <p>3. 施設及び設備に関する計画</p> <p>(1) 設備投資計画の着実な実施</p> <p>設備投資に関する計画を着実に実施するため、次のとおり取り組んだ。</p> <p>イ 設備投資委員会における審議</p> <p>設備投資を計画的かつ着実に進めるため、設備投資委員会において、設備投資計画の策定、個別案件の実施、設備投資計画の進捗状況等を審議し、理事会に報告するなど、PDCAサイクルを確実に機能させた。</p> <p>ロ 設備投資計画の検証・見直し</p> <p>設備投資の実施に当たっては、設備投資委員会（12回開催）において、投資の必要性、仕様の適切性、費用対効果等を検証した上で、価格の妥当性やスケジュールなどを検討し、必要に応じて計画内容の見直しを行うなど、効果的な投資を実施した。</p> <p>設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、毎月、投資案件に係る進捗状況を集約し、内容を精査の上、関係部門に対し情報提供を行った。</p> <p>1件1億円以上の重要な投資案件を中心とした設備投資計画全体に係る各四半期の受入れ及び契約の状況について、設備投資委員会及び理事会において確認する（6月・8月・12月・平成31年2月）とともに、入札不調や低落札等への対策に努めた。</p> | <p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>設備投資の進捗状況を定期的に検証するなど、PDCAサイクルを確実に機能させている。</p> <p>設備投資における計画と実績の差額（△1,820百万円）の要因は、ワイピング廃液処理設備及び新液製造設備の更新に当たって、環境対策のための調査を実施したこと等による受入年度の変更（△1,125百万円）や、競争入札による差額等（△695百万円）によるものである。</p> <p>以上のことから、「施設及び設備に関する計画」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | <p>評価 B</p> <p><評価の視点></p> <p>投資目的等について厳格な審査を行ったか。投資効果や進捗状況を踏まえ、計画の見直しや次年度の計画を策定したか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>策定した設備投資計画の実行に際しては、設備投資委員会において進捗状況の確認や費用対効果等の検証が実施され、必要に応じて計画内容の見直しが行われているなど、PDCAサイクルが適切に機能している。</p> <p>平成30年度の設備投資計画の実績は4,921百万円と計画額に比べ1,820百万円減少しているが、これは計画の実行段階において投資時期を精査検証した結果及び契約差金等によるものであり、効果的な投資が行われていると認められる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成している</p> | | |

| | | | <p>ハ 設備投資実績</p> <p>設備投資額は、4,921 百万円となり、計画額 6,741 百万円に比べて 1,820 百万円下回った。</p> <p>なお、受入れを行った主な施設及び設備は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1181 359 1902 961"> <thead> <tr> <th>計画件名</th> <th>機関</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">インキ製造設備</td> <td>東京工場</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大判機能性検査装置</td> <td>東京工場</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>静岡工場</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>彦根工場</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>貼付機</td> <td>研究所</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>冷温水発生機</td> <td>東京工場</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>ボイラー</td> <td>東京工場</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>変電設備</td> <td>東京工場</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>吸収式冷凍機</td> <td>小田原工場</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>製版棟</td> <td>小田原工場</td> <td>一式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平成 31 年度設備投資計画の策定</p> <p>平成 31 年度設備投資計画については、投資の必要性、価格の妥当性、費用対効果などを踏まえ設備投資委員会及び内部統制推進委員会において審議し、策定した（平成 31 年 2 月）。</p> | 計画件名 | 機関 | 台数 | インキ製造設備 | 東京工場 | 一式 | 小田原工場 | 一式 | 大判機能性検査装置 | 東京工場 | 2 台 | 小田原工場 | 2 台 | 静岡工場 | 2 台 | 彦根工場 | 2 台 | 貼付機 | 研究所 | 1 台 | 冷温水発生機 | 東京工場 | 一式 | ボイラー | 東京工場 | 一式 | 変電設備 | 東京工場 | 一式 | 吸収式冷凍機 | 小田原工場 | 一式 | 製版棟 | 小田原工場 | 一式 | | と認められることから「B」評価とする。 |
|-----------|-------|-----|---|------|----|----|---------|------|----|-------|----|-----------|------|-----|-------|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|--------|------|----|------|------|----|------|------|----|--------|-------|----|-----|-------|----|--|---------------------|
| 計画件名 | 機関 | 台数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| インキ製造設備 | 東京工場 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小田原工場 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大判機能性検査装置 | 東京工場 | 2 台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小田原工場 | 2 台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 静岡工場 | 2 台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 彦根工場 | 2 台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貼付機 | 研究所 | 1 台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 冷温水発生機 | 東京工場 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ボイラー | 東京工場 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 変電設備 | 東京工場 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 吸収式冷凍機 | 小田原工場 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 製版棟 | 小田原工場 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| |
|---|
| 4. その他参考情報 |
| <p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p> <p>平成 30 年度の施設及び設備に関する計画については、インキ製造設備、大判機能性検査装置、貼付機など、当初の計画案件を着実に実施した。</p> <p>なお、ワイピング廃液処理設備及び新液製造設備の更新において、環境対策のための調査を実施したこと等による受入年度の変更や、競争入札による差額等の要因により、計画に対して 1,820 百万円下回ったものの、設備投資に当たって、計画段階や実施段階等での精査、検証を行い、効果的な設備投資を実施した。</p> |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|----------|-------------------|---|
| VII-4 | 保有資産の見直し | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------------|------|------------------------|------|------|------|------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 小田原工場集水路敷地（一部）の譲渡 | | | | | | ○ | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|--|--|---|---|----|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 |
| <p>3. 保有資産の見直し</p> <p>① 小田原工場集水路敷地の一部については、平成30年度中に譲渡を行う。</p> <p>② 王子工場については、平成29年7月に東京都北区と締結した協定書（「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書」）を踏まえ、工場再編に向けた対応を着実に進める。</p> <p>また、虎ノ門二丁目地区再開発事業については、関係者・関係部局との調整を図りつつ、地権者として適切に対応す</p> | <p>4. 保有資産の見直し</p> <p>① 平成30年度においては、小田原工場集水路敷地の一部について、神奈川県小田原市に無償譲渡します。</p> <p>② 王子工場については、平成29年7月に東京都北区と締結した協定書（「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書」）を踏まえ、工場再編に向けた対応を着実に進めます。</p> <p>また、虎ノ門二丁目地区再開発事業については、関係者・関係部局との調整を図りつつ、地権者として適切に対処しま</p> | <p>●小田原工場集水路敷地（一部）の譲渡</p> <p>○王子工場再編等に向けた着実な取組</p> | <p>4. 保有資産の見直し</p> <p>① 小田原工場集水路敷地の一部（地番：神奈川県小田原市桑原字上川原 855 番 2 外）については、神奈川県小田原市へ無償譲渡した（8月）。また、譲渡後の小田原工場集水路敷地（地番：神奈川県小田原市鬼柳字籠場 641 番 2 外）については、譲渡に向け、引き続き地元自治体と協議を行った。</p> <p>② 王子工場再編等に向けた取組</p> <p>イ 王子工場再編 王子工場再編に向けて、北区との共存共栄を前提に定期的に協議を行うとともに、王子工場整備に必要な敷地測量及び事前工事を開始した。また、工場整備に当たっては、「東京都環境影響評価条例」（昭和 55 年条例第 96 号）に基づく環境影響評価（注）の実施が必要であることを確認したことから、北区と今後の進め方について協議を行った。</p> <p>ロ 虎ノ門二丁目地区再開発事業 虎ノ門二丁目地区再開発事業については、業務棟の竣工に向けて、各地権者の要望を踏まえ、平成 25 年 6 月に代表施行者及び地権者との間で締結した合意書の修正等に関する協議を行い、事業スケジュール等を見直した再開発事業に係る合意書を締結（9月）</p> | <p><評定と根拠>評定：B</p> <p>小田原工場集水路敷地の一部について、小田原市へ無償譲渡した。</p> <p>王子工場再編に向けて、事前工事の実施や協定書に基づく北区との協議を定期的実施するとともに、環境影響評価対応についても柔軟に対応するなど事業を進めている。</p> <p>虎ノ門二丁目地区再開発事業については、地権者として事業計画の変更適切に対応するなど事業を進めている。</p> <p>新宿舍の整備計画に基づき、透明性・公平性を確保しつつ、諸手続を適切に進めている。</p> <p>豊島宿舎等については、</p> | <p>評定 B</p> <p><評価の視点> 保有資産の見直しが計画的かつ確実に行われたか。</p> <p><評価に至った理由> 小田原工場集水路敷地に係る残地については譲渡に向けた協議を引き続き実施しているほか、王子工場の再編事業及び虎ノ門二丁目地区再開発事業についても関係者等との調整を進めている。</p> <p>なお、「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき廃止した豊島宿舎敷地については、土地利用履歴調査などの処分に向けた具体的な手続を開始している。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> | |

| | | | | | |
|--|---|--|---|--|--|
| <p>る。</p> <p>③ その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舎の効率的な配置の検討も含めた不断の見直しを行う。その結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行う。</p> | <p>す。</p> <p>③ その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舎の効率的な配置の検討を含め、不断の見直しを行います。その結果、遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。</p> | <p>○その他の保有資産についての平成30年度以降の廃止等に向けた検討の推進</p> | <p>するなど、地権者として適切に対応した。</p> <p>(注) 環境影響評価 大規模な開発事業などを実施する際に、事業者が、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続</p> <p>③ その他の保有資産の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に策定した新宿舎の整備計画に基づき、実施方針の策定等、諸手続を適切に進めた。 「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき廃止した豊島宿舎については、その周辺の敷地を含めた処分に向けて、法令に基づく土地利用履歴調査やアスベスト調査などの手続を開始した。 | <p>処分に向けた手続を開始している。</p> <p>以上のことから、「保有資産の見直し」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> | |
|--|---|--|---|--|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)
特になし。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|---|-------------------|---|
| VII-5-(1) | 労働安全の保持 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | 【重要度：高】労働災害の発生のリスクを踏まえ、その未然防止及び労働者の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であるため。 | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|--------------------|-----------------------------------|------------------------|------|------|------|------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 職場環境整備に資する計画の策定の有無 | 有 | | 有 | 有 | 有 | 有 | / | |
| 職場環境整備に資する計画の確実な実施 | 対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る | | 100% | 100% | 100% | 100% | | |
| 重大な労働災害の発生件数 | 0件 | | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | |
|---|---|--|---|--|---|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| <p>4. 職場環境の整備</p> <p>(1) 労働安全の保持</p> <p>職場環境整備に資する計画を定め、当該計画に沿って安全教育・活動等を行うことにより、安全で働きやすい職場環境を維持する。</p> | <p>5. 職場環境の整備</p> <p>職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令を遵守し、安全活動の一層の推進、健康管理の充実など、職場環境整備及び健康管理に資する計画を策定し、確実に実施します。</p> <p>(1) 労働安全の保持</p> <p>職場環境整備に資する計画に基づき、安全衛生教育の更なる徹底を図るとともに、安全作業基準の確認等を通じて労働災害につながる危険・有害要因の排除に取り組み、重大な労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環境づくりに取り組み</p> | <p>●職場環境整備に資する計画の策定の有無</p> <p>●職場環境整備に資する計画の確実な実施（対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る）</p> | <p>5. 職場環境の整備</p> <p>(1) 労働安全の保持</p> <p>国立印刷局安全衛生管理計画（以下「計画」という。）を策定（平成 30 年 3 月）し、当該計画に基づき、安全衛生教育等に重点的に取り組んだことにより、計画に対する実施率は 100%となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 法令遵守の取組状況</p> <p>「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 号）などの法令の改正状況について適宜確認し、各機関に周知徹底を図ることにより、法令の遵守に取り組んだ。</p> <p>各機関においては、危険・有害要因の排除の取組として化学物質管理実施要領に基づく点検・確認を実施し、安全衛生関係法令の遵守状況を確認した（平成 31 年 1 月～平成 31 年 2 月）。</p> <p>ロ 安全衛生教育の実施状況</p> <p>各機関において、新規採用職員及び配転者を中心に安全衛生教育を実施した（4 月）。また、「労働安全衛生法」第 60 条の規定に基づく職長教育（新任作業長の安全衛生教育）を実施（6 月～8 月）し、必要な知識と安全動作の習得に資する安全教育を繰り返し行っ</p> | <p><評定と根拠>評定：C</p> <p>計画に基づき、法令遵守の取組や安全衛生教育の実施などに確実に取り組んでいる。また、全国安全週間等の取組を着実に実施するとともに、安全作業基準の読み合わせ、リスクアセスメントの実施を推進しており、重大な労働災害は発生していない。</p> <p>しかしながら、発生した労働災害のうち 1 件は、労働安全衛生法令違反として労働基準監督署からは是正勧告を受けたことから、速やかに是正・改善を行うとともに、全局的な再発防止策の徹底に取り組んで</p> | <p>評定 C</p> <p><評価の視点></p> <p>職場環境整備に資する計画を策定し、労働災害発生を防止したか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>国立印刷局安全衛生管理計画を策定し、職長教育や過去の労働災害事例を活用した安全教育など各種の安全衛生教育に取り組んでいる。また、リスクアセスメントの実施により職場の危険・有害要因の排除に取り組んでいるほか、毎月の安全衛生点検に加え、危険予知訓練及び衛生点検も実施している。更に、新規設備の導入に際しては安全作業基準を設定しているほか、既存設備に対しても作業基準の見直しを随時実施しているなど、労働安全の保持に向けた取組を推進している。</p> <p>なお、平成 30 年度において発生した休</p> |

| | | | | | |
|--|------------|------------------|--|--|--|
| | <p>ます。</p> | <p>● 重大な労働災害</p> | <p>た。</p> <p>各機関において、夏季における労働災害防止の徹底を図るため、合図・応答・確認の確実な実施や安全作業基準の読み合わせを実施するとともに、熱中症予防に関する注意喚起を行った（7月）。また、年末年始における機械等の保守・点検作業時などにおける災害防止に向けた注意喚起を行った（12月）。年度末及び新年度に向けた安全対策の強化として、作業手順の確認・徹底など職員の安全意識の向上を図った（平成31年3月）。</p> <p>ハ 危険・有害要因の排除の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクアセスメントにより労働災害の発生原因となる職場の危険・有害要因の排除に取り組んだ。また、労働災害が発生した場合には、発生した機関はもとより、他の機関の関連作業においてもリスクアセスメントを実施し、類似災害の発生防止に努めた。 ・ 化学物質リスクアセスメント（注1）については、労働安全衛生法に基づき、対象となる機関において実施した。その結果に基づき、保護具の着用などの対策を実施しており、健康被害の発生はなかった。 <p>（注1）化学物質リスクアセスメント 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質に対する危険性、有害性等の調査</p> <p>ニ 安全を確保するための取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生点検（注2）の実施（毎月）に加え、全国安全週間（7月）の取組として、危険予知訓練（KYT）、リスクアセスメント研修を実施した。全国労働衛生週間（10月）の取組として衛生点検（注3）を実施するなど、職員の衛生意識の向上を図った。また、国立印刷局の自主的な取組である安全強調週間（平成31年2月）においては、年度末に向けた労働災害防止に対する活動を実施した。 ・ 新規導入設備について安全作業基準を設定する（45件）とともに、既存設備の安全作業基準を再確認し62件の見直しを行った。 <p>（注2）安全衛生点検 各機関の安全衛生委員等による安全衛生に係る点検</p> <p>（注3）衛生点検 各機関の衛生管理者等による衛生環境管理状況の点検</p> <p>ホ 労働災害の発生状況</p> | <p>いる。</p> <p>以上のことから、「労働安全の保持」については、定量的な数値目標を達成しているものの、労働災害の発生状況及び労働災害の発生に起因し、労働基準監督署から是正勧告を受けたことを踏まえ、「C」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>同種・類似の労働災害が発生しないよう、再発防止の徹底を図る必要がある。</p> | <p>業4日以上労働災害3件のうち、凸版印刷機の清掃作業中に手指を挟まれ負傷した1件については、労働安全衛生法違反として労働基準監督署から是正勧告を受けている。安全カバーの設置等の改善措置を直ちに講じるなど迅速な対応をしているものの、労働者の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であり、今後同様の問題が発生することがないよう再発防止の徹底に努められたい。</p> <p>本項目については重要度が高い目標設定をしている中で、労働安全の保持に向けた各種取組や労働災害発生時の的確な対応は実施していると認められるものの、労働基準監督署から是正勧告を受ける労働災害が発生しており、職場環境整備の重要性を真摯に受け止める必要があるため、自己評価と同じく「C」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人が自ら課題としており、同種・類似の労働災害が発生しないよう再発防止の徹底を図られたい。</p> |
|--|------------|------------------|--|--|--|

| | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|
| | | <p>の発生件数（0件）</p> <p>○労働災害の発生状況</p> <p>※「重大な労働災害」とは、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者を伴う労働災害をいう。</p> | <p>計画に基づき各種取組を確実に実施しており、重大な労働災害の発生はなかったが、休業4日以上労働災害が3件発生した（8月・9月）。</p> <p>事案の概要は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製版部門において凸版印刷機の清掃作業中、機械を稼働した状態でローラ端に付着したインキかすを拭き取ろうとしたところ、ローラに手指を挟まれ負傷した（8月）。本件は休業4日以上労働災害であることから、直ちに報告書を作成し、労働基準監督署に提出した。 <p>本労働災害の発生に伴い、王子労働基準監督署による立入調査が実施され、労働基準監督署に対し災害の発生状況の報告、現地確認等への対応を行った。立入調査の結果、機械を停止せずに清掃作業を行ったことについて、労働安全衛生法令に基づく是正勧告を受けた（8月）（「VII.1. (2) コンプライアンスの確保」参照）。</p> <p>当該労働災害及び是正勧告への対応として、直ちに安全カバーの設置、機械を停止して実施する清掃方法の確立、当該災害が発生した作業における安全作業基準の見直しなどの是正措置・改善措置を講じた。労働基準監督署に対しては、是正・改善報告書を提出し、是正・改善が確認されたものとして受理された（9月）。</p> <p>本労働災害の発生を踏まえて、類似災害の発生防止を図るため、令和元年度末までに、国立印刷局が保有している安全作業基準を点検し、必要に応じて見直すこととした。平成30年度においては、回転体の機械作業に係る準備・後始末・調整作業を優先し、安全作業基準の点検を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷機脇の通路を走った際、ゴミ箱につまずき転倒し、作業台に顔面を強打し負傷した（8月）。 ・ 印刷機のフィーダ部において、階段を下りた際、右足を負傷した（9月）。 <p>これら3件の労働災害については、発生した工場において、速やかに発生状況、発生原因、再発防止策を取りまとめるとともに、必要に応じ物的対策を講じたほか、安全ミーティングや危険予知教育を実施し、労働災害の再発防止に取り組んだ。</p> <p>なお、災害事例については、各機関において情報を共有し、類似災害の発生防止に取り組んだ。</p> | | |
|--|--|---|--|--|--|

| |
|---|
| <p>4. その他参考情報</p> |
| <p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p> <p>特になし。</p> |

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|---------|-------------------|---|
| VII-5-(2) | 健康管理の充実 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|------------------|--|------------------------|------|------|------|------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 健康管理に資する計画の策定の有無 | 有 | | 有 | 有 | 有 | 有 | / | |
| 定期健康診断の受診率 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | |
| 健康管理に資する計画の確実な実施 | 対計画 100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る | | 100% | 100% | 100% | 100% | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|---|--|---|---|----|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 |
| (2) 健康管理の充実 健康管理に資する計画を定め、当該計画に沿って定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行うことにより、職員の健康を確保する。また、計画的なメンタルヘルス対策を行うことにより、職員の心身両面の健康管理の充実を図る。 | (2) 健康管理の充実 健康管理に資する計画に基づき、職員の健康確保のため、定期健康診断受診率100%を目指して取り組みます。また、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップや長時間労働者への面接指導を行うほか、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)に基づくストレスチェック並びに研修及び情報提供を行うなど、メンタルヘルス対策の充実 | ●健康管理に資する計画の策定の有無 ●定期健康診断の受診率(100%) ●健康管理に資する計画の確実な実施(対計画100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メ | (2) 健康管理の充実 国立印刷局安全衛生管理計画(以下「計画」という。)を策定(平成30年3月)し、当該計画に基づき、重点実施事項に確実に取り組んだことにより、計画に対する実施率は100%となった。 具体的な取組については、次のとおりである。 イ 定期健康診断の実施状況 全職員を対象とした一般定期健康診断(年1回)については、対象者4,384名全員に対して実施した(受診率100%)。また、深夜業務、化学物質を取り扱う業務等に従事する職員を対象とした特別健康診断(年2回)については、対象者延べ4,622名全員に対して実施した(受診率100%)。 ロ 健康指導等の実施状況 (イ) 有所見者への健康指導・教育の実施状況 ・健康診断の受診者全員に産業医による結果説明を行うとともに、一般定期健康診断及び特殊健康診断の有所見者を対象に、産業医による面接指導を実施した(実施率100%)。また、経過管理対象者には、フォローアップとして保健師による保健指 | <評定と根拠>評定:B 健康診断については、対象者全員に対して一般定期健康診断及び特別健康診断を実施するとともに、産業医及び保健師による有所見者への健康指導・教育についても確実に実施している。 ストレスチェックのほか、各機関において階層別にカウンセリング面談を継続的に実施することにより、メンタルヘルス不調の未然防止に取り組んでいる。 長期休業職員に対する「職場復帰支援プログラム」に基づく職場復帰の | 評定 B <評価の視点> 健康管理に資する計画を策定し、職員の健康の確保に取り組んだか。 <評価に至った理由> 国立印刷局安全衛生管理計画を策定した上で、当該計画に基づき一般定期健康診断及び特別健康診断を確実に実施したほか、有所見者に対しては面接指導等を行うなど適切な健康指導に取り組んでいる。また、各機関においてストレスチェックを実施した上で、結果に応じて産業医が面接指導を実施するなど、メンタルヘルスケアの充実にも取り組んでいる。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。 | |

| | | | | | |
|--|----------------|--------------------------|---|---|--|
| | <p>取り組みます。</p> | <p>ンタルヘルス対策に係る項目に限る)</p> | <p>導・教育を実施した（実施率 100%）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法令等を踏まえ、長時間労働による健康障害を防止するため、月の時間外労働が一定時間以上の職員を対象に産業医による面接指導（80 時間以上の場合）又は保健師による保健指導（45 時間以上 80 時間未満の場合）を実施した（実施率 100%）。 <p>(ロ) メンタルヘルス対策の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止するため、順次、ストレスチェックを各機関において実施した（実施率 100%）。また、その結果に基づき産業医が面接指導を実施した。 新規採用職員や転入者など生活・就業環境に変化のあった職員を対象に、カウンセラーによるカウンセリングを実施した（実施率 100%）。 職場復帰支援プログラム（注）に基づき、心の健康問題により 30 日以上の間欠休した職員（以下「長期休業職員」という。）に対し、産業医による面談を実施（実施率 100%）し、当該職員の円滑な職場復帰を支援した。また、メンタルヘルスケアの充実を図るため、産業医及び保健師に対し、精神科医による助言指導を行った。 <p>(注) 職場復帰支援プログラム</p> <p>長期休業職員等の職場復帰のための支援体制を定め、職員の円滑な職場復帰と再発防止を図るための手引</p> | <p>支援などに取り組んだ結果、長期休業職員（41 人）のうち 32 人（78%）の職員が職場への復帰を果たしており、計画的な職場復帰への支援に努めている。</p> <p>以上のことから、「健康管理の充実」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | |
|--|----------------|--------------------------|---|---|--|

| |
|---|
| <p>4. その他参考情報</p> |
| <p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p> <p>特になし。</p> |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|----------------|-------------------|---|
| VII-5-(3) | 職務意識の向上・組織の活性化 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|------------------------|------|------|------|------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|----------------------------------|---|---|---|----|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 |
| (3) 職務意識の向上・組織の活性化 役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題にかかる情報の共有を通じて、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進める。 | (3) 職務意識の向上・組織の活性化 役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有を通じて、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めます。 | ○役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションの取組 | (3) 職務意識の向上・組織の活性化 イ 各部門における密なコミュニケーションの取組 職務に対する意識の向上及び組織の活性化に向けて、役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションを図ることにより、職務への相互理解を深めた。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ 理事会等の各種会議において、経営層が施策・課題について認識統一を図るとともに、理事及び各部門の長における定期的な打合せ会を経て、情報共有を図った。また、各部門の連絡会等を通じて、その取扱いに留意しつつ、各種会議の議事内容等により、その背景や目的も含めて職員に伝達し、情報共有を図った。 ・ 各部門においては、施策の達成や課題の解決に向けて、各部門の連絡会等を通じて、施策の進捗状況、課題への対応状況等の把握に当たり、職員から問題点等を含めて確認し情報共有を図ることにより、組織内において相互理解を深めた。 ・ さらに、各部門の施策の進捗状況等については、問題点等も含めて、理事及び各部門の長における定期的な打合せ会、理事長及び理事による打合せ会（毎週開催）において、情報共有を図った。 ロ 内部統制の推進による取組（「VII1. (1)内部統制に係る取組」 | <評定と根拠> 評定：B 理事会等の各種会議、内部統制やコンプライアンスの確保に関する取組などを通じて、役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションを図るとともに、施策、課題等に係る情報の共有を図ることにより、更なる職務に対する意識の向上及び組織の活性化を図っている。 以上のことから、「職務意識の向上・組織の活性化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。 | 評定 B <評価の視点> 役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションが実現するよう取り組んだか。 <評価に至った理由> 理事会等の会議で経営層に認識統一が図られた施策や課題については、当該施策等が実施される基となった背景や目的が担当する現場職員にも理解されるよう、各部門における連絡会等を活用した情報共有が行われている。 また、実施された施策の進捗状況等については、問題点も含めて現場職員から確認するとともに、理事長を含めた経営陣による打合せ会に毎週報告され更なる改善に向けた取組が検討されている。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。 | |

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| | | | <p>参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度に業務プロセス改善の必要が認められる事案が発生したことを受けて、報告・相談等の徹底を始めとする内部統制に係る意識を啓発するため、理事長自らが管理監督者にメッセージを発信するとともに、各機関に出向き講話を実施した（6月～8月）。 本局の内部統制推進事務局は、報告・相談等の徹底に向けた基本方針及び実施計画を策定（6月）し、職員の意識向上に向けて研修等を実施した。 理事長及び各理事が各機関の幹部職員から会議等の場を通じて、各機関における内部統制の推進状況や課題への取組状況等を確認した（5月～平成 31 年 3 月）。 内部統制上必要な情報の収集及び伝達を目的として、内部統制推進統括責任者（担当理事）と工場職員との面談を静岡工場において実施した（11月）。 <p>ハ コンプライアンスの確保による取組（「VIII. (2) コンプライアンスの確保」参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスに関する取組の効果や職員の意識等を把握するため、全職員を調査対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施した（11月）。 リスク・コンプライアンス統括責任者（担当理事）と機関の代表者との間において、コンプライアンス座談会を実施した（王子：12月）。 | | |
|--|--|--|---|--|--|

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

| | | | |
|--------------------|------|-------------------|---|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
| VII-6 | 環境保全 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|------------------|----------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 環境保全計画の策定の有無 | 有 | | 有 | 有 | 有 | 有 | | |
| 環境保全計画の確実な実施 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | |
| 温室効果ガスの削減 | 20%減 | 平成13年度比 | 28.6%減 | 28.4%減 | 30.1%減 | — | | |
| | 24%減 | 平成17年度比 | — | — | — | 29.9%減 | | |
| 廃棄物排出量の削減 | 過去5年平均以下 | | [目標: 7,118t] 6,232t | [目標: 6,808t] 6,222t | [目標: 6,457t] 6,413t | [目標: 6,276t] 6,499t | | |
| ISO14001認証の維持・更新 | 100% | | 100% | 100% | 100% | 100% | | |
| 環境報告書の作成、公表の有無 | 有 | | 有 | 有 | 有 | 有 | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|--|--|--|---|----|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | 理由 |
| <p>5. 環境保全</p> <p>製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点から、「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)等を踏まえた環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達</p> | <p>6. 環境保全</p> <p>地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)等を踏まえた環境保全計画を策定し、確実に実施します。</p> <p>温室効果ガス排出量の削減については、効率性にも配慮しつつ環境設備の的確</p> | <p>●環境保全計画の策定の有無</p> <p>●環境保全計画の確実な実施(対計画100%)</p> <p>○環境保全のため</p> | <p>6. 環境保全</p> <p>環境保全と調和の取れた事業活動を行うため、環境保全計画(以下「計画」という。)を策定(平成30年3月)し、当該計画に基づき環境マネジメントシステムの運用による環境保全活動を遂行したことにより、計画に対する実施率は100%となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>(1) 環境法規制の遵守</p> <p>環境関連法令等を確実に遵守するため、環境関連の届出・申請一覧の点検・更新等を行った(8月~9月)。</p> <p>各機関における環境関連法令等の遵守状況の実地調査を実施した結果、是正を要する事項はなかった(11月)。</p> <p>(2) 温室効果ガス排出量の削減</p> | <p><評価と根拠> 評価: B</p> <p>温室効果ガス排出量については、空調機の更新やLED照明器具の採用など、環境マネジメントシステムに基づき省エネルギーの取組を実施したことにより、目標(平成17年度比24%減)の120%以上達成となる29.9%の削減となっている。</p> <p>廃棄物排出量については削減目標を達成できなかったことを踏まえ、廃棄物削減の推進</p> | <p>評価 B</p> <p><評価の視点></p> <p>環境保全計画を策定し、着実に実施しているか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>環境保全計画を策定した上で、環境マネジメントシステムの確実な運用を図っている。具体的には、空調機の更新などエネルギー効率の高い設備の導入により温室効果ガスの排出量削減は目標値の24%を大きく上回る29.9%(対目標値125%)の削減を実現したほか、すべての工場及び研</p> | |

| | | | | | |
|--|--|---|---|---|--|
| <p>やISO14001認証の維持・更新等を行うことにより、環境保全を図る。</p> | <p>な導入を進め、平成30年度の温室効果ガス排出量を、平成17年度と比較し、24%以上削減するよう取り組みます。</p> <p>廃棄物排出量の削減については、廃棄物の減量化対策に取り組むことにより、平成30年度の廃棄物排出量を過去5年間の実績平均値以下とするよう取り組みます。</p> <p>また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001認証の維持・更新を行うとともに、役職員の環境保全意識の向上を図り、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組めます。</p> <p>さらに、環境保全計画に基づく環境関連法令の遵守、資源・エネルギー使用量の抑制など、環境に対する取組について記載した環境報告書を引き続き作成し、ホームページにおいて公表します。</p> | <p>に必要な設備的確な導入及び導入時における効率性の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ●温室効果ガスの削減（平成17年度比24%減） ●廃棄物排出量の削減（過去5年平均以下） ●ISO14001認証の維持・更新 ●環境報告書の作成、公表の有無 | <p>温室効果ガス排出量の削減につながる設備投資について、効率性の検証を行うとともに、事前確認を実施し、設備投資計画に反映した。</p> <p>空調機の更新、LED照明器具の採用など、エネルギー効率の高い設備の導入により、温室効果ガス排出量は36,497t-CO2となり、基準年度である平成17年度(52,086t-CO2)と比較して29.9%(15,589t-CO2)の削減となった。</p> <p>(3) 資源使用量の抑制及び廃棄物削減の推進</p> <p>廃棄物排出量については、計画に基づき、リサイクル資源としての有効利用や廃棄物の削減に努めたが、廃棄物排出量の実績は6,499tとなり、過去5年平均(6,276t)と比較して、3.5%(223t)上回る結果となった。</p> <p>この主たる要因は、製紙工程において老朽化した製紙設備の部品が紙料に脱落・混入したため、当該紙料の全量を廃棄物として処理したこと等によるものである。</p> <p>この対策として、老朽化した製紙設備に対しては、令和3年度に更新することとし、それまでの間は保守点検の実施回数を増加することにより部品の脱落を未然に防止することとした。また、排水処理設備の機能を最大限活用し、水分量の削減による廃棄物の減量化を図ることとした。</p> <p>(4) ISO14001認証の維持・更新</p> <p>ISO14001（注）認証について審査を受審し、次のとおり認証の維持・更新を行った。</p> <p>イ 維持 研究所・東京工場・王子工場・小田原工場・静岡工場 岡山工場</p> <p>ロ 更新 彦根工場</p> <p>(注) ISO14001 企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際規格</p> <p>(5) 環境保全に関する啓発活動の推進</p> <p>各機関において、環境月間における取組を企画し、講演会等の環境保全教育の実施、工場周辺の美化活動、廃棄物処理状況の確認及び環境保全施設の点検を行うなど、環境保全意識の向上に向けて、啓発活動を推進した（平成30年6月）。</p> <p>平成29年度の環境保全に係る活動実績を「環境報告書2018」として作成し、ホームページで公表した（平成30年7月）。</p> | <p>を図る必要がある。</p> <p>ISO14001認証審査において、認証を維持・更新することができたことは、環境マネジメントシステムの運用が確実に行われ、各職員が環境保全活動に積極的に取り組んだ結果である。</p> <p>国立印刷局における環境保全に係る取組を広く情報発信するため、毎年度継続的に「環境報告書」を作成し、公表している。</p> <p>以上のことから、「環境保全」については、定量的な数値目標のうち、「廃棄物排出量の削減」が目標未達成となったものの、「温室効果ガスの削減」については120%以上達成している。また、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | <p>究所においてISO14001認証の維持・更新を行っている。</p> <p>また、環境保全意識の向上を図るため、美化活動や講演会等の啓発活動を引き続き推進しており、活動実績については「環境報告書」に取り纏めた上で、ホームページに公表している。</p> <p>なお、平成30年度においては、廃棄物排出量の削減目標が未達となっている。これは、令和3年度に更新予定の老朽化設備にかかる部品が損傷し製紙用水に破片が混入したことを受け、誤って廃棄に際して脱水処理を行わなかった結果、測定量が増加したことが主な要因となっている。同様の問題が発生することがないよう管理の徹底を図られたい。</p> <p>環境保全に向けた各種取組が確実に実施されているほか、温室効果ガスの排出量削減については目標を大きく上回る成果を得ている。しかしながら、定量的指標である廃棄物排出量の削減が未達となっており、自己評価において「B」とした評価は妥当である。</p> |
|--|--|---|---|---|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------|-------------------|---|
| VII-7 | 積立金の使途 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元 年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|------|-----------------------|---------------------------------------|-----------|---|
| 年度目標 | 事業計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | |
| | 7. 積立金の使途 独立行政法人国立印刷局法（平成 14 年法律第 41 号）第 15 条第 2 項に基づき、前事業年度の終了時において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。 | | 7. 積立金の使途 該当はなかった。 | < 評価と根拠 > 評価：— < 課題と対応 > 特になし。 | 評価 | — |

| 4. その他参考情報 |
|--|
| (予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。 |